

平成 31 年 網走市議会
平成 31 年度 予算等 審査特別委員会 会議録
第 3 号 平成 31 年 3 月 13 日 (水曜日)

○日 時 平成 31 年 3 月 13 日
午前 10 時 00 分開議

○場 所 議 場

○出席委員 (14 名)

委員 長	井 戸 達 也
副委員 長	金 兵 智 則
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	栗 田 政 男
	近 藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	立 崎 聡 一
	永 本 浩 子
	平 賀 貴 幸
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	山 田 庫 司 郎
	渡 部 眞 美

○欠席委員 (0 名)

○委員外議員 (0 名)

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	川 田 昌 弘
企 画 総 務 部 長	岩 永 雅 浩
市 民 環 境 部 長	鈴 木 直 人
健 康 福 祉 部 長	岩 原 敏 男
農 林 水 産 部 長	川 合 正 人
観 光 商 工 部 長	後 藤 利 博
観 光 商 工 部 参 事 監	二 宮 直 輝
建 設 港 湾 部 長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
企 画 調 整 課 長	秋 葉 孝 博
総 務 防 災 課 長	岩 尾 弘 敏
財 政 課 長	林 幸 一
戸 籍 保 険 課 長	江 口 優 一
生 活 環 境 課 長	近 藤 賢

生 活 環 境 課 参 事	高 田 浩 昌
健 康 推 進 課 長	武 田 浩 一
健 康 推 進 課 参 事	永 森 浩 子
社 会 福 祉 課 長	酒 井 博 明
介 護 福 祉 課 長	桶 屋 盛 樹
子 育 て 支 援 課 長	清 杉 利 明

教 育 長	三 島 正 昭
学 校 教 育 部 長	田 口 桂
社 会 教 育 部 長	猪 股 淳 一

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
事 務 局 次 長	細 川 英 司
総 務 議 事 係 長	高 畑 公 朋
総 務 議 事 係 主 査	寺 尾 昌 樹
係	早 淵 由 樹

午前 10 時 00 分 開議

○井戸達也委員長 おはようございます。

本日の出席委員は14名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは早速、本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑に入ります。

関連であります議案第14号、議案第17号から議案第21号までの6件についても、あわせて質疑いただきます。

なお、議案第11号については、18日の特別会計、企業会計での質疑となります。

それでは、質問者挙手を願います。

小田部委員。

○小田部照委員 おはようございます。早速、質問に入らせていただきます。

まずは、ことしのまちづくり7ページ、プレミアム付商品券発行事業の1億7,592万円について、この事業の概要についてお聞きいたします。

○酒井博明社会福祉課長 プレミアム付商品券発行事業の事業概要についてであります。本年10月に地方消費税の10%への引き上げが低所得者、

子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に、この商品券の販売を行うものでございます。

対象者は平成31年度住民税の非課税者及び3歳未満の子供が属する世帯の世帯主が対象となりまして、低所得者が6,300人、3歳未満の子供が700人でございます。

販売する商品券は、販売額2万円で2万5,000円分の商品券を販売いたします。額面は1枚500円、10枚つづりで5回に分けて購入が可能となるように検討しております。

購入限度額は住民税非課税者は非課税者の数掛ける2万5,000円、子育て世帯は1世帯当たり3歳未満の子供の数掛ける2万5,000円となります。

○小田部照委員 前はこれ全世帯が対象となるようなプレミアム商品券というのがあったと思うのですが、今回は消費税10%に伴い低所得者と3歳未満の子供というようなお話で理解はできませんが、この利用方法についてはどのようにしているのか。

○酒井博明社会福祉課長 プレミアム付商品券の利用方法についてであります。対象者が購入した商品券はプレミアム付商品券利用可能店舗でのみ使用できるものでありまして、利用可能な店舗は公募により決定していくこととなります。

利用可能店舗登録への方法については、商工会議所の加入店舗など、今後協力依頼の方法を検討して、より多くの店舗で利用が可能となるように努めていきたいと考えてます。

○小田部照委員 わかりました。これはあくまで国の制度ということなのでしょうけれども、これは網走の裁量みたいのはあるのでしょうか。例えば、対象者をその市町村で独自で決めることができるものなのか、全国一律のものなのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 この事業は全額国の負担の中で行っている事業ですので、基本的には国の仕組みで定められた枠内の範囲で行うという事業ですので、先ほど申し上げたような事業内容で行うということを考えております。

○小田部照委員 この限られた枠の金額の中では、網走独自に例えば年金暮らしの高齢者とかにも買えるような制度にもできるという認識でよろしかったでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 対象者が国のほうで所得の制限で限られておりますので、年金生活者であっても課税されるような年金生活者ということになると対象とならないことになっております。

○小田部照委員 理解いたしました。

いや、すばらしい事業だと思いますので、今後も、周知の方法などはどのように考えているのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 事業の周知についてありますが、対象者となる非課税者の方につきましては、6月中に購入希望申請書の発送をすることで周知するという事を考えております。

子育て世帯の方につきましては、9月ごろに購入引換券を対象世帯に発送して事業周知を図る事を考えております。

このほか、市の広報誌やホームページ、新聞への折り込みなどで事業周知を図っていくこととしております。

○小田部照委員 理解いたしました。

それでは次に、障がい児福祉サービス利用負担金446万円について概要を伺います。

○酒井博明社会福祉課長 本事業の概要でございますが、網走市ではこれまで網走市障がい児通所支援利用者負担金助成事業によりまして、児童通所サービスにおける利用者負担の半額を独自で助成しておりました。

一方、国は2019年10月から新たな子育て支援施策として幼児教育の無償化を実施し、これにあわせて未就学児童を対象とした児童通所サービスである児童発達支援も無償化されることが決まっております。

こうした国の動きに先行しまして、市の単独事業で安心して子育てができる環境を提供する子育て支援策として、これまで助成対象であった児童通所サービスのみならず、障害者総合支援法に基づくサービスを含めまして、18歳未満の障がい児に対する福祉サービス全般の利用者負担金を全額助成し、無償化を図ろうとするものでございます。

なお、本事業の予算に、先ほど申し上げました10月からの国の制度として実施される児童発達支援の無償化分は国のほうで補填されるので、この予算の中には入れておりません。

○小田部照委員 これまでにはなかった制度ということで、大変ありがたいことだと思いますが、

利用者の負担の軽減となる対象者というのはどれくらいの数なのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 本事業予算による助成対象となる人数ですが、児童福祉法に基づく児童通所サービスで約150名、障害者総合支援法に基づく介護給付で約6名、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち日常生活支援用具支給で約10名、移動支援など地域生活支援事業のその他の事業で約60名、同じく障害者総合支援法に基づく補装具給付で約15名と見込んでおります。

○小田部照委員 わかりました。

とてもすばらしい事業だと思いますので、今後もうずっと続けていっていただきたいと思いますが、今後のそういった見通しのほうはどうなっているのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 2019年10月から国は新たな子育て支援策として幼児教育の無償化を実施し、これにあわせて未就学児童を対象とした児童通所サービスである児童発達支援も無償化されることとなるため、次年度以降の事業予算は国費で補填される分減額となる見込みであります。

本事業は市の単独事業でありますので、安心して子育てできる環境を提供するための支援策として行うものでありますので、現時点で事業の年限を区切るということは考えておりません。

○小田部照委員 わかりました。継続していただけるように要望しておきます。

次に、北海道障がい者スポーツ大会開催事業381万円とありますが、これについて概要を伺います。

○酒井博明社会福祉課長 北海道障がい者スポーツ大会は北海道障がい者スポーツ協会、北海道及び開催自治体が主催となりまして、身体障がい者及び知的障がい者がスポーツを通じて体力を維持し、増進し、障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、道民の障がい者に対する理解を深め、北海道における障がい者のスポーツをより発展させることを目的として毎年開催されております。

当市におきましては、平成18年度に近隣2市4町との共同で本大会を実施いたしました。31年度の第57回大会は、網走市、北見市、美幌町を会場として6月に開催いたします。

参加選手は約700名を見込んでおりまして、このうち網走市ではメイン競技である陸上競技及び

ソフトボール、フットベースボールを開催し、参加選手は約550名を見込んでおります。

大会経費は総額約1,200万円で、うち半額は北海道からの補助金となりまして、残り半額を開催自治体において、参加選手等で案分し負担するというふうにしております。

○小田部照委員 わかりました。

障がい者スポーツ大会ということで、地元の日体大附属高等支援学校の生徒を初め、地元の子供なのか選手なのか、というのはどういった方々が参加する予定なのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 本大会の参加申し込みについては、例年自治体を通じて行うこととなるため、これまでは市に開催案内が届きまして、市から関係団体、福祉事業所等に周知を行ってまいりました。平成30年度の空知大会では、網走市身体障害者福祉協会から3名、日体大附属高等支援学校から3名の参加がありました。

平成31年度の地元開催に当たっては、近日中に開催案内を全道に送付する予定となっておりますが、既に日体大附属高等支援学校に対して参加要請は行っております。またそのことにあわせまして、市内福祉事業所に直接出向き、より多くの参加者を募ってまいりたいというふうに考えております。

なお、本大会の参加対象は13歳以上ということになっておりますので、市内の中学校や高校への情報提供なども検討してまいりたいと考えております。

○小田部照委員 これは持ち回りの大会だとは思いますが、せっかくの北海道障がい者スポーツ大会をこの網走で開催されるということで、地元の選手にもたくさん参加していただけるような取り組みにも力を入れていただきたいと思っております。

障がい者のことを理解していただくためにも、ノーマライゼーション社会の実現のためにも、この大会がオール網走での実施となるような取り組みが必要だと思っておりますが、その辺はどのように考えているのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 本大会の開催に当たりましては、実行委員会を設置しておりますが、この実行委員会には具体的な競技運営を行うオホーツク陸上競技協会や網走野球連盟を初めとしまして、網走市体育協会、網走市身体障害者福祉協会、網走市手をつなぐ育成会、網走市社会福祉協

議会、日体大附属高等支援学校に御参加をいただいているところでございます。

加えまして、当日の運営に当たっては、手話通訳や身体介助などに当たるボランティアが100名以上必要になると見込んでおりますので、ボランティアにつきましては社会福祉協議会などとも連携いたしまして、広く募集して多くの方にこの大会にかかわっていただき、障がい者スポーツへの理解を広めていきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 私もぜひ参加協力したいと思っています。スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支えると、たくさんの市民の方にそういつてかかわっていただけるような取り組みを進めていただきたいと思います。

終わります。

○井戸達也委員長 次、川原田委員。

○川原田英世委員 それでは、私のほうから何点が質問させていただきたいと思います。

まずひとり親家庭支援事業の中から何点が伺いたいのですが、子供の貧困の状況でたびたび質問させていただいていますが、私の言っていたときには2015年のデータを元にしていたものですから、そのときには北海道で貧困の状態は20%ちょっと、20.4%ぐらいあったと思うのですが、最新のデータだと23%を超えるような状況になっているということで、子供の貧困の状況は非常にまたさらに悪くなってきているということがあるのだというふうに思います。それに対しては網走市の状況も伺っている中では、24.8%というときもあったり、大体23%から24%ぐらいの間を推移していると思うのですが、北海道全体でそれだけ深刻な状況になっているのとあわせて、網走の状態もちょっとよくない状態もあるのだというふうに思います。

そんな背景をもとに今後どうなっていくのかを含めて、まずひとり親家庭の状況からちょっとお伺いをしたいというふうに思います。というのも、やっぱりひとり親の状況、ひとり親家庭の方が余にも貧困の状態の多くを占めているということがありますので、そこをしっかりと把握することから今後どのような対策をしていくのかというのが、非常に大切なことだというふうに思うのですね。それでまず1点伺いたいのですが、このひとり親家庭支援事業の中の児童手当の部分です

が、児童扶養手当支給事業について、これが今予算としてあるわけですが、これが何件分、何世帯分ほど計算しているのかをお伺いしたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 児童扶養手当の受給者の実績でございますが、まず平成28年度が368名、平成29年度が384人、平成30年度の見込みが約350人となっております。近年は360人程度で推移をしているというふうに認識をしております。

また、平成24年度から平成27年度におきましては390人前後で推移をしておりましたので、若干ではございますが、人口の減少に伴いまして減少傾向にあるというふうに考えております。

また、31年度予算におきましては、375人分の見込みとして予算を計上しているところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。人口減少に伴って若干は減っているけれどもというところだというふうに思います。

全体的な割合については、また今後いろいろと検証していきたいなというふうに思うところです。

そういった中で、やはり支援をしていくという取り組みが、これからさらに重要になってくるのだと思うのですが、これもたびたび聞いているところなのですが、その中にやはり母子家庭等自立支援給付金の事業ですね。これが今回も予算がついているところなのですが、現状どうなっているのか、そしてこの予算ではどのような計画を持っているのかをお伺いします。

○清杉利明子育て支援課長 ひとり親家庭支援の一つでございます自立支援給付金の支給実績につきましては、まず自立支援教育訓練給付金としましては、平成28年度がゼロ件、平成29年度が1件、平成30年度の見込みがゼロ件となっております。対象の講座等の受講費を助成しているものでございます。

また、高等職業訓練促進給付金としましては、平成28年度が3件、平成29年度も3件、平成30年度の見込みが3件となっております。準看護師の資格を取得するため学校に通っているうちの生活費等の給付金を支給しているものでございます。

また31年度におきましても、見込み数を勘案し

まして予算を計上しているところがございます。

○川原田英世委員 状況はわかりましたけれども、準看の部分なのですけれども、3名、3名、3名、これは同じ方がこれまではずっと受けていたということで認識していいのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 準看護師の学校につきましては、2年間通うこととなりますので、その年度によってずれはありますが、重複している件数もでございます。

○川原田英世委員 わかりました。重複する部分もあって、2年間ということなので同一の方でなく3名ということだと思いののですが、これやっぱりいつも議論になるのですけれども、やっぱりしっかり活用してもらってというのが大事だというふうに思うのですけれども、そういった周知の部分は何か検討されている、新たに検討されていることとかはあるのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 新たな部分では、今のところ国の制度に基づいて事業を行っているものがございますので、ただ平成31年度におきましては国のほうでも改正の予定がありまして、今までは最長で3年間だったのが、これが最長で4年間まで支給が可能になるというふうな予定となっているというふうに聞いております。

また、あと修学の最終年度の1年間につきましては、支給額を加算するというふうな点も改正予定というふうにお聞きをしております。

○川原田英世委員 これがすごく大事な部分だというふうに思うのですよね。

今までは3年でというところが4年になると、4年の教育にプログラムも参加できる、大学等にも挑戦できるような機会も得ることができるのではないかと。さらには最終年度に少し手厚くというところで、やっぱりそこをさらに周知していかななくてはいけないのだなというふうに思うのですね。制度が変わりましたよということで、ぜひ該当する方たちに直接でも案内をしていただいて、進めていただきたいと思いますと思うのですが、そういった取り組みがあるかお伺いをします。

○清杉利明子育て支援課長 今現在、継続の見込みがある方に、また事前に来年度からの部分で相談がある方につきましては、改正となりましたら、その御案内はしたいというふうに思いますし、毎年申請等におきましては、広報誌等も活用

して周知をしているところがございますが、広報誌等も活用しながら周知に努めてまいりたいというふうに思います。

○川原田英世委員 やっぱり該当する方にいろいろ話を聞いていると、知らない方が結構多くて、でも何かに挑戦したいんだとか、パソコン買っているのと勉強したいとあって、でもなかなか苦しい生活状況があるとか、そういう相談を受けたりするものですから、そういうときにこの事業があるのですよということを教えたりするのですけれども。もっと周知の仕方をしっかり、なかなか書いているからって読むかという、そういうわけには、そういうことではないのですよね。該当する方は限られていると思いますので、直接でも案内する方法をぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思います。

次、その下のひとり親家庭臨時特別給付金給付事業なのですが、これちょっと内容わからないものですから、御説明をいただきたいなというふうに思います。

○清杉利明子育て支援課長 ひとり親家庭臨時特別給付金給付事業につきましては、新年度からの新規事業でございますが、これにつきましては、本年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、ひとり親に対しまして、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、さらなる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討することとなり、結論を得るとされたことを踏まえまして、臨時特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対しまして給付を行うものであります。

対象者につきましては、今お話ししたとおり、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親ということでございます。

また、現在のところ、対象の見込み数としましては25名程度いるのかなという見込みを立てまして、予算につきましても25名分の予算を計上しているところです。

支給額につきましては、1万7,500円を支給するものですが、事務の詳細につきましてはまだ国のほうから届いておりませんので、届き次第準備等を進めたいというふうに、今のところ考えております。

○川原田英世委員 まだ現状、国のほうからは事

務のほうに来てないということなので、これからなのだというふうに思いますけれども、いずれにしても法律の制度上ちょっと抜け落ちた部分を、この特別給付金を使って、未婚の方のしっかり手当を行っていかうということなのだというふうに、国会でもいろいろ議論があったのを聞いていましたので、そうなのだろうなというふうに思っています。

これただ未婚の方でというのは、これ何かしらで特定できるということで理解していいのでしょうか。対象者を何かしらの形で特定して、こちらのほうから、はいという形でできるのか、そこをお伺いします。

○清杉利明子育て支援課長 まだ事務の詳細が来ておりませんので、その判定方法等につきましては、まだ詳細不明な点が多いことからわからないのですが、ただ例年児童扶養手当につきましては、8月ごろに所得等の調査のため、現況届を提出していただいております。多分それにあわせて説明、案内等もした上で申請をしていただくような形になるのではないかとこのように、今のところ推測しております。

○川原田英世委員 わかりました。

そしてやっぱりこれは臨時特別ではなくて、しっかりと継続されるようにしていかななくてはならないですし、制度改正でしている部分をしっかりと担っていくように、市の側からもしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

子ども・子育て支援事業についてですが、保育園、幼稚園、認定こども園等施設に対しての給付等があるわけですが、それぞれのちょっと経営に対しての利用の状況とその見込みというのを伺いたしたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 保育、教育施設におきます園児数につきましては、平成30年4月1日現在の園児数でございますが、保育施設につきましては保育園、認定こども園を合わせまして6園ございまして、認可定員につきましては380名のうち、通っている園児数は327名となっております。

また、教育施設につきましては、幼稚園、認定こども園がございまして、こちらにつきましても6園ございまして、認可定員が520名で園児数につきましては489名となっております、いずれ

も定員内でございまして、4月1日現在におきましては、待機児童は発生していないという状況でございます。

○川原田英世委員 わかりました。

都市部のような待機児童という状況はなく、運営できているのだなということがわかりましたが、1点ちょっとここで問題になってくる部分があるなということで、話を伺っていることがあります。というのは、一人目のお子さんが自分の住んでいるエリアの近くのところに保育園に入れたと。ところがその弟、妹なりが定員がそこはオーバーしてしまってそこに入れなくて、ほかのところの離れた保育園に行かざるを得なくなったと。その方は車を持ってないということで、現実的には一人をまた預けてから、もう一人を離れたところにバスや何かで預けに行くことは不可能だということで入れるのは諦めた。共働きだったのですけれども、仕事をやめざるを得なかったというようなケースを聞いています。

やっぱり今全体としては待機児童はないということなのですが、集中してしまう施設がやっぱりあるのかなというふうに、そのとき聞いていて思いました。それによって本来そのエリア近くで兄弟、姉妹そろって預けたかったものを預けられないという状況が発生しているということなのだというふうに思うのですが、その状況についてどのように受けとめてますでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 今お話のありました兄弟で同じ園に、新年度ですね、入園できなかったということがあるといことは担当者から聞いておりますが、どうしても各施設では年齢別の定員というのがございますので、どうしても年齢別におきましては数名につきましては、選考基準に基づいて選考いたしますが、選考から漏れる場合がございます。ただ、ほかの施設におきましては空きがございますので、第2希望という形でそちらのほうに入園する方もおりますし、またどうしてもその園でないに入園したくないという方につきましては、年度末に転出等でキャンセルというのがある場合もございますので、もしそういう方がおりましたら、待っている方に希望する園が空きましたということで御案内を申し上げ、入園したいということであれば入園いただく場合もございます。

○川原田英世委員 ぜひ柔軟な取り組みをしてい

ただきたいということと、その選考基準、地域性が生かされるようなことも、ひとつこれは検討していかななくてはいけないのだなというふうに思います。これは大きな課題だというふうに思いますので、ぜひ研究をして進めていただきたいと思いますというふうに思います。

そういう問題があるということをぜひ認識していただいて、31年度の取り組みをしていただきたいと思いますところと要望するところです。

次に移ります。

開業医誘致推進事業について伺います。

代表質問でもさせていただいたとおりで、さきの一般質問でも私のほうでさせていただきましたが、そこから進んで代表質問では内科医ということで、そこに重点を置いてということで、少しずつ方向性が進んできているのかなというふうに認識をしています。

それで、現実的にこの事業の中では誘致をする広報だとか、そういうことをしていく事業だというふうに思うのですが、では実際にどのような条件で誘致をするのかという部分が、どこまで進んでいるのかなというところがお伺いしたいところなのですが、今わかっている範囲で、決まっている範囲でどのような状況になっているのかお伺いします。

○武田浩一健康推進課長 網走市の開業医誘致制度の現在の概要ということになりますけれども、ちょっと重複になりますけれども、市内に新たに診療所を開設する開業医、医師または医療法人に対しまして、診療所開設にかかる費用の一部を助成するということになってございます。

対象といたしましては、地域医療への関心が高く積極的に医療活動を行い、地域医療の向上に寄与しようとする方、また診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方、また内科を含む診療科の診療が可能な方というふうに考えております。

助成対象につきましては、まず土地、建物、医療機器等の取得及び賃貸に対し助成ということで考えております。

その助成対象の経費の2分の1を助成金の限度額と考えておまして、金額につきましては5,000万円というふうに現在考えているところとございます。

○川原田英世委員 5,000万円の上限で行って

くということで、基本的には土地だとか、整備の取得にかかわる部分でのことだというふうに思います。

それで、僕もちょっとこれかかわってきたこともあるものですから、いつもほかの自治体でやっているところで問題になるのが、途中でやっぱりやめたいという声は必ず出るのでよね。もちろん口頭では言っている、口頭ではというか、条例でつくっているところもあればさまざまなのですが、10年間は少なくともやっってくださいと言っているのですけれども、やっぱりちょっと採算的にだとか、いろいろな声が上がってきて、それ以前で実はやめたいのだというような話が出てくるケースも結構あるのです。そういうこともあって、最近新しく始めるところでは、そういう施設の立ち上げとかそういうのではなくて、毎年かかるコストに対して、例えば看護師の件費に対してだとか、そういうコストに対して助成をしていくというスタイルに徐々に変わってきているということなのですけれども、今の話を聞いているとそういうわけではなく、最初に5,000万円を上限に施設のことだということとで受け取ったのですが、そこら辺は何か議論があってそうなったのかをお伺いします。

○武田浩一健康推進課長 今お話をさせていただいたように、まず対象の部分について、取得の部分と賃貸の部分も対象にということで考えてございます。取得の部分につきましては一括ということになりますけれども、賃貸の部分については10年間の分割というようなこと、また医療機器等であれば5年の分割等々で考えて確保といたしますか、そういうような形でその助成を分割して助成をしていくというふうな考えも持っているところでございます。

○川原田英世委員 土地を借りる場合は10年間ということで、それはあれなのですけれども、買う場合には一括なので、またそれはちょっと違うということですね。少し検討をしっかりといただきたいと思いますというふうに思います。

できれば10年というような形の、先ほどの話だったと思うのですが、そこをどのように判断していくのかというのは、これなかなか難しいというふうに思うのですが、そこでもう1点お伺いしたいのですが、募集事業、こういう制度網走でできましたよ、募集しますと言って、それは

では私やりたいよと手が挙がってきたら、どのような形でやるのか、何か期間を定めてその間に募集で応募してきた人たちの中から選考機関を設けてやるのか、1件1件申し込みがあればその都度来てもらって面接ではないですけども、何か判断基準をあれして、チェックシートか何かでやっていくのか。こういった形で進めていくのか、ちょっとお伺いします。

○武田浩一健康推進課長 誘致制度の基本的な流れということになるかと思いますが、まず網走市の開業医の誘致制度を周知、知っていただくというところから始まると思います。

それを知っていただいたことによって、そういうのを活用しようとしている方からの問い合わせ等々が入ってくるのかと思います。その段階で制度の説明ですとか、市内の案内ですとか、医療環境、網走の医療環境ですとか、例えば二次医療がきちんとしているですとか、いろいろな形の情報提供、各種相談、照会等々になっていくと思います。

その次が、助成金申請者の予定の方がその情報を聞いて事業計画なり、収支計画なり立てていくというような形になるかと思いますが。

その後、計画で建てるというようなことに、計画ができ上がるというか、成り立つというようなことになれば、助成金の申請の届出があるというような形になるかと思いますが。

そこで、助成金の申請書というか、申請が提出した段階で、網走市開業医誘致助成審査委員会というのを設置するというのを予定しておりますので、その中で意見徴収等々をさせていただくと。それをくぐって助成金の交付の可否などを決定してスタートしてくる形になるかと思いますが、その中でいろいろな段階で直接会うなり、いろいろな情報交換等々できるかと思いますが、そんな中で判断をできていくこともあるのではないかというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

今の答弁でいくと、期間をおいて募集期間で来たものに対して、同時に三、四件来た。例えば31年度はとりあえず募集だけ受けつけて、32年度に来た中から審査をするとかそういう形ではなくて、もう31年の中で来た順番から随時対応していくというような捉え方でよかったですでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 そのような形になりま

す。

○川原田英世委員 そういう形になるということでしたのでですけども、ぜひ慎重に進めていってほしいなと思うのですね。

せっかくの制度ですから、これもどこまで集まるとかも全くわからないところからスタートだと思うんですけども、やはりかなり高額を支援することもありますので、しっかり慎重に進めていっていただきたいというふうに思いますし、できれば多くの方が応募いただいて、その中から検討、どの方が最適なのかをこちら、市側も絡んだ中で、かかわった中で検証していく、議論していくという形が必要だと思いますので、その点しっかりと進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に移りますが、75ページ、新しく事業としてあります産後検診審査事業、そのほか産後関係についての事業が新しくありますけれども、それぞれの事業の内容をまず伺っていきなと思うのですけれども、まず産婦健康診査事業について、どのような内容なのかをお伺いします。

○永森浩子健康推進課参事 産婦健康診査事業の事業内容ですけども、まず目的としては産後うつ予防や妊産婦の自殺予防、新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1カ月など、産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的といたします。

○川原田英世委員 わかりました。ここで大事なのはやっぱり切れ目のないという部分ですね。

というところで、やはり子育て世代包括支援センターという形の子育てに関するワンストップサービスという部分の役割だと思うのですが、この全体的に担当されるというのは一つの窓口で、その個人の方に対して、何といたらいいのでしょうか、一人に対してころころ担当者が変わらないと言ったほうがいいのか、そういうふうに密着して対応できるような環境になるのか、そこがちょっと気になったものですから、その点どのような考えなのかをお伺いしたいと思います。

○永森浩子健康推進課参事 産婦健診にしましては、受診券を妊娠届のときに発行いたします。窓口は保健センターになります。

周知については、漏れのないように行い、説明を十分に受けていただくように準備してまいりたいと思っております。

○川原田英世委員 周知に対して、そのようにしっかりしていただいて、そして対応する方がやっぱりある程度固定したほうがいいと思うのですよね。ころころ行くたびに違う人が対応してわからないという状況にならないように、やっぱりその人のことを知っているというのが、やっぱりそういう状態が一番安心感が生まれますし、大事なことだというふうに思いますので、窓口に来た人にできるだけその人の対応を私がしますというような、そういった仕組みをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

その次の産後ケア事業についてもちょっと伺いたいのですが、まずこの事業の内容についてお伺いします。

○永森浩子健康推進課参事 産後ケア事業の内容につきましては、家族などから産後十分な支援を受けることができないなどの理由により、育児支援を必要とする産婦に対し、心身の安定と育児不安を解消するとともに、虐待予防の目的として実施するものとなっております。

対象は平成31年4月1日以降に出産された方で、産後4カ月以内の産婦とその乳児が対象となります。

○川原田英世委員 すばらしい事業だなというふうに僕は思っています。

それで対象の期間はわかったのですが、その方をどのようにこの事業適用になりますかというふうになるのか、自分から申告するものなのか、こちら側から言うものなのか、どういった形になるのかお伺いします。

○永森浩子健康推進課参事 方法といたしましては、利用を希望される方はまず保健センターに申し込んでいただき、利用対象と認めた方に対して受診券を発行させていただきます。

支援の内容といたしましては、身体的回復の支援やあと授乳指導やそのケア、心理的支援、育児指導など、病院や居宅において助産師などがケアを行って、健やかな育児ができるように支援する予定です。

○川原田英世委員 これはやっぱり本当に信頼が大切な事業なのだというふうに思うのですよね。すごく重要な大切なことだというふうに思います

ので、さっき言ったように、これもやはり人と人が向き合ってしっかりと行っていく事業だというふうに思いますので、担当者はやっぱり固定していくと、ここら辺の部分については、そういう形がやっぱり一番大切だというふうに思っていますので、そういった部分しっかり進めていただきたいと思います。

そして、やっぱり声を上げられない人が多いということも、ぜひ心にとめておいて事業を進めていただきたいなというふうに思います。

券をもらったからといって、ではやりますと、この事業を受けますと、授乳の指導を受けたいのですと自分から声を上げられる人ってそうそういないと思うのですよね。なので、やはりそこは少し積極的に取り組みをしていく。だからそれはさらに信頼が必要になってくるということなので、そこら辺をぜひ考えながら、新たな事業ですので、取り組みをしていっていただきたいなというふうに思います。

次、母子手帳アプリ事業についてお伺いします。

アプリということで、スマートフォンアプリということなのでしょうけれども、この内容についてお伺いします。

○永森浩子健康推進課参事 母子手帳アプリ事業についてですが、この事業は従来の紙の母子手帳に加え、新たな電子化された母子手帳、電子母子手帳を利用し、スマートフォン向けのサービスを行うことによって、自治体の発信した情報が住民に届きやすくなったり、地域の新たなコミュニケーションの機会をふやすことができたり、成長記録のできる、家族間で共有することによって、夫婦、家族の子育て参加を促すことができたり、あと孤独や不安を解消することで、母子保健サービスの向上、出生率の向上に貢献できるなど、切れ目のないサポートを行うよう、妊娠中から子育て中の親の支援を図る目的で導入いたしたいと考えております。

対象となりますのは、妊娠中から子育て中の親となりますが、家族共有機能で父親や祖父母の利用も可能となります。

内容といたしましては、先ほども申しあげましたが、子供の成長記録、あと予防接種の管理、最近予防接種がとてもふえていますので、アプリでスケジュールを組むということもできます。

あと地域の子育て情報というものも網走市から、市としての網走版としての情報を発信できるというあたりの内容になっております。

○川原田英世委員 わかりました。

アプリはこれは独自に開発するものなのか、それとも何か基盤があって、そこに参加するというような形になるのか、どのような形なのかもお伺いします。

○永森浩子健康推進課参事 アプリにつきましては、既存の母子手帳アプリを実施している業者と契約を行い、網走版の母子健康手帳として利用させていただく予定でございます。

○川原田英世委員 わかりました。

そしてもう一つ確認したいのですが、これによって今母子手帳を持っているもの、これは将来的にはどうなるのか、これによってスマートフォンを持っている人には、そちらではなくてスマホを使ってねとなるのか、どのような形になるのかお伺いします。

○永森浩子健康推進課参事 現在使われている紙の母子手帳は、アプリを利用しないという方もいらっしゃるし、今後の時代の流れでどう変わるかわかりませんが、しばらくの間は両方を使っていたとすることで、紙の母子手帳はしばらくの間残って使われていくと思われま。

○川原田英世委員 わかりました。

母子手帳の扱いで、他市で育児放棄だとか、虐待であるだとか、そういうのを外から見て判断する材料として、やはり母子手帳に記載しているかしてないかだとか、記載の方法だとか、そういうことをすごく重視していて、そこをチェックしながら、余りにもちょっと煩雑だったり記載のない人に対して直接相談に行くだとか、そういうことをしている自治体があったのですね。それによってやっぱりかなり救われている方が多いということを知っていましたので、全てがアプリ化ではなくて、そういったものもやっぱり重要なのだろうというふうに思います。

そして仮にアプリ化したとしても、そのアプリをしっかりと使っているかどうかということも、これも重要だというふうに思うのですね。それによっていろいろな問題が見えてくるというふうに思うのですが、そこら辺どのようなお考えをお持ちなのか、最後お伺いしたいと思います。

○永森浩子健康推進課参事 アプリの利用状況に関しましては、アプリの中でアンケート等も取れるという情報もありますので、どのぐらいの人が利用しているかですとか、どのように活用されているかということは把握していきたいと思っております。

○川原田英世委員 わかりました。それにもきちんと把握した上で、手帳のほうでもアプリのほうでも全く何も状況がわからないという方に対しては、やはりきめ細やかな対応をしていただきたいなというふうに思いますので、せっかくあるそういうつくられるアプリですから、さまざまな面で有効活用をぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に変わりまして、濤沸湖エコツーリズムということで、モンベルとの連携の一環で行っていく事業なのだというふうに認識をしていますが、現状でどのようなことを考えているのか、お伺いします。

○高田浩昌生活環境課参事 濤沸湖エコツーリズム講演会開催事業は、平成30年4月に網走市と株式会社モンベルとの間で連携と協力に関する協定の締結があり、協定の連携事項の(1)自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関することに基づきまして、当センターで実施する講演会で、平成24年5月のセンター建設前後におきまして、濤沸湖周辺の関係団体であります観光協会や農協、漁協そして農大や日本野鳥の会、また地域の、地元の町内会の皆さんにも御協力をいただいて開催してまいりましたシンポジウムですとか、ワークショップなどと同じ流れをくむものです。濤沸湖及び周辺域でのエコツーリズムのあり方について考えるための講演会です。

株式会社モンベルの持ち寄ります全国のエコツーリズムの事例から、濤沸湖に類似する鳥と自然環境と人々とのかかわりの中、エコツーリズムの考え方に基づいた活動をしている事例の紹介などのほか、近年濤沸湖で十数羽ほど確認されておりますタンチョウにスポットを当てまして、先進地であります鶴居村にある日本野鳥の会鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリでの活動や、環境省釧路自然環境事務所などから環境省の実施しておりますタンチョウ保護増殖事業などについてのお話をいただき、タンチョウの住む濤沸湖でのエコツーリズムについて考えてまいりたいと思いま

す。

講演会の対象といたしましては、当センターで活動を行っているボランティア組織の濤沸湖ファンクラブのほか、バードウォッチングを趣味にしている方、自然の大好きな一般市民の方と考えております。

○川原田英世委員 大変すばらしい事業だというふうに思いますね。

こういった取り組みもぜひどんどん進めていただきたいなというふうに思うと同時に、こういったことの新たな取り組みが生まれていくときに、こういったことが包括連携協定に基づくということなのですけれども、この講演会をこういった形で開催していこうよというのは、こちらから、市側から投げかけたことなんでしょうか、それともモンベル側から提案があってやろうということになったのか、ちょっとそこら辺の背景を教えてください。

○高田浩昌生活環境課参事 今回のエコツアーリズムの講演会につきましては、私どものほうからモンベルさんのほうに依頼をして、打ち合わせを進めさせていただくというところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。やはりそういうふうに積極的に地域にかかわりを持ってくれる会社、経営している人たちとかかわっていくということが大事なのだなというふうに強く思います。

タンチョウが結構来てますものね。そういった形でいろいろな変化がある中で、さらなる魅力を地域にもたらせるための協力体制の持ち方というのを、さらに外部に求めていくということ。環境という価値はこれは観光にもつながっていきますから、ぜひとも進めていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

○井戸達也委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

永本委員。

○永本浩子委員 それでは予算書の63ページ、手話言語普及啓発事業についてお聞きしたいと思います。

昨年も一般質問でやらせていただきまして、いよいよことし手話言語条例も制定されるということで、まずその手話言語条例の制定のスケジュール感を教えていただきたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 本条例につきましては、今回の議会で上程しておりますので、そのまま可決となれば4月1日施行ということになる運びになっております。

○永本浩子委員 済みません、失礼いたしました。

それで、言語条例が制定された後の普及ということが一番大事ということで、一般質問のときにも言わせていただきましたけれども、こういった内容でこういったところをやっていくのか、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 手話言語普及啓発事業の概要でございますけれども、本事業は手話言語条例の趣旨を普及啓発し、手話への理解を広めるために実施する事業でございます。

この内容は聴覚障がい者の日常の困り事や、手話への理解を深め、その上で簡単な手話習得のために市内のコミセンや企業、学校などで手話講習会を実施いたします。

また、手話言語条例の普及啓発のために、パンフレットの作成や手話フェスティバルを開催し、加えまして市などが主催する各種事業、各種催事に対しまして手話通訳者を派遣するものとなっております。

○永本浩子委員 例えばつくられるパンフレットですけれども、このパンフレットはどういうところで市民の皆さんに渡すような形になるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 パンフレットにつきましては、各種説明会、それから今申し上げましたようなイベントでそれぞれ配布いたします。

それに加えて、公共施設あるいは病院等、そういう関係するような施設のほうに備えつけるということを考えております。

○永本浩子委員 そういったさまざまなイベントとかというところと、公共施設に設置するという形でパンフレットを渡していくというお話だったかと思います。

イベントとしては、どんな感じのイベントを考えていらっしゃるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今考えているイベント

ですけれども、この手話言語条例が制定されたということを記念してのスタートアップ事業というように形でやりたいなというふうに思っておりまして、各種手話サークルの紹介や、それから講演会、あと何かその他アトラクション等ができればやりたいなと思っておりますけれども、まだ細かいところまでは決定しておりませんので、今後手話団体の皆さんと協議しながら進めて、企画をしていきたいというふうに考えてます。

○永本浩子委員 私も去年初めて聾啞の皆さんのフェスティバルに参加させていただきまして、本当に劇があったり、いろいろなゲームがあったりして本当に楽しい内容で、聾啞の方と本当に私たちが本当に交流ができる、そういったすばらしい内容でしたので、ぜひそういったこと、毎年いろいろな形で続けていってほしいなというふうだったので、お知恵をお借りしながら楽しく交流できるものを考えていっていただきたいと思っております。

また、一般質問のときにも言わせていただきましたけれども、できるだけこの手話を一般の市民の皆さんや子供たちにもぜひ普及していく形のもの、初年度から全てやるというわけにはいかないかと思っておりますけれども、これからぜひ考えていっていただきたいと思っております。

先進的に活動していってほしい、石狩市等は市職員の手話研修会は毎年開催されてますし、校長会や教職員、イオンの社員教育とか消防隊でも研修が行われて、聾啞の方たちの出前講座がかなり行われているというお話も伺っておりますけれども、網走としてはそういった点、どういったように考えていってほしいのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 新年度の新たな事業として、聴覚障がい者の日常の困り事や手話への理解を広め、その上で簡単な手話習得のために、市内のコミセンや企業、学校などでの手話講習会の実施を考えております。この中には、市役所職員を対象とした講習会も考えているところであります。

○永本浩子委員 少しずつということで、ぜひ職員の方の研修会等も進めていっていただきたいと思っておりますけれども、本当に行く行くはこういった校長会、教職員の方たちも巻き込みながら、学校教育はなかなかたくさんのカリキュラムがあるので、すぐにそこにとというのは難しい部分もあるかもしれませんが、まずは校長会や教職員の

方々からこういった形で参加していただきながら、徐々に広げていっていただければと思います。

また、石狩市では一般市民の方が基本的な手話を学べるように、動画の配信ということも行っているようなのですけれども、こういった手法は考えていらっしゃるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今の最初のほうに述べられました学校での手話講習会のほうですけれども、これにつきましては昨年度は市内の小中高校で合計3カ所4回、そして今年度は市内小学校で1カ所1回、学校からの要請に基づきまして、特別事業や手話指導を行っております。

今後は委員おっしゃるように、校長会や学校教育などと協議して、手話講習会の実施ができるかどうかということについて検討していきたいと考えております。

それから動画の配信ですけれども、これにつきましては今後の事業ということで、網走市ではこのような配信が可能かどうかということにつきましては、我々も手話通訳者と一緒に勉強していきたいというふうに考えてます。

○永本浩子委員 授業では、授業というか小学校で、学校では既にもう何回かやられているということで、大変うれしいことだと思っております。いい形で流れていくように、これからぜひ進めていっていただきたいと思っております。

また、セミナーでお会いした熊本市の市長さんは、自分がいろいろな住民懇談会に出向くときは必ず手話通訳者の方を連れていって、自分が話す内容を手話通訳者の方が手話で通訳をしているという、そういった場面等のお話を聞き、そういった映像も見せていただいたりもしましたので、本当にまず、もう既に教育長などは手話がすっかりできるということもよくわかりましたし、市議会議員の中でも手話のできる方もいらっしゃるということで、本当に私たち自身から、この手話の習得に関しては一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

次に69ページの、先ほど質問もありました子育て世代包括支援センター運営事業ということで、私も前に一般質問で言わせていただきました網走版のネウボラということになるかと思っておりますけれども、この内容について、事業内容を具体的に教えていただきたいと思っております。

○清杉利明子育て支援課長 子育て世代包括支援センター運営事業につきましては、新年度からの新規事業でございますが、地域のつながりの希薄化等によりまして、妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっている中で、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対応するため、保健センター内に総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を提供していくもので、子育て支援課と健康推進課が連携して取り組むものでございます。

なお、開設時期につきましては、2カ月間の準備期間、周知期間を設けまして、平成31年6月1日を予定しております。

またこの事業の対象者につきましては、市内に住所を有する妊産婦、就学前の乳幼児とその保護者でございまして、場所につきましては、保健センター内の事務室内に設置をする予定でございます。

また職員の配置につきましては、2名体制で保健師1名と保育士1名の計2名の配置を予定しております。

業務の内容につきましては、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かしました必要な情報を共有し、切れ目のない支援をすることで、必要に応じて支援プランを作成して、継続して支援をしていくものでございます。

また、この事業につきましては、ワンストップ相談窓口としまして、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した情報提供、相談及び支援に関するを行うもので、台帳の作成や情報の管理などを行うものでございます。

また、3点目としましては、関係機関のネットワークづくりに関する事で、さまざまな連携する会議等に参加をしていきたいというふうに考えております。

四つ目としましては、母子保健事業、子育て支援事業の実施部局等との連携調整に関する事ということで、より専門的な関係機関で支援を続けたほうがよいという場合につきましては、調整等を図った上でより専門的な関係機関に情報を引き継ぎまして、支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上の四つの業務が主な内容となっております。

以上でございます。

○永本浩子委員 やっと一つになってワンストップサービスということで、その窓口に行けば、全ての子育てに関することがつながっていくという体制がとれるということになるのだと思います。

今1名ずつということの体制がありましたけれども、多分この2名の方が中心になって、その後、例えば先ほどの産婦健康検診事業とか産後ケア事業などとも連携を図りながらやっていくようになるかと思うのですけれども、そういった理解でよろしかったでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 このセンターの事業を開設するに当たりましては、それに伴う関連事業としまして健康推進課の所管事業としまして、産後ケアなどの関連事業を推進してまいる予定となっております。

○永本浩子委員 そしてまた先ほど、必要に応じてプランを立てていくというお話があったのですが、必要に応じてということは全員にということではないのでしょうか。以前視察に行った先進自治体では、全員に対してこの子育てのプランを立てていまして、そして状況が変わるたびにそのプランも変更しながら、少しずつのような状態に入ってきた人にはもうちょっと手厚い支援ができるようにプランを変更するとか、いろいろな形で一人一人全員の方が安心して妊娠から出産、子育て、就園、就学までというところをやっていけるような体制をつくっていくというところの視察をしてきたのですけれども、全員でなくて必要に応じてという形でしか、このプランはつくられないのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 先ほどの業務内容でも母子保健事業ですとか、子育て支援事業、ほかの事業へより適切な支援機関に引き継ぐような場合もございますので、ここの包括支援センターにおいて引き続き支援をしていく場合については、ここでプランを立てて支援をしていきますが、より専門的な関係機関において支援を継続していく場合については、その部署での支援の計画のようなものがございますので、そちらのほうでプランについては作成していくような形になるかと思っております。

○永本浩子委員 状況に合わせて専門機関につないだりとかということは、多分当然やっていただ

けるということだと思っておりますけれども、妊婦さん全員を対象とするかどうかということをお聞きしたかったのですけれども。

○清杉利明子育て支援課長 今のところは全員ということではなくて、それぞれ相談窓口で電話なり来庁なりして相談のあった方については、何らかの形で情報の管理を含めまして行っていきますが、全ての妊産婦の方からプランを作成するというようなところは考えておりません。

○永本浩子委員 これから始める事業なので、いろいろと改善しながらこれからやっていっていただきたいと思うのですけれども、ぜひ先進自治体のやり方等も勉強していただきまして、やはり相談窓口に来れないで自宅でうつ状態に陥ってしまったりとか、それが虐待につながったりとかということがないようにしていくことがとても大事な部分なのではないかなと。妊婦の方が安心して出産をし、また子育てをしていける、そういう体制をつくるためのものだと思いますので、相談があった方のみという待ちの体制ではなく、ぜひ全ての妊婦さんが、少子化ということで昔に比べればかなり人数的にも少なくなっている、この大事な妊婦さん、無事に子供さんを産んでいただいて無事に育てあげていただけるためのとても大事な事業だと思いますので、ぜひちょっとそこら辺のところはいろいろな自治体のやり方等も勉強しながら、改善できる点はぜひ改善していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 先ほど相談のあった方というお話をさせていただきましたが、当然1歳半検診ですか、健康診査等もございまして、保健センターにおりますので、当然そのときにあわせて何か困っていることはないかというようなことを拾い上げるということも行いますので、そういった機会も活用しながら相談に、また支援につなげていきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 ぜひ漏れのないように、皆さんから喜ばれる体制づくりができるようお願いしたいと思います。

続きまして、71ページの開業医誘致推進事業についてお聞きしたいと思います。

先ほど川原田委員のほうからも種々質問がありましたけれども、まずこの90万円という予算で周

知ということの予算ということが言われましてけれども、具体的にはどういった形で周知をされるのか、教えていただきたいと思っております。

○武田浩一健康推進課長 周知につきましては、市のホームページですとか、あとは医療系の雑誌ですとか、あとは医育大学、あとは道外で言えば北海道の東京事務所へのパンフレットの差し置きですとか、そのような形でいろいろな形で周知を図っていきたくと思っておりますけれども、道内で既に実施しているところの自治体の周知方法も参考にしながら、周知をしていきたいと考えているところでございます。

○永本浩子委員 今のお話ですと、市のホームページが一つと医療系の業界誌、それからパンフレットということで、このパンフレットを置くのは東京だけということなのではないでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 東京だけということではなく、今例えばのお話をさせていただきました。今どこに置くというのは全て決まっているところではないのですけれども、もう先進地でやっている自治体等と北海道ともいろいろ打ち合わせとか、教えていただきながら、置き場所等も考えていきたいと思っております。

○永本浩子委員 ぜひまたいろいろ研究しながらやっていただきたいと思っております。パンフレットとか業界誌に載せる内容なのではないかと、どういった内容を考えていらっしゃるのでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 業界誌等々であればページ数だとかいろいろ制限もあるかとも思いますが、その辺も考慮に入れなければならないと思っておりますけれども、基本的にはまずうちの制度を載せると。そのほかに例えば網走の魅力、食ですとか、景観ですとか、アウトドアですとか、住みやすさですとか、例えば空港の立地の利便性ですとか、そういうのも含めてパンフレットとして作成して、網走の魅力も一緒に発信していきながら誘致をしていくというようなふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 先ほどは一応募集がある前提で、どういった形で順番にやっていくのか、少し集めてからとかという話がありましたけれども、現実はとても誘致に関しては難しい部分があるのではないかと感じております。

私も議員になって最初の一般質問の中でも、医師の誘致ということでお話をさせていただきました

たけれども、その質問する前に厚生病院のドクターにもお話を伺ったところ、やはり大阪とか東京のドクター専門の就職説明会的なところに行ってブースを設けても、札幌のところには並んでくれるけれども、網走のブースには聞きに来てくれるドクターすらいないということで、本当にやっぱり現実には厳しいのだというお話を伺いました。

こういった形で本当に網走に来てくださるドクターが一人でも二人でもできれば、本当にいいかと願っているところなのですが、現実網走はほとんどの個人病院が後継者がいないということで、そしてまた地域で長く住民の方から慕われていた個人病院もこの3月で閉院ということで、網走の市民の皆さん、やはりそういった医療体制、この先かなり不安を感じていらっしゃるかと思いますので、本当にこの誘致に関してはぜひ力を入れてやっていただきたいと思ひますし、またそのとき伺った話では、やはり一番大きなあれは人脈という話もいただきました。こういった形で広く誘致をする一方で、またそういった人脈というところもいろいろと駆使をしながら、この医師の誘致に関しては網走のこの医療体制を守る、地域医療の体制を守るということでやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 今人脈というお話も出ておりましたけれども、この誘致制度につきましては医師会の方たちともお話をさせていただいている部分もありますので、そんなところの人脈も、つてというか人脈というか、周知ですね。周知も含めて話し合っていきたいと、推進していきたいと思っております。

○永本浩子委員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、73ページのあばしり健康マイレージ事業についてお聞きしたいと思います。

平成30年で丸3年になりまして、平成30年の健康マイレージ20ポイント達成者、まだ最終的な人数にはならないと思ひますけれども、現時点ではどれぐらいの方が達成されているのでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 平成30年度の達成者ですが、平成31年2月末時点での達成者は154名となっており、29年度の達成者153名よりも多くなっております。

なお、3月12日現在では159名となっており、

最終的には170名前後になるものと考えております。

○永本浩子委員 着実にふえていっているということだと思います。大変うれしいことなのですが、現実自分も提案した側でもありますので、このあばしり健康マイレージに関しては、いろいろところで話をさせていただいているのですけれども、実感としては本当にまだまだ知らない人が多い。そしてまた聞いたことあるけれども中身がよくわからない。実際どうやって参加したらいいのかわからないという方が非常に多いということを、少し自分でもがっかりしながら実感しているところなのですけれども。その中で、やっぱりいろいろと話のやりとりをしないと、このスタートラインになかなか立てないのだということが、今回本当によくわかりました。

この健康マイレージというのが、どういうものなのかというのがまずわかって、ではどうしたらそれに参加できるのか、それはもうこういったときにはインフルエンザの領収書を持ったり、健康診断の結果を持って市役所1階の国民健康保険課に行ってくれば、こういったカードをもらえて、そこに判を押してもらえらるからとか。あつ、そうなんだ、でもここの事業のときにはどうなの、こういうのは入るのというような形で、そういった話が、やりとりができる中で、ではやってみようというふうになることがすごく多いということを実感しております。

そこで、今回網走ではFMあばしりということで、地元のラジオ局がスタートをしました。このFMあばしりの中で、こういったやりとりをしながら、このあばしり健康マイレージってどういうものなのか、どうやったら参加ができるのか、参加してポイント達成したときには、こういった形で野菜クーポン券が使えるのかといったようなことを周知できればいいのではなかなという話が出ましたけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 市民への周知は重要な課題と認識しており、新しい情報発信アイテムとして活用を検討していきたいと考えております。

○永本浩子委員 では、ぜひそういった手法も検討していただきたいということで、皆さんからは町内会の回覧板で回したほうがいいのではないのか、チラシに関しても、私も初めて一番うれし

かったのは、御夫婦そろって2年連続20ポイントを達成して、6,000円分の野菜クーポン券がもらえて、とっとうれしかったという話も聞きました。そういった方の声を今度チラシに入れていただいたりとか、何かこの健康マイレージのポイントが付与される講演会ですとか、イベントがあったときに、そこに参加した方にも手渡しでこのチラシを渡していただくとか、そういった手法もぜひちょっと考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 本事業の周知につきましては、今までも市内のスーパーの協力をいただいて、店内にポスターを張っていただいたり、新聞かわら版に6月と9月に年2回行うなどして、市民への周知を図ってまいりましたが、今後もより多くの方が興味を持って参加していただけるよう、工夫していきたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひこういった手法も検討していただきたいと思えます。

また、昨年的一般質問でも言わせていただきましたけれども、やはりJAの直売所だけしかないというところで、結構皆さんからそれでは全然やる気が出ないわとか、農家さんなどは何だと笑って終わられてしましまして、野菜だったら自分たちがつくっているわけですし、近所からももらえるしということで、やはりより多くの人に参加していただいて、一番の趣旨はこの特定健診、がん検診の受診率アップ、そして皆さんに健康になっていただくということで、私も野菜をぜひ皆さんに食べていただきたい、ベジラブル運動を推進していきたいという思いがいっぱいですが、やはりJAの直売所だけでこの野菜クーポン券というところから、もう一步枠を広げて某スーパーでの商品券等も考えていただいて、より多くの方が参加できる魅力ある商品というのをぜひ検討していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 本事業の目的は、市民がみずからの健康状態を把握し、自分に合った健康づくりに取り組み、健康への関心を高めてもらうこととしており、当市で取り組んでいるあばしりベジラブル運動を推奨し、地産地消や食育を推進していく上でも、地元産野菜を商品として継続していきたいと考えております。

今後も市民の意見を聞く機会を多くして、参考

としていきたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひまだ参加していない人たちの声を聞いていただいて、なぜ参加しないのかというところから、また考えていっていただきたいと思えます。

続きまして、その下の夏期巡回ラジオ体操開催事業ですけれども、130万4,000円という予算がついておりますけれども、この事業について内容を教えていただきたいと思えます。

○武田浩一健康推進課長 夏期巡回ラジオ体操開催事業についてでございますけれども、夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会として、毎年7月20日から8月の31日までの43日間、全国の43会場において開催されるものでございます。

ことし、網走市がその一つの会場に選ばれまして、8月1日木曜日になりますけれども、網走市市営陸上競技場会場で開催することと決定したところでございます。

この体操会の模様につきましては、NHKラジオの第一放送によりまして、ラジオ体操第一、第二を会場から全国放送されるということになっております。また、そのNHKの国際放送を通じて、海外へも放送されるというふうな形で伺っているところでございます。

○永本浩子委員 今回網走市もその会場に選ばれたということで、聞くところによると4回目ということだそうですけれども、この130万円という予算はどういったところに使われる予算になるのでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 予算につきましては、まずピアノが必ず必要だという条件がございまして、それにかかる運搬ですとか、調律にかかる経費、あとは周知にかかる経費、あとは保険料ですとか、来ていただくための輸送といいますが、チーム配置の関係ですとか、参加者景品など、合わせまして130万円ということで、予算計上させていただいているところでございます。

○永本浩子委員 わかりました。

前回一番直近の行われたときは、何名ぐらい参加されたのでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 直近では平成22年に網走市で開催しておりまして、そのときは呼人のスポーツ・トレーニングフィールドで開催をされております。そのときは約1,300名ということで伺っております。

○永本浩子委員 1,300名の方が来ていただければ本当に大成功かなと思いますので、新年度8月1日ということで、より多くの方が参加していただけるように、周知のほうもぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、75ページのごみ収集事業についてお聞きしたいと思います。

ごみ収集事業全般なのですが、やはりいろいろな方とお話の中で、いまだに分別が大変難しいというお話を耳にします。特にやっぱり高齢者の方が難しいというお話を聞くわけなのですが、そういったときになぜこういった形の分別が必要なのかということで、私たちの子供や孫の時代までも埋め立てができることを長く使えるようにということで、できるだけ埋め立てごみを減らすためにこういう分別をしているのだということをお話しすると、あっ、そういうことだったんだ、それだったら頑張らなくちゃねという答えが返ってきたりもするのですが、やはりなぜこれだけ面倒くさいことをしているのか、それは何のためなのかということ、もう一度やはり市民の皆さんに知っていただく必要があるのかなと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 分別の目的についてでございますが、多額な費用がかかってしまいます焼却処理をせずに埋めるごみを可能な限り減らして、環境負荷を減らした処理を実施するというのを目的に、現在の生ごみと容器包装プラスチック、資源物を分別した上での処理施設を設置したところでございます。

市民の方に対しましては、可能な限り埋めないということでございますので、これまでの資源物、そして容器包装プラスチックを分けていただいて燃やさないということで、本当に燃やすと環境負荷もふえるので、そして今まで全てのごみを埋めていた状況もございましたので、なるべく最終処分場をつくらぬような処理施設をつくるということで、設置したところでございます。

○永本浩子委員 それはよくわかっているところなのですが、市民の皆さんにはこの具体的な分別方法というところがもうすごく重視をされていて、そこで皆さん悩みながら一生懸命やってくださっているわけなのですが、なぜこういった形で分別をするのかという、その原点にな

る部分、そのところをもう少し皆さんに知っていただく努力というのが必要なのかなということなのですね。

例えば、この間もお会いした方は北見から越してきたということで、北見は燃える、燃えないだけなのに、どうして網走はこんなに難しいことやるのだということを聞かれましたので、網走としては燃やすとなると大変お金もかかる、網走はまだ埋め立てができる土地があるということで、本当に自分たちだけではなく子供や孫の代までも、この埋め立ての土地を活用できるように埋め立てごみを減らすために、わざわざ容プラを分けて、買ってもらってまでもそうやって、子供や孫のためにやっているのだというお話を、やっと納得をしていただいたということがありました。

なので、そこら辺のなぜこういったことをしているのかということ、もう一回周知をするという努力が必要なのかなと思ったということなのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 新たな分別では、容器包装プラスチック、生ごみを分けているところですが、その処理方法については環境展、またこちらからお配りするチラシなどでも堆肥化をしている、そして容器包装プラスチックについては再生プラスチックや燃料として使い、埋めるようなことをしないということで、理解を求めているところです。引き続き、イベントなどでもパネルなどを掲示して、わかりやすく説明させていただきたいと考えております。

○永本浩子委員 それをなぜ、何のためにやっているのかということ、もう少し市民の皆さんにわかっているようにすることが大事なのではないかということ、言わせていただいております。

例えば、ではそういったときに、燃やす形をとったときにはコスト的にはどれぐらいかかって、現実には多分燃やし続けなければいけないので、網走市内のごみだけでは足りなくて近隣自治体にも協力をいただきながら、そういった形でやっけないとできない。だけれども埋め立てだとこれぐらいのコストで済むので、こういった手法をとっているということとかもお知らせしていくということが必要なかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○水谷洋一市長 永本議員のお問い合わせといい

ますか、お答えをさせていただきたいと思うのですが、この導入をする際に当たって、焼却方式がいいのか、埋立方式がいいのかというのは大きな議論があったかというふうに思います。私たちはどちらを選択するのだということを、かんかんがくがくごみ減量懇話会の先生方や議員の皆様方と本当に議論をして、私たちは埋立方式を選択をしたということでもあります。

それはなぜかと申しますと、やはり今課長が申しましたように、ごみを燃やすというのは石油をたいて燃やす話ですから、これは環境負荷が非常に大きいですよというの、まず大きな意味がありますけれども、やはり建設費を考えると、埋立方式だと41億3,000万円かかります。そしてその年間の維持費が1億7,000万円かかります。ところが焼却にしますと、その建設費が62億1,000万円で、年間の維持費は油代とかもたくさんかかりますから、それは3億9,000万円かかりますという試算になったわけでもあります。

これだけのインシヤルコストとランニングコストをかけるほうにしますか、それともかけないで徹底した分別をして経費を安くして、そして埋め立てるごみを減らすことによって、その建設費の延命を図ることによって将来の負担を減らすことが、これが孫子のためになるのではないかという議論があって、私たちは埋立方式にさせていただいたというふうに思っております。

そして、今回市民の皆さんの本当に御協力をいただいたおかげで、生ごみと容器包装プラと資源物と、こうして分けて、徹底して分けていただくことによって、今までの八坂のごみの埋め立てごみが明治に移って分別したことによって半分になったということでもありますので、これは半分になったということは今までの埋める環境負荷が半分になったということでもありますし、そしてまたそれはひいては、将来の孫子のために埋め立てるコストが半分になったということでもありますから、これは将来にわたって、私たちはそうした持続可能なごみ処理をしていこうということでもあります。

そしてまた焼却にしても、これは未来永劫、この焼却炉が使えるわけではなくて、毎年メンテナンスをし、また十数年たったら交換をしなければいけないというようなコストもかかるので、これは埋め立てを減らせば減らすほど、これは使える

ことになるから、市民の皆さん、そうした将来のためにも、そしてまた財政のためにも、そして孫子のためにもごみの分別、徹底した分別と埋立方式の御支持をいただきたいと、こういうことで御説明をさせていただいているところでありますので、これから今お話があったように、分別難しいよねと、いっぱい入れたらどうということになるのというようなことで、今町内会単位でバスを出して、ごみ焼却処分場のところに行ってください、こういう分別やっているのです、ですから徹底して分別をしてくださいという、啓蒙・啓発であったり、またこうしたごみのパトロールでこうしたものはきちんと分けていきましょうね。また、ごみの分別が難しい高齢者に当たっては、また新たに違った対応をしていきましょうねといったようなことを、政策としてやらせていただいておりますので、多分まだ1年たった、本格的にたっただけでありますので、この積み重ねをしていくことが市民の理解を深め、分別の徹底化を図れることであろうと、このように思っておりますので、議員の皆さんの御理解も、そしてまた市民の皆さんの御理解も御協力をいただきたいと、このように思うところでございます。

○永本浩子委員 ありがとうございます。

そういった経緯がわかっている人には、難しくてもやっぱり分別をしっかりとやっていこうと思えるかと思えますけれども、いま一度市民の皆さんに具体的な分別の仕方だけではなく、一番根本の目的が何だったのかということが、わかりやすく伝わるような工夫をぜひしていただきたいと思えますし、燃やした場合のコストと埋めた場合のコストとどれだけ違うのかというようなことも、もっとわかりやすく伝わるような工夫を、これからやっていっていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○井戸達也委員長 ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

理事者から発言を求められておりますので、先にこれを許可します。

健康福祉部長。

○岩原敏男健康福祉部長 先ほどの永本議員の子育て世代包括支援センター運営事業につきまして、説明に一部不足がありましたので、ここで追加させていただきます。

妊娠期につきまして、妊婦さんからの届出があれば母子手帳を交付し、その時点で全員の妊婦さんと接触することとなります。この時点から、保健センターのほうで管理台帳ができて、一元管理がなされてまいります。

次に、健診などからの発見、あるいは相談等があった場合につきまして、そのリスクの対応のために支援プランを作成し、対応してまいります。また、この時点で管理台帳にまた記載されてまいります。その後専門的な支援部署に連絡、調整をした場合、そのことにつきましても管理台帳に記載してまいります。

このようにして、切れ目のない支援を継続して行っていくということになってまいりますので、先ほど説明不足がありましたので、ここでおわびさせていただきます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑を続行します。

質疑者、挙手願います。

松浦委員。

○松浦敏司委員 それでは、質問したいと思いません。

まず1点目は、僻地保育所の運営についてであります。

このたび北浜のはまなす保育園での運営費の横領が発覚したことは、極めて残念なことであります。二度と繰り返してはならないことであり、そのためには真相を解明して原因を取り除く、このことをしなければならぬと、このように思います。

そこで、この場では新年度予算の審議でありますので、僻地保育所の基本的なことを聞いていきたいというふうに思います。

詳細については、文教民生委員会でこの会期中に開かれるというふうに聞いておりますので、こちらのほうに委ねたいというふうに思います。

まず1点、はまなす保育園の運営委員会の状況について、どういう運営をしていたのか、簡単に説明していただきたいと思えます。

○清杉利明子育て支援課長 北浜のはまなす保育園の運営委員会の組織、委員の構成でございます

が、委員につきましては8名で構成されておりまして、そのうち6名が保護者から選出をされており、残りの2名につきましては、保育園の職員である保育士が2名入っております。計8名で運営委員会を組織して、保育園の運営に当たっていただいております。

○松浦敏司委員 わかりました。

これはへき地保育所全てに対象となるわけですが、とりあえず今はこの部分でははまなすに限りませんが、運営費として委託料というのは、年間幾ら払っていたのか。そして、それはいつからその金額なのか、お示しいただきと思えます。

○清杉利明子育て支援課長 運営の委託料の積算につきましては、市で定めている基準に基づきまして積算をしております。園児数または期間的な定額の部分がございしますが、それによりまして平成29年度におきましては、約1,200万円の委託料を交付しているところでございます。

○松浦敏司委員 1,200万円というのは報道でもあるので、それはわかるのですけれども、これはいつごろからこの委託料の金額1,200万円というのは続いているのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 はまなす保育園におきましては、平成29年度から今までの季節保育から通年化を図っております。それ以前の平成27年度、平成28年度におきましては、約850万円程度で、平成29年度からは約1,200万円程度の委託料を交付しております。

○松浦敏司委員 季節から通年になったということで、委託料が上がったというふうに伺いました。

次に、保育士さんがいると思うのですが、この保育士さんの賃金というのはどんなふうに分けられていて、どういう実態なのか、お示ししていただきたいと思えます。

○清杉利明子育て支援課長 市の基準につきましては、積算の基準につきましては月額で委託料を交付しておりますが、実際の採用、雇用するのは運営委員会で行っておりますので、各園におきまして多少の増減はございます。

○松浦敏司委員 それは予想されるのですが、基本的には保育士ですから、やっぱり一定の水準が必要なのだろうと思うのですね。私の聞いたところでは、他の保育所では月額17万8,200円ほど払っているというふうなお話も聞きましたが、た

だそれは運営委員会でそれ以上支払うこともできるし、それ以下でもいいというふうな話も聞いているのですが、このはまなすについてはその辺の実態は、市としては把握してないということなのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 はまなすについては、市の基準で交付している金額で、月額としてはお支払いしているというふうに認識しておりますが、そのほか加給金の部分ですとか、あと時間外の部分ですとか、そこら辺については詳細については、総額で月に幾ら払ったというのは把握しておりますが、その内訳までは今のところ把握はしていない状況でございます。

○松浦敏司委員 詳細には今調査をしているということですから、今後次の文教民生委員会までにはわかるのだろうというふうには思います。

それでいずれにしても、賃金について実態どうだったのかという、市としてはそれらも含めて委託料として払っているわけですから、基本的にはそれらもしっかり把握する必要があるというのは言っておきたいというふうに思います。

それから光熱水費というのは、これは幾らぐらいその中に金額として支給されているのか、そしてそれは平成27年、28年、そして29年度から通年化になりましたから、当然変化はあると思うのですが、その辺伺いたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 光熱水費につきましては、年間で季節保育9カ月分のときには17万円の設定額で、通年のところにつきましては12カ月分で36万円を交付しております。

○松浦敏司委員 この金額というのは、季節あるいは通年、それぞれいつごろからこの金額になっているか、そこも伺いたいのですが。

○清杉利明子育て支援課長 少なくとも平成27年度の子ども・子育て支援制度が始まった以降は、これぐらいの金額で交付をしているところです。ただ毎年、光熱水費だけではないのですが、あらゆる項目の中で若干の増減というのは行っておりまして、そのことも光熱水費については変わっていないというふうな認識でおります。

○松浦敏司委員 とりあえずは、はまなすの部分については、ある程度理解はして、あとは委員会のほうに委ねたいというふうに思うのですが、光熱水費などについても、場所によっては、この20年ぐらい変わっていないのだというようなお話も聞

いているところです。それは後ほどやります。

次に、二つ目に今回の問題で、市として会計のチェックという点では、やはり大きな問題があったと、だからこんな事態になったと。つまり2年間にわたって、こういう横領がなされていたということですから、それが発見できなかったと。1年目で発見できなかった。2年目でも発見、する前に内部でわかったのですけれども、その点では問題があったというふうに思うのですが、どのように、市としてはこのチェックをしてきたのか伺います。

○清杉利明子育て支援課長 今までにつきましては、委託料の実績報告時、翌年度の4月上旬までに提出をいただくことになっておりますが、そのときの添付資料としまして、監査を受けた後の決算書を提出をさせていただいております。

監査を受けた上での決算書ということで、それを信じて最終的な精算額の決定をし、交付を了承していたという状況でございます。

○松浦敏司委員 その点でチェックが甘かったということだろうということだと思っておりますが、これからこの3月議会が終わって、今度契約に移る段階になるのだと思うのですけれども、こういった問題が起きたときに、どういうことになるのか。それぞれの僻地保育所で市との間で、新しく新年度に向けての契約があるのではないかと思っておりますが、その辺このはまなすについてはどんな対応になるのでしょうか。これまでと同じというふうになるのですか。

○清杉利明子育て支援課長 まだ調査を実施している途中でございますけれども、まずは平成30年度の実績報告時におきましては、帳簿書類等もチェックをしまして、確認をしていきたいというふうに、まずは考えております。

その上で、不祥事の報告につきまして、運営委員会、残った役員の方みずから報告をいただいているということで、また役員についても刷新をするということで、その運営委員会としては自浄機能は働いているというふうな、現時点では考えておりますので、新年度につきましても、新しい役員体制のはまなすの運営委員会のほうへ委託契約を締結していきたいというふうに思っております。

4月から保育園も始まりますので、まずは子供たちが通えるところがなくなってしまうという

ころがございますので、その後の再発防止策等につきましても、十分調査結果を踏まえて検討してまいりますし、運営組織のあり方についても見直すべき点がございましたら、その点についても今後見直していきたいというふうには思っておりますので、まずは新しい運営委員会の組織体制の中で、31年度の契約については締結させていただきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 それはそれで理解できるのですが、ただ市と運営委員会との関係でいうと、どこの運営委員会との関係でも、多分何か途中で問題があったときには、ということが多分あるのだろうと思うのですね。ただ、今回のような横領というのが起きたときには、どう対応するのかというのが、多分書かれているのではないかと思うのですけれども、その辺できちんと対応していくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 運営委員会からの報告書におきましても、監査体制を年1回ではなく回数をおよぼすのか、チェック機能の体制を整えていくというような、とりあえずの当面の再発防止策というのをご報告をいただいておりますので、とりあえずはそのような形で進めていくとともに、市としても再発防止策の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 そうではなくて、契約上、それに反する行為があったわけですよね、今回。それに対して、どういうふうに対応していくのかということが問題なのだろうと思うのですね。だからその辺で、市がそれに基づいてしっかりと何らかの対応ができているのであれば、それはそれでいいと思うのですけれども、そこが多分よくわからないところだと思うのです。

その辺、ちょっとわかるように説明していただきたいと思っております。

○清杉利明子育て支援課長 今現在、調査を行っている途中ではございますけれども、まずはそこで調査結果として不正で横領した額が確定されれば、まずは平成29年度分についてはその分は運営委託料のほうへ返還を請求して返していただくこととなります。

それから平成30年度分につきましては、実績報告時の精算の段階で精査をした上で精算額が出てくれば、その部分も返還というふうな形になるかと思っております。

○松浦敏司委員 そういうことだと思うのですよ。そういうふうにしなないと、問題が解決しないと、契約上も。いや、それはわかりました。あと詳しくは委員会に委ねます。

次に、市としての今回の問題での責任ということで、私は言いたいというふうに思うのですが、さきの文教民生委員会の審議の中で、この保育所は公設民営で設置者は網走ということでありました。確かに運営については運営委員会に委託しているというふうになっているのかもしれませんが、ただやはりこの問題というのは網走市が責任があるというふうに私は思うのです。確かに運営委員会の中での起きたものではあるのけれども、しかし網走市としての責任は免れない、このように思います。

このような結果として残念な横領事件が起きたのですけれども、運営委員会としては告訴しないというふうに決めました。しかし、それで本当にいいのかと。私も今多くの市民から、この問題では相当聞かれます。なぜ告訴しないのだというふうな声も聞かれて、非常に答えに困るのですけれども。ただ私は、いろいろな人がいるのですけれども、今回のこの横領をやった二人というのは、倉庫を買ったというふうにして運営費、つまり市の補助金、国の補助金、道の補助金、いわゆる私たちの税金を横領し、そしてそれは保育の子供たちや、いわゆる教育上も極めて重大で、子供たちを傷つけ、保護者を傷つけると、こういうような問題でありまして、こういう問題をやはり私は非常に重視しなければならないし、法律家の中では、これは補助金の一種の詐欺だというふうに言う方もいらっしゃいました。

こういう状況なのに、なぜ市は告訴をしないのかと、この辺が市民も理解できないし、私自身もなかなか理解できないのですが、その辺での市としての考え方を伺いたいと思っております。

○清杉利明子育て支援課長 その点につきましては、先日の文教民生委員会の中でも御答弁をさせていただいておりますのでございますが、今回の件につきましては、あくまで横領の被害者につきましても運営委員会でありまして、告訴の判断につきましては、被害者である運営委員会がすべきものであるというふうに考えております。

また、告発につきましては、被害者でなくても行うことはできますけれども、一つ目には運営委

員会の意向としまして、刑事告訴を行わないと決定されていること。二つ目には横領額の全額が弁済されており、被害回復がなされていること。三つ目には犯罪の事実が公になっていること。これらのことから、市につきましては運営委員会の判断を尊重したいというふうに考えております。

また、今後捜査がございまして協力を求められた場合につきましては、捜査には協力していきたいというふうに考えているということでございます。

○松浦敏司委員 運営委員会はそれは運営委員会です。ただ、やっぱり市はその運営委員会に税金を渡しているわけです。そして、いわゆる補助金という公金が横領されたのですから、それは確かに運営委員会を通じているかもしれませんが、これは私たち国民の税金、国と道と市が入っているわけですから。それから保護者の保育料も当然入っているわけですよ。それが横領されたとなれば、それはやはり買っていないものを買ったことにお金を横領するというのは、これはやはり横領だと言われる、詐欺だと言われればそのとおりだというふうに私なども思うのです。そういう意味では、今の市の対応というのは、何か他人ごとで非常に納得がいかない。これはもう市民もそうです。私もそうですけれども、今の対応では非常に納得できない、こういうふうに思います。そういう意味では、今後きちんと対応を迫っていく必要があるというふうに私は強く思います。

あとは文教民生委員会の中でも、今後明らかになって追及されていくと思うのですけれども、現時点では私はそのように、この問題では思いません。

次に移ります。

僻地保育所はほかにもあるわけですから、こういったことがほかの地域でも起こらないように、今回の問題を教訓にしていかなければならないというふうに思うのですけれども、現時点でこの僻地保育所というのは、どこの地域にどういった保育所があって、定数や現在の入所人数など、現在把握している段階でお示しいただきと思います。

○清杉利明子育て支援課長 現在僻地保育所につきましては、嘉多山保育園が昨年末に閉園となっておりますので、現在は5園ございます。

地区につきましては、北浜にはまなす保育園、

それから浦士別地区に浦士別保育園、それから藻琴地区に藻琴保育園、それから卯原内地区にさんごそう保育園、それから呼人地区にいずみ保育園、以上の5園がございまして、平成31年2月末現在の園児数につきましては、はまなすが14名、浦士別が10名、藻琴が32名、さんごそうが16名、いずみが6名となっております。

○松浦敏司委員 定員数からいうと、相当少ない状況。しかしそれは保育をする上では、少なくとも保育士さんは一定程度の定めに基づいて配置しなければならないということだろうと思います。

そこでもう1点伺いますが、それぞれ委託料、これは平成30年度の委託料でいいのですが、それぞれの保育園の委託料について伺います。

○清杉利明子育て支援課長 まだ30年度につきましては、実績が出てきておりませんので、予算ベースでのお話でよろしいでしょうか。それとも平成29年度であれば実績が出ておりますが、それで答弁させていただきたいと思います。

平成29年度の委託料でございますが、先ほど答弁しておりますとおり、はまなす保育園につきましては約1,210万円、それから浦士別が1,050万円、それから藻琴が約1,400万円、それからさんごそうが約1,060万円、それからいずみが約940万円、5園合計で約5,660万円となっております。

○松浦敏司委員 それで、ちょっと私も決算資料見まして、この決算の状況を見ると、例えばいずみでいうと、これ平成29年度の決算額でいえば940万2,878円と、さんごそうでいえば1,063万9,545円、藻琴でいえば1,397万2,682円、はまなすでいうと1,210万831円、浦士別でいうと1,052万2,145円というふうになってございまして、藻琴以外は、これを見る限りですよ、これだけを見る限りでは赤字というふうに私は見えたのですが、この辺はどんなふうに認識してますか。

○清杉利明子育て支援課長 必要な運営費につきましては、特に光熱水費等におきましては精算時におきまして不足が生じて、それが適正な運営にあつての不足であれば、委託料の追加交付も行っておりますので、赤字であるというような認識は持っておりません。

○松浦敏司委員 つまり光熱水費が当然これは変化のあるものですから、プロパンにしても灯油にしても、これは相当値段が変わりますから、そう

いった状況に対して対応してきたというふうに捉えたいというふうに思うのですが、一方で保育士さんの賃金というのは、この僻地保育所で先ほど言いましたけれども、場所によっては17万8,200円というのが基本という金額であって、運営上上げてもいいし、それは運営委員会に任されているということだけでも、これははまなすだけでなくそれ以外の四つの保育園についても、市としては保育士さんの賃金というのは、しっかり把握をしていないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 実際の月額賃金等についての詳細については、現時点におきましては把握はしておりません。ただ、総額で賃金として支払った額については決算書等での確認はできますのでしておりますが、細かい月額幾らですとか、加給金として幾ら出しているですとか、時間外勤務手当としてどれぐらいの時間数でどれぐらい出しているのかという点の詳細については把握をしていないという状況でございます。

○松浦敏司委員 例えばですよ、保育士の賃金もこの17万8,200円だとすれば、何年働いても同じ、1年目の人も同じというふうなこともあり得る。私の聞いたところでは、それがありません。そういう事態があったと。これを上げようとしても、それは運営費の中でやりくりをするしかないとなると、どこか削らなければならないが削ることができない。結局保育士さんには泣いていただくしかない、こんな話も聞きました。

そういう意味では、やはりもっとこの部分について、市としてやっぱり責任を持って把握する必要があると。そして、やはり年数、熟練になれば、当然仕事上も責任ある立場になってくるわけですから、そういったことも含めてその保育士さんの賃金については、やはりきちんとその辺を勘案できるような、そういう指導あるいは委託料のあり方というのをしっかりやる必要があるというふうに私は思うのですが、その辺でいかがお考えでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 今後につきましては、雇用の条件等につきまして把握に努めてまいりたいというふうには思います。

○松浦敏司委員 こんな形でやはり僻地保育所の運営のあり方については、やはりさきの文教民生委員会でも議論がありましたけれども、やはり運

営委員会そのもののあり方、それから委託のあり方、これもしっかり洗い直さないと、こういった今回の問題が再び引き起こる可能性もあるということで、しっかりやる必要があるというふうに思うのですが、市長はこの辺でどのように決意をしているか伺います。

○井戸達也委員長 休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

松浦委員の質疑に対する答弁から。

市長。

○水谷洋一市長 大変ゆゆしき事態だというふうにまずは認識をしておりますし、あってはならないことだというふうに思っています。

ですから、そうした事件を起こされた方にはきちんとある意味処罰を、私はあってしかるべきだと、このように思います。

責任の問題がありましたけれども、これはもう再発防止、これをしっかりやらなければいけないと思います。その再発防止につきましては、運営委員会方式でやっておりますが、ある意味その運営委員会では代表者がいて、役員がいて、幹事がいると。ある意味内部牽制機能、組織がなかったと言わざるを得ません。ですから、監査というのは、書類が正しいことを証明する書類をつくる任務に当たりながら、それが正しくなかったということですから、まずは内部牽制機能がなかったということだと�バナンスがそこで効いていなかったということだと思います。

ですから、今回再発防止については、きちんとそうした運営委員会であるならば、ガバナンスの確立と内部牽制機能というものがしっかりと確立していく必要があるということ。

今松浦議員からもお話がございましたように、組織のあり方そのもののお話がありましたが、そのとおりだというふうに思います。それは多分文教民生委員会のほうでも御議論があったというふうに思いますけれども、そのとおりだと思いますので、改めて今文教民生委員会が開会されるまでに、今市のほうで平成29年と平成30年の書類調査していると思いますので、それは会計の調査ともう一つは業務運営の監査、監査という立場ではないのですけれども、会計監査と業務運営監査の、

この二つの視点で見てほしいということで、今多分取り扱っているのだと思います。

その結果も踏まえて、運営委員会方式、それぞれ僻地保育所でやり方違ったり、園長さん違ったりしてしますので、その地域はその地域でガバナンスも効いて内部牽制機能も効いて、しっかりやっているとところもあるのかもしれない。

そこはまだ確認ができませんので、ここはこれも文教民生委員会のほうでお話ができるまで整理をしたいと思っておりますけれども、やはりこれははまなす保育園だけではなく、僻地保育所全部、大変お忙しくて申しわけないのですけれども、監査委員にまずは予備監査をしていただき、そこで内部牽制機能を図っていただきながら、どこまで会計検査と業務監査ができるのか、全体の検査をする必要があるのだろうというふうに見ております。

そこが再発防止の問題だと、このように思っておりますので、そこは取りまとめさせて報告できるまでにいけたらいいかなと、このように思います。

もう一つ松浦議員のほうから、市民の処罰感情みたいのところもお話ありました。ある意味、私どもにも耳に届いております。一方で課長なり、役職者が答弁申し上げておりますのは、基本的には第一義的には運営委員会だったものですから、運営委員会の判断というのは尊重しましょうということで、運営委員会のほうで告発をしないというような決定をもう早々しておりましたので、それは尊重したいですね。ただ今調査をやっているところまでわからないですから、尊重しますけれども、その結果を見てまた改めて検討しますというのは前回副市長が答弁をしたのだと思いますので、そういうことだと思います。

ただ、ただただとなってますけれども、一方で市民感情というのは、お伺いのおり議会のほうにもあります。もう一方で、こうしたものを考えたときに、比例原則というのが、私たちには法理としてあって、要するにこういった事例にはこういった対応、大きな事件には大きな事件の対応というような比例原則というものもあるというふうに見ておりますが、一方で市民感情もありますから、そこら辺は今後の調査、結果、そしてまた今後の対応、ガバナンスのあり方も含めて、対応させていただきながら、どう判断するかというのは

全体を見て、そこの部分については判断をさせていただきたいなど、そうしたさまざまな視点を捉えながら、感情的になることもなく、かといって何でしょう、こうした処罰感情があるということも一方であるということを知りながら、二つ目のお答えとさせていただきたいと、このように思うところで、市の責任というお話もございました。

設置者としてはこれは当然ありますので、何度も申しますが、実際に運営しているのは運営委員会でありますから、受託会計責任、要するにアカウントビリティーは運営委員会にあるのですけれども、設置者としてはこの私たちですから、それはありますので、それは再発防止、そしてチェック体制、こうしたものを確立するということと、あとは国と道の関係の御指摘もありましたので、当然そこはありますので、そこら辺は責任を持って、国と道の関係をしっかりとやっていかなければいけないと、このように思うところでございます。

今のところ、きょうどう思うかというお尋ねでありましたので、そういうことで、きょうの段階ではそういうふうと考えているところでありますので、その答弁とさせていただきたいと、こう思います。

○松浦敏司委員 とりあえず、現時点ではわかりました。ただ、やはりそういった多くの市民や関係者が傷ついたらと、そういう大変な事件だったという点で、やっぱり今後しっかりと市としての対応が求められているということで、会期内に委員会がありますので、その辺はしっかりと市民の理解できるような形にしてほしいというふうに要望したいと思います。

2点目に、民生委員、児童委員について伺います。

地域における民生委員の活動というのは、極めて重要な役割を果たしているというふうに思います。しかし、残念なことになり手がいないという状況があって、欠員もあるというふうにも聞いておりますが、現在の状況について伺います。

○酒井博明社会福祉課長 現在の欠員状況でございますが、平成28年の一斉改選時から北西3という地区におきまして1名が欠員となっております。あと加えまして、昨年5月末に前任者が体

調を崩して退任され、1カ所で退任されまして、またことしの2月に現職の方が亡くなられたということで、合計で3名が欠員となっているという状況でございます。

○松浦敏司委員 この欠員になった地域というのは、どういう形でカバーすることになるのでしょうか。そこの地域の民生委員がさらに広い範囲を担当するというふうになるのでしょうか。それとも別な形で補うというようなことになるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 欠員となっている場合は、近隣の地区の民生委員さんが補い合いながら、見回り等を行っているという状況でございます。

○松浦敏司委員 それでなくても広範囲の担当している人がさらにというふうになると、より一層大変になるということで、非常に心苦しく思うところではありますが、なり手がいない要因というのはどういうことなのか。どういう認識を持っているか伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 後任の選任が難しくなっている要因ですけれども、近年は年金支給年齢の引き上げに伴いまして、60歳で退職されても退職後に新たな仕事につかれる方が多くなっているということが要因の一つであるというように考えてます。

また加えまして、現役世代の方につきましてもやっぱり同様に、仕事の合間に、あるいは休日に活動をお願いするということになりますので、御本人も時間的な制約もありまして、なかなか手となっていただけないという状況がございます。

○松浦敏司委員 民生委員というのは地域、いわゆる公的な仕事にもなるわけですね。だから市から、本来は国からを通じて、最終的な市が任命するということになるのですけれども、そういう意味では守秘義務を負いながら地道な、本当に地道な活動をして、生活困窮者や単身の高齢者などさまざまな市民との接点を設けて、そして何かあれば相談に乗るといふ、本当に大事な役割を果たしているというふうに思います。にもかかわらず、なかなか後任が見つからないということで欠員になっているということであって、近年でいうと少子高齢化ということで、さらには幼児の虐待というようなこともありますので、ますます仕事

や責任が重くなるという点で、こういう民生委員の、非常に大事な民生委員の担い手をどうやって確保するかという点で、何か今考えている、こういう方向で探していきたいというふうなお考えがあれば伺います。

○酒井博明社会福祉課長 後任の確保に対する対応でございますけれども、本年は3年に一度の一斉改選の年でございますけれども、候補者につきましては北海道民生委員児童委員連盟の網走支部と、それから町内会連合会に御協力いただきながら、まず地域で推薦なりの選任作業を行っていたとということをお願いしてまいります。これは毎年、毎回行っている作業でございます。

ただ、実際に選任に苦慮する地区が生じた場合は、市も協力しながら候補者を探すということを行っております。また、どうしても候補者の見つからない地区が生じた場合は、近隣地区からなり手の確保が可能かどうかも含めて、選択肢を広げながら選任作業を進めていくというふうに考えております。

○松浦敏司委員 本当に御苦労かけているというふうに実感しているところですが、次に移ります。

地区民生委員協議会というのがあって、さきに私たち議員会も研修会を行って、いろいろ学習をいたしました。非常に勉強になり、知らないことも随分教えていただいたというふうに思います。一番驚いたのは、やはり網走が財政上本当に大変になって行革が始まった、そういう中で、運営費が削減されるということで、それが何回か続いて、そしてその後そのまま下がったままで現在に至っていて、なかなか運営上大変だというような声も聞いたところですが、運営費の支給状況というのはどんなふうになっているのか、伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 運営費につきましては、平成31年度の予算としては365万9,000円を予算として計上してございます。

昨年度につきましては、民児連のほうで記念誌を発行しましたので、その発行の分を40万円を加えて補助したということもございました。

過去に平成8年度から15年度の時点では、これ行革前だったのですけれども、そのときに472万5,000円で、そのときに比べると約100万円近くは落ちるような状況ですが、この中ではここ

で従事されている職員の方の時間を、勤務時間を調節するなど支給する給料なども調整しながら補助を行っているという状況でございます。

○松浦敏司委員 いずれにしても100万円近い金額が削減されるということは、やはりこういうところの運営ではやっぱり相当厳しいと。だから本来払わなければならない部分もやりくりして削っているというふうにも思いますので、これらについてもぜひ今後やはり民生委員協議会との協議をしっかりとさせていただいて、よりよい方向に持って行ってほしいというふうに思います。

次に、生活保護について伺います。

厚生労働省の調査では、生活保護受給者は209万7,426人、これは昨年10月です。世帯数で言うと、163万9,185世帯が受給しているということがあります。

予算説明書の70ページを見ると、扶助費が前年より減少しているのですが、その要因について伺います。

○酒井博明社会福祉課長 扶助費が減った要因でございますけれども、平成31年度の予算は平成30年度の決算見込みを反映して作成しておりますけれども、保護世帯人員の減少、それから年度中に保護が停止になったり廃止になったということなどを受けまして、生活扶助費がまず減額となりました。

加えまして、扶助費のうち約55%を占めております医療扶助費ですけれども、ここにつきましては高額療養費の被保護者が廃止等で減となりましたので、決算見込みを受けて減額となっているという状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、受給状況について、人数と世帯数を伺います。

○酒井博明社会福祉課長 扶助を受けている人数と世帯数でございますが、ことしの2月の時点でございますけれども、人数で659人、世帯数で521世帯となっております。

○松浦敏司委員 この内訳というのが、高齢者だとか障がい者だとかいると思うのですが、その内訳について伺います。

○酒井博明社会福祉課長 このことしの2月の状況で申し上げますが、521世帯中、高齢世帯が303世帯、母子世帯が27世帯、障がい世帯が80世帯、傷病世帯が62世帯、その他の世帯が49世帯となっ

ております。高齢世帯が過半数の58%を占めるという状況になっております。

○松浦敏司委員 こういう状況というのはそんなに極端には変わっていないと思うのですが、多分全国的にもそうなのですけれども、高齢者でひとり世帯がふえているのではないかというふうに思うのですが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 ひとり暮らしの世帯というのは確実にふえておまして、特に高齢者ということでの統計はちょっと持ち合わせていないのですが、ひとり暮らしの世帯は521世帯中、432世帯で83%の割合となっております。

この割合の傾向として、平成28年から29年では80%、平成30年で81%となっております、やっぱりひとり暮らしの割合が徐々に進行、ふえているという状況でございます。

○松浦敏司委員 実態がよくわかりましたけれども、今の経済状況の中と、あとは高齢化ということで一定の推移が見込まれるなというふうに思います。

国は新たな支援として、学習・生活支援に生活困窮世帯の子供のこれまでの学習支援に加えて、子供や保護者に対して、生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取り組みをするというふうな、そういう支援も考えるということでもあります。これは多分、今後通達や連絡が来るのだらうというふうに思いますけれども、そういう取り組みも国はしてくるというふうに聞いているところであります。

次に、手話通訳普及啓発活動で、これは前段永本委員が質問しましたので長々とは言いませんが、これは日本では1933年以降、2011年まで手話は日本の法律上では言語としては認められなかったと。

公立の聾学校でもこれは積極的にこの手話というのは使われていないで、その多くは口を、口話という形で教える。しかしこれはなかなか困難だというようなことで、世論の中でやはり手話というのをしっかり言語に定めるべきだというふうになって、2011年に言語というふうに規定され、改正障害者基本法案が参議院の段階で全会一致で可決されたということで、近年でいうと、平成27年4月に生まれつき聴覚障がいであった方が初めて議員として当選するというようなことも、兵庫

県の明石市であったということで、そういう時代になったということだというふうに思います。

そういう意味では、この手話がまさに言語として使われるようになって、非常に聾啞者も今喜んでいるのですが、ひとつ聞きたいのは、現在手話通訳者というのは網走では何名いらっしゃるのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 網走市の登録手話通訳者の数ですが、現在5名でございます。平成29年度は6名でしたが、みずからの仕事の関係もありまして、現在は5名という状況でございます。

○松浦敏司委員 やっぱ少ないと思います。

それで、手話ができる人たちをやはり育成する場が必要になるというふうに思います。手話サークルなどもあるというふうに聞いておりますけれども、こういう手話サークルというのは非常に重要な活動だと思うのですが、現在幾つあってどれぐらいの人たちがここに組織されているのか伺います。

○酒井博明社会福祉課長 サークルに具体的に何名加入されているかというところまでは把握はしておりませんが、現在市内には二つのサークルがございまして、主に昼活動しているサークル、それと主に夜活動しているサークル、二つございます。

○松浦敏司委員 やはり多く普及していく上ではそういったサークルがたくさんできて、気軽に参加できて、そこで市民が覚えるということができるような方向に、ぜひあってほしいというふうに思います。

時間がありませんので、次に移ります。

プール利用助成事業というのがありますが、まず事業の内容について伺います。

○武田浩一健康推進課長 プール利用助成事業についてでございますけれども、65歳以上の網走市民がプール施設を使用するに当たりまして、プール使用料の一部を助成することによりまして、健康保持増進とともに生きがいを図ることを目的としている事業でございます。

助成額につきましては、プール使用料の7割を助成することとしておりまして、網走市民健康プールを利用する場合は560円の使用料のところ390円が助成され、本人負担額が170円で利用できるということになってございます。

○松浦敏司委員 これはこの事業にどれぐらいの

人が利用しているのか、近年の状況を教えてほしいのと、どのような方法をすればこの助成を受けることができるのか伺います。

○武田浩一健康推進課長 平成27年の4月30日に通年化となりました網走市民健康プールが新しくオープンしましたがけれども、そのところの実績ということでお答えしたいと思います。

助成を受けた延べ人数ということになります。平成28年度で6,312名、平成29年度で6,339名、平成30年度の12月まで、あと3カ月残る形になりますが、4,876名となっております。これを月平均の延べ人数で換算すると、平成28年度が526人、平成29年度が528.3人、平成30年度、これも12月までの実績となりますけれども、541.8人と増加をしているという傾向にございます。

利用に当たりましては、プールの窓口で免許証等の証明で申請をしていただいて、利用証を受けることによって使用できる形になってございます。

○松浦敏司委員 ぜひプールについては、大いに利用してほしいと私も思います。私は一度しか利用しておりませんが、今後だんだん高齢化しておりますので、利用するように努力したいと思えます。

あと時間がないので、次、ごみの収集事業について伺います。

先ほども議論ありました。市長のほうからも焼却の問題でお話がありました。珍しく私と市長はこの問題では意見が合うということで、実は私も北見あるいは近隣の人から、なぜ網走は埋立方式を選んだのだと。自然に影響を与えるだろうというふうに言われまして、私もきちんと来ましてね。何を言っているのだと、燃やせばいいのかわい、燃やせばいいというものではない。燃やせば必ずごみが必要になるのだと、24時間どうやってごみをつくるのですかと、網走でそのごみは足りません。だから、最終的にこの方法しかないのだと、確かに埋め立てするのはよくないけれども、それを最小限にするために今分別して、市民は苦勞しているのだと。このことを言って、怒りを取りましたけれどもね。燃やせばいいという、これは本当に、余りにも単純過ぎます。大都会ならそれは燃やすしか方法はないのですけれども、網走は幸か不幸かきちんとした場所があるということで、そういう道を選んだというふうに思いますの

で、そこを強調したいというふうに思います。

委員長、済みません。若干時間よろしいでしょうか、もう少し。

〔委員長「この点だけ」と呼ぶ〕

では、まず最終処分場が明治にできて、いろいろ問題はあるのだけれども、比較的順調に進んでいるというふうにも考えていいというふうには思うのですが、まず当初の計画と現在の状況についてでありますけれども、一般ごみ、生ごみ、紙おむつ、それから事業系のごみ、それぞれ当初の計画と現在の状況について、どうなっているのか伺います。

○近藤賢生活環境課長 お答えします。

当初の計画では、家庭系の紙おむつと埋め立てごみを、どちらも埋めるごみということで一緒に考えており、その処理計画量は2,135トンでしたが、平成29年度の実績では2,521トンということで、多目に排出をされています。

また、事業のごみですが、当初計画では4,285トン、平成29年度の実績では3,385トンと、事業者の協力により計画の数値を下回っております。

また、家庭から出る生ごみですが、当初の計画では2,647トン、平成29年度の実績では2,469トンとなっておりますので、この差はやや分別が悪いことが影響しているものと考えているところで

○松浦敏司委員 紙おむつ系がちょっと多いという、それは私も実感しています。多分そういう方向になると、そういう子供もお年寄りも使いますし、あるいはペットにも使っている人たちも当然使いますので、ふえるのだらうなというふうに思います。

時間がありませんので、先ほど来ありましたが、分別の大変さ、これやはり時間をかけて丁寧に説明をし、そして実演なども含めてやっていかないと、なかなか高齢者の皆さんはなかなか身につかないということがありますので、それはしっかりと丁寧な説明をしながら、しっかりとした分別が最終的にできて、ごみの減量、それから埋め立てについても最終的に減量できるような、そういったものにしてほしいし、一番いいのは紙おむつ系は再利用できるような方法が、早く安い価格でできるような時期が来れば大変いいなというふうに思います。そのことを述べて、質問を終わります。

○井戸達也委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時17分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

近藤委員。

○近藤憲治委員 それでは、私からも幾つかお伺いをさせていただきたいと思います。

ここまででたびたび話題になっておりますごみ収集処理事業全般について、まずお伺いをしたいというふうに思います。

計画と実績の状況につきましては、松浦委員の質疑で理解をさせていただきましたけれども、ひとつ生ごみの処理に関しては、基本的にはほとんどが処理をされてしまってもうなくなる、消滅をするのだけれども、計画段階では一部残ったものに関しては堆肥として外に出すというようにお話をされておりまして、これ、具体的に外に出した形跡というのはあるのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 生ごみの関係でございますが、平成29年度におきましては生ごみを3,666トン受け入れ、埋立残渣が1,159トンとなっております。したがって、生ごみの処理施設では2,507トンを減量したという結果になっております。

そのうち堆肥ですが、平成30年度には配布した実績が900キログラムとなっております。配布の方法ですが、3キロ入りの袋を300袋つくりまして、希望する町内会や幼稚園などに配布をさせていただきました。

○近藤憲治委員 そこについても、実施をされたということで確認をさせていただきました。

あわせて、これまでの議論でも話題になっておりますけれども、やはり分別のルールについて、どのように市民の皆さんに御理解をいただくのかということ、過去の平成29年の第4回定例会の一般質問でも質問をさせていただいておりますが、非常に複雑なルールの部分でございますので、まず一つは分別アプリの導入の検討をということで、その際御答弁では検討しますということをお願いしております。

あわせて、分別が困難なお年寄りについては収集代行等の制度化をということでも提案させてい

ただいて、こちらについても検討というような答弁をいただいていると記憶をしておるわけなのですけれども、実際に制度化されている形跡はないということなのですが、その後の検討の状況と現状について御答弁をいただきたいと思います。

○近藤賢生活環境課長 ごみのルールがわかりにくいということで迷惑をかけているところがございますが、分別アプリの導入について検討して現在見送られている状況でございますが、こちらスマートフォンなどで見ることができるとごみ分別辞典を、アプリではないのですが、提供をしていること、またごみ分別に関しましては、ポスターやガイドブックを全戸配布していることから、そちらのほうで対応しているということで、アプリの導入を見送っている結果となっております。

また、高齢者に対する対応としましては、現状ではわからないといった問い合わせがある場合は、直接職員が自宅に出向くなどをして対応をしているところです。

また、玄関からステーションまでの運ぶことができないという方には、福祉の部署でさわやか収集を実施して対応しているということで、特別に制度化について検討している状況は今のところないところでございます。

○近藤憲治委員 今御答弁いただきましたけれども、先ほどまでのやりとりの中で、やはり市民の皆さんにしっかりと理解をしていただいて、この制度を進めていかなければならないという、そもその大前提があるというふうに思っています。

この部分につきましては、今後も議論をさせていただきたいというふうに思っております。

あわせて、分別のルールがわかりづらい結果、これはちょっと私の肌感覚に基づいた意見なのですけれども、分けきれないのは全て埋め立てごみのごみ袋に入れてしまおうという判断がなされているのではないかと懸念があります。そういった状況について、原課としてはどういう認識をお持ちでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 わからないごみ、分けられないごみが埋め立てに入れられているという状況につきましては、処分場のほうを見た限りで認識しているところです。また、平成30年度におきまして、ごみ質の調査を実施したところですが、その中では埋め立てごみの中に今まで分別されていたはずの資源物や新たに分別された生ごみや、

容器包装プラスチックが入っている状況をたくさん確認しています。

これからは埋め立てごみを減らすためには、きちんとした分別について啓発を進めていくことが必要と認識しております。

○近藤憲治委員 そういった意味でも、やはりさまざまな手法で、市民の皆さんに御理解を促していく仕組みの確立というのが不可欠であろうというふうに考えております。

あわせて、現場でのオペレーションについても過去に一般質問でさせていただいております。作業の動線の確保がなかなか難しいヤードでありますとか、雑紙の分別を野外でしなければならないような場面もあったりというふうに伺っておりますけれども、その後1年間運用してみて、そういったオペレーション面での改善、どのようになされてきたか、また今後どういうふうにしていこうという思いがあるのかお伺いをいたします。

○近藤賢生活環境課長 明治の処理施設の作業動線につきましては、開設以来委託業者からは狭いという御意見もありまして、市の担当とは協議をしながら改善の方向を探っております。

また、雑紙につきましても、選別をする小屋を設置したところではございますが、雑紙の搬入量が多いときは、外で作業することも余儀なくされておりますが、そのあたりも改善の方向性を委託業者と協議しながら探ってまいりたいと考えております。

○近藤憲治委員 真冬は雪の降りしきる中、外での作業というのが強いられている局面もございまずので、ぜひそこはしっかりと現場との協議をお願いしたいというふうに思います。

このテーマについて最後の質問でございますけれども、前段市長も御答弁されておりましたが、ごみの処理方法そのものがもう現状では埋め立てであるということで、網走市は長らく進めてこられたというふうに認識しております。中期的にはこの方法でいくというふうに、私どもも判断をして議決をさせていただいて、埋め立ての方法で処理場、そして処理場の将来の予定地も含めて、用意をさせていただいているわけなのですけれども、果たしてこの先人口も減っていく、一方で、ごみ処理の技術が飛躍的に進歩していく中で、この方法が未来永劫最善といえるかどうかという、その保証もなかなかないのだろうというふう

に私自身は思っております。

そういった点では、ごみ処理のさまざまな技術進歩も受けとめながら、この網走市の将来にとってごみ処理というのは、よりよい方向に進むとしたらどのような方法があるのだろうかというのを、不断に調査研究していただきたいというふうに私自身は考えているのですけれども、原課としての認識はいかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 現在の施設は検討段階から焼却するよりも費用的に有利だということで、可能な限り分別をした後埋める方式を採用しております。

現在、近隣自治体でも焼却処理施設の寿命を迎えていること、また広域処理を検討している自治体もございます。本市としましては、可能な限り市民負担を抑えたごみ処理行政が必要と認識しておりますので、次の処理方式を検討するに当たっては、できる限りの情報を収集して、その処理方式について研究を進めてまいりたいと考えております。

○近藤憲治委員 それでは、次の項目について伺わせていただきます。

市民の健康づくりの政策全般について伺います。

過去にも何度か質問させていただきましたけれども、当市の健康をキーワードにした施策の展開というのは非常に前向きであるというふうに受けとめさせていただいておりますし、市民の意識も変わりつつあるなというふうに評価をさせていただいているところであります。

しかしながら一方で、こういったさまざまな施策が今後もしっかりと展開されていくためには、やはり一定のエビデンスといいますか、成果の検証が不可欠であろうというふうに考えております。

例えば、医療費が徐々に抑制されてきている傾向があるでありますとか、そういった部分で市民に向かっても、皆さんが健康づくりに一生懸命取り組んでいただいた結果、このような変化が数字として出てきますよというのをフィードバックするのがいいサイクルなのかなというふうに考えているわけなのですが、こういった健康づくり施策全般がこの市の数値的に、前向きな変化をどこかにもたらしているのかどうか、お示しいただける部分があればお示しいただきたいと思っております。

○武田浩一健康推進課長 市民の健康づくりの施策といたしましては、子供のインフルエンザ予防接種の無料化など、ワクチンで予防できる疾病の充実を図るとともに、あばしり健康カニチョッ筋体操、あばしりベジラブル運動の推進、網走市民健康プールにおける健康増進講座の開設、65歳以上のプール使用料の助成、指導者ライセンス制度、健康コンシェルジュ匠などを実施してきております。

このような取り組みの中で、シニア世代を対象とした健康コンシェルジュ匠につきましては、現在50名の方がライセンスを取得されており、各分野、各方面で活躍されているところであります。

さらに匠の皆さんにつきましては、平成29年度からは保健師が出向く健康講座に同行いたしまして、カニチョッ筋体操の普及に御協力いただくとともに、今年度平成30年度からは保健師とともに、実際に講義や実技も行っていただいているところになってございます。

このように、匠という身近な市民の方々実際に講義や実技を行っていただくことで、同世代の受講者もさらなる健康に対する意識の向上につながっていくものと考えているところでございます。

また、毎年開催しております市民健康まつりは500名を超える来場者があるほか、平成24年度に加盟いたしました健康都市連合の日本支部総会大会が、平成29年7月に2日間で延べ800名の全国からの参加者で開催され、市民の健康意識の向上につながったものと考えております。

取り組みの成果として、医療費が減少したなどというのは、明確な数字としてあらわすのはなかなか難しいところがありますけれども、健康に対する取り組みに対する人的広がりというのは、明らかに増加しているのではないかと考えているところでございます。

○近藤憲治委員 今の御答弁からも、かかわっていただける市民の方が相当ふえてきているという実感は持たせていただきました。ぜひ、今後は数値的な部分もうまく拾い上げるようなことができると、望ましいなというふうに考えているところでございます。

あわせて、地域医療の確保についてお伺いいたします。

こちら代表質問でも当会派で少し述べさせてい

ただいた部分でございますが、新年度予算では開業医の誘致という形で、かかりつけ医の確保をしていこうという取り組みをされているという部分については、評価をするところなのですが、一方で広く地域医療全般をしっかりと確保していくという視点に立った場合ですね、やはり網走市だけで全ての診療科目を満足するだけのドクターを確保するというのは、なかなか困難な時代が来ているだろうというふうに受けとめております。

そういった点では斜網地区、そして北紋地区、さらに広く言えばオホーツク管内全体での地域医療の診療科目別の広域分担、役割分担のようなものが避けては通れない時代が、そう遠くないときに来るであろうというふうに考えております。

そのためには、やはり協議のためのテーブルが間違いなく必要なのですけれども、市としてそういった広域での地域医療の確保に向けたテーブルづくりに対しての意欲でありますとか、考え方をもちであればお示しいただきたいと思っております。

○武田浩一健康推進課長 まず当地域での医療圏の考え方でございますけれども、オホーツク地域を第3次医療圏、北紋地域を第2次医療圏としておりまして、そのほかに斜里町、小清水町、清里町、大空町、いわゆる斜釧地域として救急医療体制ですとか、周産期医療支援体制など、緊密に連携した医療圏を構築しているところでございます。

現在、広域医療を議論する場といたしましては、オホーツク総合振興局保健環境部が事務局となっておりますけれども、地域医療構想を策定する区域によって設置されております北網圏域地域医療調整会議と北網圏域地域医療調整会議網走支部という会議がございます。

地域医療の考え方といたしましては、限られた医療資源を有効に活用いたしまして、適正な配置が図られるよう地域住民、患者の視点に立って、医療機能の分化ですとか、連携を通じた効率的で質の高い医療提供体制の充実強化を図っていかねばならないと考えているところでございます。

○近藤憲治委員 今御答弁でいろいろ述べていただきましたけれども、市としてもそういった広域で地域医療を支えていこうというところには、しっかりかかわっていくという意識があるという御答弁だったと思ってよろしかったですか。

○武田浩一健康推進課長 広域ということでは、今お話をさせていただいたように、北網圏域という形でいろいろな取り組みをしている部分もございますので、広域医療というのは必要だという認識は持っております。

○近藤憲治委員 それでは続きまして、高齢者福祉についてお伺いをいたします。

こちらについても、個別の事業というよりは少し大きい、全般的なお話を伺いますけれども、高齢化が急速に進む中で、ひとり暮らしの高齢者の割合も同じく相当な勢いでふえているというふうにも実感しております。

平成31年度においても、さまざまな施策を用意しておりますけれども、こちら私の肌感覚なのですが、市が用意しているさまざまなサービスと、ひとり暮らしのお年寄りがうまく連結されていないとか、制度からこぼれ落ちてしまっている独居のお年寄りが少なからずいるのではないかという問題意識を思っています。

そのあたりにつきまして、原課の認識をお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 独居高齢者の各施策の充足度といったこととございますけれども、当市におきましては、元気な高齢者に対する健康づくりや生きがいづくり、虚弱な高齢者に対する介護予防事業、要支援・要介護状態になるおそれのある事業対象者に対する総合事業、そして要支援・要介護認定者に対する介護サービス、さらに高齢者の見守りや安否確認を目的とした事業など、身体状況などを踏まえたサービス提供体制を構築しているところでございます。

事業対象者や要支援・要介護認定者につきましては、地域包括支援センターやケアマネージャーのケアマネジメントにより、各種サービスの利用や支援につながっていることが考えられますけれども、虚弱な高齢者における各施策の充足度といった部分では、少し判断が難しい状況というふうに考えております。

例えば、健康と要支援・要介護の中間に当たる虚弱な状態の早期発見を目的といたしまして、運動機能、口腔機能、栄養改善、認知機能の状態を確認する元気生活チェックシート、これを発送、回収いたしまして、支援が必要と判断された高齢者を対象に、身体機能の維持向上や口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防といった事業への参加

を奨励する介護予防把握事業に取り組んでおりますけれども、事業への参加が少ない状況が見受けられるところでございます。

○近藤憲治委員 今の御答弁から多分私の問題意識と共通といいますか、共有されている部分があるのかなというふうに受けとめさせていただきました。

施策としては用意しているのだけれども、やはりそこにうまくかかわり切れないおひとり暮らしのお年寄りがいらっしゃるという部分でありませぬ。

次は、その独居のお年寄りですね、市の施策からうまく抱え切れていないお年寄りを、どういうふうに入ってきていただくのかというところが極めて重要になってくるというふうに思っております。そのあたりについての考え方をお示しいただきたいと思っております。

○桶屋盛樹介護福祉課長 虚弱な高齢者がサービスにつながらない要因といたしましては、やはり自身の介護予防に対する理解や意識の持ち方といった部分が考えられますが、サービスがあっても使われない状況があるのであれば、今後どのように事業やサービスにつなげていくのかといったことが課題でありますし、さらに就労している方、またボランティア活動や介護予防事業への参加、地域包括支援センターやケアマネジャーのケアマネジメントによるサービス利用者などは問題ないと考えておりますけれども、やはり閉じこもりや生活不活発により医療機関の受診やサービス利用につなげていない高齢者は多数いるというふうに思っておりますけれども、現状は把握できていない状況でございますので、この部分は市内全域の共通した課題であるというふうに考えております。

○近藤憲治委員 そういう意味では、やはりどこにどういってお年寄りが暮らしているのかというのを、しっかりと地域で把握していく必要があるのかなというふうに思っております。

しかしながら一方で、町内会単位では、町内会のメンバーのほとんどが高齢化してしまったりだとか、なかなかコミュニティーだけで守り切れない部分もあるのかなという反面、しかしそこでやるしかないという現実もあるというふうに考えておりますが、そういった地域の中でひとり暮らしのお年寄りの情報をしっかりと把握していく

仕組みづくりについて、見解があればお示しいただきたいと思っております。

○桶屋盛樹介護福祉部長 こうした課題を解消するためには、地域の視点で支え合いの仕組みづくりを進める生活支援体制整備事業、これは特別会計の事業になりますけれども、この生活支援体制整備事業における第2層協議体の設置が大変有効であるというふうに考えてございます。

既に活動している大曲、新町を圏域とする西地区地域活動推進協議会では、コミュニティセンターにおける交流スペースの創出、各種イベント行事の開催、防災研修の実施、介護予防事業などを通じて、大曲地区におきましてはふれあいの家の利用者や老人クラブの会員数が増加している現状がございまして、また先日関係者にお聞きしましたところ、閉じこもりがちだった高齢者の外出につながったというような事例も聞いておりますので、今後この生活支援体制整備事業、ここをしっかりと積極的に推進をいたしまして、地域ごとの課題やニーズを把握することで、高齢者の社会参加を促していきたいというふうに考えてございます。

○近藤憲治委員 終わります。

○井戸達也委員長 次、古都委員。

○古都宣裕委員 重複した部分は割愛して、早速審議に入らせていただきたいと思っております。

予算説明書61ページ、障がい者理解促進啓発事業について伺います。

これは毎年同じような額、額としては12万1,000円と小さいのですけれども、ついております。ことしも例年と同じような額がついたことはいいのですけれども、毎年決算では半分ぐらいが残ってしまっている状況で、これが啓発がすごい行われていて、もう理解が進んでいるのだということでも減少しているのだったら、私はいいと思うのですけれども、残念ながらそうではないように感じておりまして、毎年使い切れてない状況をとても危惧しておりまして、これは今年度の予算の状況の中では、きちんと使い切れるような内容になっているのかどうかを確認したいと思っております。

○酒井博明社会福祉課長 障がい者理解促進啓発事業でございますが、この事業は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として行っております。

目的は、障がい者等が日常生活及び社会生活を

営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを行うことにより、共生社会の実現を図るというもので行っているものでございまして、ここ数年、不用額が生じているということは、委員御指摘のとおりでございますが、平成31年度の事業といたしましては、来年度で4回目の開催となりますにじいろ音楽祭を市の事業として実行委員会へ委託するほか、障害者差別解消法の説明会など、障がいへの理解促進に係る研修の実施、そして新たに北海道と協議の上、発達障がいに関する研修会を実施することとしております。

あわせて、毎年開催されております、聾啞者との語ろう会という交流会がありますけれども、この開催に対する補助を行う予定でございます。

研修の実施につきましては、北海道の協議や網走市の障がい者自立支援協議会における議論も行いながら、実効性の高いものとなるように、この内容の検討を図ってまいりまして、このような予定した事業を計画的に行いまして、確保した予算の適切な執行を図りながら、極力不用額は生じないような形で行っていききたいというふうに考えてます。

○古都宣裕委員 31年度は執行、ほぼほぼ満額のほうにできるのではないかとというような答弁だと思っておりますけれども、理解促進ということで、やはり障がいの理解、まだまだ日本全土でも足りてないように思いますし、網走市でも先般議論にもありましたLGBTs一つとっても、なかなかいろいろな理解が足りてないところだと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次、69ページの児童館管理運営事業について伺います。

今年度大きく変わることでいえば、北児童館になると思うのですが、こちら新しくなることによって、管理費が増額しております。これは民間委託になるのですけれども、こういった形での委託で、またこの増額に対してはどういう経緯で増額になるのかという部分について伺います。

○清杉利明子育て支援課長 児童館の管理運営事業におきましては、新年度予算におきましては、増額となる予定でございますけれども、民間委託に当たって事業費が増額する主な要因としまして

は、今までは北児童館ということで、新しい施設につきましてはいせの里児童センターということで、センター化を図ることにより、施設の面積的には大きくなっているという点で、光熱水費等がふえている。

また、新たな事業として、東京農大の学生とも連携しながら、学習支援などのボランティア活動として取り組みたいというような予定もございまして、そういった新規の事業に対する事業費。

それからあと、今までの児童館管理運営とは別の事業で支出しておりました、職員の健康診断の費用ですとか、そういうものも今回いせの里児童センターへの委託料の中に入りますので、そういう部分で予算の規模としましては増額となっているところでございます。

○古都宣裕委員 今回センター方式になるということなのですが、このセンターは児童館の機能も有しながら、たしか保育園の機能も持っていると思うのですが、面積というのは児童館の部分だけになるのでしょうか。それとも施設全体なので、全体が入っているものなのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 そこは、保育園の部分につきましては保育園の部分で支出されますし、児童館の部分は児童館の部分と、そこは光熱水費等含めて、切り分けた中で経理をしていくことになってございます。

○古都宣裕委員 児童館については理解しました。

次、73ページの受動喫煙防止対策事業について伺います。

今回20万円の予算なのですが、今年度はラグビーワールドカップ、来年はオリンピック、パラリンピックが行われますけれども、そうした東京でも結構な禁煙対策が進んでいる中で、今回受動喫煙防止対策事業として、どのようなことが行われるのでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 受動喫煙防止対策事業についてでございますけれども、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布されまして、2020年4月の施行に向けて、改正の趣旨や改正法の内容が示されたところでございます。

市といたしましては、国の方針が正式に示されたことから、基本的にはそれに基つき、国、北海道、関係する施設、権限者、その他関係者と相互

に連携を図りながら、望まない受動喫煙が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

平成31年度の取り組みといたしましては、この国の法律の周知を図るとともに、予算上ではステッカー等による飲食店等での店内での喫煙ルールを示すことができる店頭表示をつくらうと考えているところでございます。

○**古都宣裕委員** 網走は観光のまちとしても売っているわけですが、そうした中で外に対してPRするという部分で、これはステッカーをつくるということなのですが、一般的に漢字で書かれて、日本人が見てもわかるようなマークで禁煙、喫煙となっているのか、またいろいろな多言語表記も一緒に考えた上でのステッカーなのでしょうか。

○**武田浩一健康推進課長** ステッカーにつきましては、禁煙、喫煙のほかに、ノースモーキングですとか、そういう表示も考えているところでございます。

○**古都宣裕委員** それは英語と日本語、2カ国ということですか。何カ国あるか、もし決まっていれば。

○**武田浩一健康推進課長** 現在、その中身までは決定しておりませんが、誰が見てもわかるような表示にしたいというふうには考えているところでございます。

○**古都宣裕委員** グローバル的に多いのは英語でありますけれども、網走の観光は台湾の方ですとか、韓国の方ですとか、そういった方も多いので、そういったところもしっかりと考えてつくっていただければと思います。

あと、歩きたばこの部分に対しても、これから取り組んでいかななくてはならないのかなと思うのですが、それについてはどのように考えているのでしょうか。

○**武田浩一健康推進課長** 歩きたばこにつきましては、子供の関係ですとか、いろいろな関係で規制されるべきものだと考えておりますので、いろいろな形の中で受動喫煙も含め、喫煙ルール、マナーという面でも周知していきたいと考えております。

○**古都宣裕委員** 網走で夏、お祭りで露天のときとか、にぎわうときに見ていると、やっぱり歩きたばこの人がいる中でやっぱり小さな子供たちを見ると、すごい何か背筋がぞっとするような、危

ないなと思う気持ちもあるので、そういった意識醸成もしっかりしていただきたいなと思います。

次、75ページの母子手帳アプリについて伺います。

先ほど議論もありましたけれども、こちら自治体の子育て情報等を発信するというような話もあったのですが、これは39万3,000円ということなのですが、こういった状態で支払いが発生するものなのかというのがちょっとわからなかったのですが、これはアプリ1ダウンロードにつきかかるものなのか、それとも業者契約であればフリーでダウンロードできるようになるものなのか、こういったものなのでしょうか。

○**永森浩子健康推進課参事** 業務委託をする業者に、月々市が決まった金額をお支払いするという形で、予算上もほぼそこについております。

○**古都宣裕委員** では利用者は全くお金がかからない部分なのかなとは思いますが、これ登録もちろんして、子供の名前や自分の情報とかももちろん入れてやるものだと思います。これは、では利用に対して広告とかが出たりとか、あとは個人情報保護の関係ではどのような形になっているのでしょうか。

○**永森浩子健康推進課参事** 個人情報保護の関係では、電子通信事業法ですとか、個人情報保護法ですとか、そのあたりをしっかりとセキュリティーについて確認しながら、慎重に進めてまいりたいと思います。

広告等に関しても、その辺はしっかり確認して、迷惑のないように実施していきたいと思えます。

あと、利用者は無料で利用できることとなります。既存の情報システムプラス先ほど申しましたように、網走の情報が発信できるというところで、利用していただくことになっております。

○**古都宣裕委員** この母子手帳アプリ、実は調べると、本当に何も関係なく無料でできるものはいくつもあるのですが、今聞いていくと、自治体として39万3,000円ですが、これも払うメリットというのは、自治体の情報が利用者に行きますよということで、私も全然関係ない育児サポートアプリみたいのを利用して無料でやっているのですが、特に広告もなく普通に利用できている状態です。

それで、ちょっと気になるのが、39万3,000円のメリットというのが、自治体の子育て情報が来ますよと、それしかないのでしょうか。

○永森浩子健康推進課参事 ほかに、登録するときにお名前とかは詳しくは登録はしないのですけれども、生年月日等で年齢がわかるように市のほうでもなっていて、市のほうのメリットとしては、その年齢にピンポイントでその市民の方に合った情報を発信できるというところも利点かなというふうに思っています。

○古都宣裕委員 ではそれは市側が、月齢か何か合ったような情報を、ではどのような形でどのようなものを発信するのでしょうか。

私が気になるのは、子育て情報を発信するだけだったら、生活情報配信メール事業というのがありますし、そういったものに登録してもらって、気になる人は受け取れる話ですし、アプリ自身も無料で配布しているものがたくさんある中で、自治体が配信するアプリを入れるメリットというのが、費用対効果に合ったものなのかなというのが気になるので、その辺をもっと詳しく教えてください。

○永森浩子健康推進課参事 もう一つ、先ほども申しましたけれども、予防接種ですね。今たくさんさんの予防接種が個別でしていく形になっていまして、スケジュールを組むのが大変になっております。日々保健師が相談に乗ったり新生児訪問等でスケジュールを立てているのですけれども、それをアプリで御自分で計画を立てたり、接種日を入れると自動的にその間隔、接種の間隔が組まれたりなど、そういった意味では、私たち保健師もフォローはするのですけれども、そういった日々の業務のあたりで少し軽減されるというか、お互いにとって便利というか、軽減されるのではないかなというふうに思います。

あともう一つ、市として伝えたいものを動画で配信することもできるというふうな情報も得ていますので、そのあたりも例えば沐浴ですとか、教室など両親学級などで沐浴指導とかしているのですけれども、例えばお父さんが夜その教室に参加できない場合、家庭でそれを見て学べる、それも一般的なネットとかの動画ではなく、市としての信頼できるやり方を学べる、そんなようなこともできるというふうに現在聞いております。

○古都宣裕委員 済みません。今言った話だと、

動画の中でも信頼性というのももちろんあると思うのですけれども、沐浴のやり方というのも明らかに見て、これ変だろというのみんなわかっているし、アプリ使う、今の親御さん、僕とかちょっと若い世代の方、もっと若い世代の方も多いと思うのですけれども、そういった方々に対して、ほかの無料で、ただ配っているアプリも予防接種のやつとか入れたらなりますし、網走市が自治体として契約するメリットというのが、余り今のお話だと感じないのですけれども、こういった経緯で選定されたのかというのが、ちょっとまだ気になるのですけれども。

○永森浩子健康推進課参事 いろいろな私たちから見ていろいろ利点、市民にとっても便利かなというふうのものが一つありますのと、あと各近隣の町で今いろいろ取り組まれてまして、このアプリを使っていろいろな情報発信とかを使って、とても市民に喜ばれているというふうな情報を聞きまして、網走市も取り入れてみようというふうに考えた次第です。

○古都宣裕委員 多分市はこのアプリを無料で使えますよという発信をするのでしょうかけれども、母子手帳ってアプリの検索のところで、App Storeとかでやるとすごくたくさん出るのですよ。全部無料の部分で。その中で、では網走市がお勧めするこれをやるメリットというのがやっぱりどうしても今、やりとりの中でも少ないと思うのですよね。では小まめな情報欲しければ、生活情報配信のやつ登録している人はもちろん、防災のところも気になっているのでしているでしょうし、そういった部分の中で、わざわざ自治体が市税を投入してやるメリットというのは、ちょっと私にはわかりません、この事業は。その辺がもうちょっと、金額的にはもちろん大きいとは言えない金額なのですから、その辺をもう少ししっかりと落とし込んで、何が自治体としてメリットなのかというのと無料アプリとの差というのを、しっかりと比較した上で検討して事業化すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○井戸達也委員長 休憩します。

午後3時00分 休憩

午後3時12分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開しま

す。

質疑を続行します。

古都委員の質疑に対する答弁から。

健康推進課参事。

○永森浩子健康推進課参事 先ほどの母子手帳アプリのメリットのことですけれども、網走市が運営しているという、それ自体の信頼性が一つのメリットと考えられます。

また、適切な時期に適切な情報を発信できるというところも大きなメリットかなというふうに考えます。

例えば、登録している4カ月児をお持ちのお母さんに、そろそろ4カ月健診がありますよということで、その時期に発信できるというふうなこともメリットかなというふうに考えます。

○古都宣裕委員 全体的なではなくて、対象を絞って本当にその月に健診が必要なお母さんとかに情報発信ができるというのは、それはメリットかなと。また、健診等もそうですけれども、赤ちゃんは体調の変調も起きやすく、日程もころころ変わってしまいやすい中で、細かな自治体としての、例えばどこでやるだとか、その病院の対応の部分だとかも含めた上で情報発信できるならメリットだとは思いますが、しっかりと運営をしていただきたいなと思います。

以上です。

○井戸達也委員長 次、佐々木委員。

○佐々木玲子委員 予算説明書の中から質問させていただきます。

まず61ページのボランティアセンター運営補助金でございます。

これは30万6,000円ということで、金額は大きくありませんが、ちょっとお聞きしたいこと何点かあります。

まず、今現在のボランティアの個人と団体、それぞれの登録人数の推移を伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 ボランティアの登録者数の推移でございますけれども、データがある中で見ますと、平成21年の3月31日時点では団体で40、個人が1,252、その4年後で平成25年3月31日で団体48、個人が1,187、直近では平成30年3月31日ですけれども団体54、個人が1,393で、団体、個人ともにふえているという状況でございます。

○佐々木玲子委員 実はボランティアの活動する

方が非常に減っているという、最近はお話をよく聞くものですから、登録人数も減っているのかなと思いましたが、団体もふえて、そして個人もふえているということで、非常にちょっと安心したところではあるのですけれども、この活動自体はどんなふうになっているかと考えるとちょっと不安を感じているところです。

そこで、今回先だつての文教民生委員会で、ボランティアセンターというのが市民活動センターの中に併設をされていたというふうに私は思っておりますが、その市民活動センターが閉館になるに伴って、社協のほうにまた移されるというふうに伺ったのですが、それで間違いなかったのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 ボランティアの拠点は社会福祉協議会に移転するというようになっております。

○佐々木玲子委員 そこで非常に私が心配するところは、もともとこのボランティアセンターというのは社会福祉協議会の中に席が設けられていて、私が見たことがあるのは看板がボランティアセンターとかかっていたというのが、私が初めてボランティアセンターに行ったときの、社協に行ったときの記憶です。

その後、ボランティアさんたちがいろいろな研修を受けて活動する団体ができて、ボランティアとしての活動をいろいろやりたいということで、任意のグループができ上がって活動を始めました。いつも外で自分たちで場所を確保していたのですが、できたらボランティア活動を活発にするためにも拠点が欲しいということで、相談をしたところ社協の中の会議室を確保していただいて、集まるときだけその会議室を使うという形で頑張っておられた。

そういう中で、市民活動センターが開設されて、その中にボランティアセンターというものも、社協から今現在ある市民活動センターに移されて、サポーターという方たちが誕生をして、ボランティアの相談を受けたり、ボランティアの出前授業などあったときにも活動されたりと、そしてその方たちがいろいろな社会参加の一助となるような、来館者の対応をしたりと、非常にボランティアの活動が、なかなか活発でなかった、見えていなかったところが、一般ボランティアの活動も一定程度の活性化がされてきたというふうに、

私は認識をしております、それがまた社協に、確たる場所もないところにボランティアセンターが戻るというところが、非常に心配でして、この活動拠点というのが、何かの形でやはり考えるべきではないかと思うのですけれども、その辺についてはどんなお考えをお持ちでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今回ボランティアの活動拠点が社会福祉協議会、総合福祉センターの中に移るということで、ボランティアさんが使われるスペースですけれども、それは空いている会議室あるいは相談室がありますので、それを充てながら利用していただくということを考えておりますけれども、ただ社会福祉協議会の職員ともそのことについては話は伺ったのですけれども、なかなか今ボランティアは待ちの姿勢では自分たちの、新たに誕生したりするというのはなかなか難しいということで、その説明とか相談とかは、基本的には自分たちが相手方のところに出ていくということで対応していきたいということです、まずはそのボランティアさんが希望される場所に、社会福祉協議会の職員がそこに行きながら、相談とか行いながら対応していくということで、今後進めていくことで考えてます。

○佐々木玲子委員 そういう考えだということは、以前も伺いました。

今私が申し上げたように、サポーターさんたちなどが誕生していて、その方たちが来館される方とともに活動してきたという活動が、これは非常にすごく有効な活動だったと思うものですから、やはりそのところを何らかの形でこのまま継続していけるように、その場のしのぎの場所を確保するのではなくて、確たる拠点というものがあるべきではないのかなと。

そういうふうに考えたときに私がちょっと思ったのは、所管が変わってしまうかもしれませんが、まちプラという場所があるなど。そこに例えば今サポーターさんたちが活動しているのは、月、水と来館者対応していらっしゃる。そういう中に、なかなか社会参加ができない方が、そこをきっかけにして活動している方とかがふえてきているものですから、そういう方たちが、そういう社協の中に一定の場所がない中で来館しても、なかなか戸惑うことが多いだろうと。それを考えると、まちプラのようなところに場所を借りて、その月、水のサポーターさんたちの活動して

いた活動を継続していただいたらどうかと思うのですけれども、そういうことはできないものではないでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 今回総合福祉センターのほうに拠点が移ったばかりですので、すぐに新たな拠点をまちプラなり、そちらのほうに設けるということは考えておりません。ただ、利用される方がまちプラを希望されるということであれば、まちプラのほうに社協の職員が行って、そこで相談支援などを行いますので、それは希望される場所に依拠して、職員がそちらのほうに向かっていくという形での対応をとらせていただきたいと思いますというふうに考えてます。

○佐々木玲子委員 ぜひこれから推移を見守りながら、そのようなことも、よく職員たちと、また活動されている方の意見も聞きながら、配慮していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、予算説明書61ページの生活困窮者自立促進事業ですが、本当にこれはもう今非常に喜ばれている事業だと、私も記憶をしております。

この中で、今どのような成果が出ているかという点だけをちょっと伺っておきたいと思いがが。

○酒井博明社会福祉課長 生活困窮者の自立相談支援事業につきましては、ことし受付の窓口ですけれども、従来社会福祉協議会で別な部署が貸付金の相談を受けていたということを行っていたのですけれども、今度は生活サポートセンターにそれも移して行って、それも含めて困窮者の相談支援を受けるということで、今生活サポートセンターへの相談などにつきましては、経済的な問題とか、それから生活資金の問題とか、そういうものが相談として多いという状況であります。

○佐々木玲子委員 それについては、今現在どんな状況かなとちょっとお伺いしておこうと思った点ですので、よくわかりました。

次に、障がい者総合支援訓練等給付事業のところでお伺いをいたします。

今、例えば就労継続というのは、就労AとBとあるわけですが、この事業を利用されている方たちの、まず人数を伺いたいと思いがが。

○酒井博明社会福祉課長 現在の就労継続支援のA型とB型の利用者数でございますけれども、ことしの1月実績の利用者数でございますが、就労

継続支援のA型のほうは、市内事業所を利用して
いる者が25名でございまして、市内に住んでいる
方で市外の事業所を利用している方が1名の合計
26名でございます。

また、就労継続支援のB型は、市内事業所で56
名が利用しております。

○佐々木玲子委員 それでこの事業を利用してい
る方たちというのは、全体の障がい者の中で就労
可能な方たちの何%くらいに当たるのでしょ
うか。

○酒井博明社会福祉課長 障がいのある方の就労
に関しては、年齢の問題とか、それから意思疎通
に重度の困難性がある場合や体の機能に著しい障
がいがある者におきまして、受け皿と本人の意欲
があれば、基本的には皆さんが福祉的な就労や一
般就労が可能であるというふうに考えておりま
す。

ただ、市全体の具体的な数字の把握というの
は、現状では非常にこれは難しいものであるとい
うことで考えております。

○佐々木玲子委員 これをなぜ聞いたかといいま
すと、先般私たち委員会で岡山県の総社市とい
うところに視察に行きました折に、そこになぜ視察
に行ったかという、障がい者の就労率が全国一
ということ、興味を持って視察したのですけれ
ども、そのときにやはりきちんと障がい者とい
うことではなくて、障がい者の中で就労可能な方
をしっかり把握をしていて、そしてその方たちをど
ういうふうな、その方たちの特性によって、どん
な仕事につなげたらいいとか、専任の職員が
いてしっかりと対応をしていて、これからは本当に
人口減少に伴って、社会で働く人の人数の確保が
難しくなる中で、本当にその特性によっては健常
者よりも能力を発揮できるような仕事もあつた
り、さまざまその障がいによっては就労に対する
考え方というのは、支援の仕方があると思うので
すね。

そういう意味では、当市においてもそういうと
ころをしっかり把握して、企業誘致も含めて、そ
ういうことを取り組んでいく必要があるかなと
思ったので伺いました。そういう意味では、これ
からそういう可能性のある方たちの就労支援とい
うのはしっかりやっていただきたいと思う
のですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 岡山県の総社市が障が

い者1,500人雇用をスローガンといたしまして、
委員会の設置やハローワークと連携した就労支援
ルームの運営、商工会議所と協定締結して助成制
度の周知やセミナー、雇用意向調査を実施するな
ど、先進的な取り組みと具体的な就労者数の把握
により、当初の目標としていた1,000人雇用の実
現など、具体的な成果を上げていることは承知し
ております。

網走市といたしましても、総社市を初めとした
先進地の取り組みや具体的な施策の展開などに
つきましては、さらに勉強してまいりたいという
ふうに考えてます。

○佐々木玲子委員 ぜひよろしくお願ひいたした
いと思います。

では次に、63ページのこども発達支援センター
管理運営事業ですけれども、これの今現在の利用
状況を伺いたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 こども発達支援セン
ターふわりの利用状況でございしますが、平成29年
度におきましては、実利用者数で114名、それか
ら延べの利用者数で2,304名となっております。

また、平成30年度につきましては、2月末まで
の11カ月間の見込みでございしますが、実利用者数
で129名、延べ利用者数で2,266名となっており
ます。

○佐々木玲子委員 やはり確実に利用者がふえて
いるということが、今の人数でわかったわけ
です。それでこの発達支援センターについては、本
当に今発達障がい等のお子さんたちのよりどころ
となるようなセンターなわけです。それで、今発
達障がいについてもいろいろとわかってきた人が
多くなってきたなど。以前はなかなか把握でき
てなかったような方も、さまざまな社会の情報の中
から、つながってきた方がふえてきているのだろ
うと。そういうことで、この利用者人数もふえて
いるのであろうと思うわけですね。

そこで、この支援センターでの対応が、もしか
するとし切れないというか、人数がオーバーして
いるのではという懸念をすることですけれども、
その辺の心配はなかったのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 利用者数の増に対
する対応でございしますが、指導におきましては、
曜日によって一日4コマといたしますか、4教室とい
いますか、開催しておりますが、そこの希望する
曜日においては、調整が必要な場合はございます

が、今現在におきましては、何とかその調整の中で指導はできているというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 それでは曜日によっては、場合によっては、人数がオーバーする場合があります。そういうときは利用者の方に我慢をしていただくのか、曜日を変えていただくかで、何とかその辺は調整はついているというふうに理解してよろしいですか。

○清杉利明子育て支援課長 全て調整し切れたというわけではございませんが、あと市のこども発達支援センターのほかに、就学前のお子さんについては民間でも二つの事業所がございますので、そちらを利用する場合とか、そういう場合もございます。

○佐々木玲子委員 そういうところでは、民間との連携を図りながら対応はできていると理解をさせていただきます。これからまたふえていくようなことがあれば、検討課題なのかなと思いますので、ちょっと質問をさせていただきましたので、よく状況を見守っていただきたいと思います。

次に、ひとり暮らし等高齢者緊急通報システムですが、これについてまず今のこの予算からいくと、本当に金額的には結構大きいと思うものですから、そういう中でどのような人数で利用されていて、どのような状況があるのかまずお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 緊急通報システムでございますけれども、2月末現在の設置数が339世帯となっております。

平成31年度における予算額595万3,000円でございますけれども、大きくはまず設置ですとか、撤去、移転、そういった部分の手数料が107万9,000円、それと消防署にセンター装置をリースで設置しております、この部分の1年間の賃借料が124万2,000円、あと一番大きい事業費としては緊急通報システムの購入費、これ平成31年度は32台の購入を見込んでいて299万7,000円といった状況でございます。

○佐々木玲子委員 それで、この中でどの程度の方たちがどんなふうな状況で、この緊急通報を実際に使ったことがあるのか。そしてそれによって危機的な状況を回避できたとか、そういうようなことが具体的にわかると、また皆さんにもお知ら

せしやすいのですが、そのような事例というのはどういうのがございますか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 2月までの実績になりますけれども、通報実績として124件がございました。このうち緊急搬送が30件、誤報が3件、その他緊急通報が入り、消防署の職員がお話をして解消、そして相談に応じたというような件数が91件ございました。

○佐々木玲子委員 やはり実はつけているのが安心というだけで、なかなか利用していないという声もあったり、逆に自分は持病もないためにつけられなくて、つけている人の話を聞くと自分にもあったらいいなというような声とか、さまざまな声があったので、今状況をお伺いしたわけですが、この中でやっぱり特筆すべきというか、つけていることによって高齢者の方のひとり暮らしが非常に安心で暮らせるということは、例えば相談件数が91件、これは本当に素晴らしいことだなと思います。

今、いろいろな方たちと話をすると、自分は体は健康なのだけれども、やはり夜になるとやっぱり何が起きるかわからなくて不安だと。この緊急通報システムを使いたいという相談が時折あるわけですが、やはり持病がない、そして特に問題がないという人の場合は、この緊急通報システムの条件に当てはまらないということで、残念な思いでいる方が多いですね。

こういう相談だけできるだけでも本当に安心して暮らせる、そういう意味では、たくさんのお声をいただいているところ、ちょっと思ったところは、例えば持病がなかったとしても、今高齢化率が高くなっていますから、80歳を過ぎた方とか、そういう方たちが何もないけれども心配だからこの通報システムをつけたいといったときに、何か条件緩和をして、例えば個人負担をしっかりとさせていただくということを前提ですけれども、そんなようなことを考える必要があるのではないかと、このごろ感じるところなのですけれども、その辺についてお考えはどうでしょう。

○桶屋盛樹介護福祉課長 緊急通報システムの設置対象者でございますけれども、寝たきりの高齢者や重度身体障がい者、また心疾患などの持病を抱え、緊急時に迅速に対応できない高齢者や障がい者で構成する世帯というふうにしてござい

申請があった場合には、職員が自宅まで出向いて、心身の状況、御家族の状況、また住まいの状況など、そういったものをお聞きして、設置の可否を判断させていただいているところでございます。

1台当たりの単価が、設置を含めて10万円ぐらいしますので、全ての高齢者、独居高齢者の世帯につくのがいいことだとは思いますが、なかなかその財政的にも難しいというふうに考えられますので、現状の対象者で当面は事業を継続していきたいというようなことで考えてございます。

○佐々木玲子委員 なかなか1世帯当たり10万円というのは本当に大きいなど、事業費見ても全体で約600万円近いということで、確かに財政負担は大きいと思うので、本当に今のお話のとおり受けとめざるを得ないかなと。

そこでひとつ感じるところは、その次の段のふれあいほっとコール事業、これがもしかすると、この不安を抱えている方たちのもう一つの選択肢になるのかな、そういうふうに思うのですが、このふれあいほっとコールについては、どの程度の方が利用されているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 ふれあいほっとコール事業でございますけれども、高齢者等を介護している家族が安心して暮らせるように、社会的孤独感の解消、悩み事や福祉などの各種サービス等に関する相談、助言、関係機関との連絡調整を行う事業でございまして、週1回電話による訪問を行って、安否確認とあと各種相談に応じるといった事業でございます。

ことしの2月末現在で42世帯が登録をしております、実質稼働が47日間、延べ1,876回の訪問をしております。

この部分、緊急通報システムに該当にならない方については、週1回ではありますけれども、大変有効な事業であるというふうに考えてございますので、対象にならない方に対しては、こういった事業も勧奨をして、日常の不安の解消を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木玲子委員 おっしゃるとおり、このふれあいほっとコールをしっかりと活用していただくことで、そういう不安を一定程度解消できるのかなと私も考えますので、ふれあいほっとコールについての周知とか、その辺についてはこれからも、例えば知らない方もまだまだいっしょにま

すし、それにかわるものというふうに受けとめれずに緊急通報がどうしてもできないのだ、つけられないんだというようなことではなくこういうこともあってという、市ではいろいろな形で高齢者のための支援をしているのですよというところを、ぜひもっと声高らかに周知をしていったほうがいいのではないかと思いますので、ぜひ周知についてもしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、67ページの子育てサポート事業について伺います。

まず、この子育てサポート事業が始まって十数年たつわけですけれども、私が一つ懸念をしているのは、協力会員がなかなかふえていかないというところを伺って、ちょっと心配しているところでして、それと今この子育てサポート事業も委託事業で、実は市民活動センターの中に担当の職員がいてやっていたものが、私も協力会員なのですけれども、いつのまにか社協のほうに受付窓口が移動していたという。そして、今現在は専任の職員がいないということも伺いまして、ちょっと驚いております。

そういう意味で、この子育てサポート事業の今現在の状況がちょっと心配なのですけれども、状況を伺いたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 子育てサポート事業の状況でございますが、まず会員数につきましては、本年の2月末現在の会員数の状況につきましては、依頼会員が210名、協力会員が104名、両方の会員が20名で、合計で334名の会員がおります。

これにつきましては、前年度からの増減で見ますと、依頼会員におきましては19名の増、協力会員では2名の増、それから両方会員では1名の増となっております、全体では22名の会員がふえている状況でございます。

また、場所、それから職員の配置の関係もございましたが、今現在につきましては、総合福祉センター内に職員を配置し、委託事業として社会福祉協議会が実施をしておりますが、平成29年度末にその対応をしておりました臨時の職員が急にやめたことによりまして、募集はしたのですが、募集がなかったということで、平成30年度につきましては、社会福祉協議会の職員が兼務において、この事業を行っていただいております。

ただ、この子育てサポート事業におきまして

は、センターには代表者とアドバイザーを配置することになっておりまして、今までも代表者につきましては、社会福祉協議会の職員が兼務で対応しており、アドバイザーの部分が臨時職員で対応をしていただいていたところでございます。

また、平成31年度におきましては、臨時職員の募集をしたところ、募集があったということは聞いておりますので、31年度当初におきましては専任の職員が配置されるものというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 では30年度については、アドバイザーと代表者というのが兼務でやられていたということで、ちょっと大変だったろうなと思えますけれども、事業自体には支障は来してなかったというふうに理解をさせていただきます。

31年度については、今現在応募者があったということで、しっかりと対応されていくのだろうなと理解をしたいと思います。

そこで一つ、今回質問した一つのポイントは、この子育てサポートのセンターが社協の中にあるということは、以前から私はどうもそぐわないというか、保育に非常に関連の深い事業ですから、委託先をやはり保育園とか、そういう実際保育に携わっている事業者に委託をするのが非常に自然ではないかなと思っはいるのですが、ことし今年度からまた民間の保育園もできることで、そういうところに併設することで、そのアドバイザーとなる職員になる方も安心して働けるのではないかと。

やはりこの1年間応募者がなかったというのは非常に不思議で、いろいろお仕事したい方はたくさんいらっしゃるし、保育に従事していた方が、ぜひそういう仕事をしたいと思っている方はいるということは潜在的にわかっておりますので、そういうことを考えますと、この事業を保育に関係するところで委託を受けてもらうというように検討できないものかと思うのですが、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 この事業のセンターの場所につきましては、保育園や子育て支援センターなどに置くということもあろうかと思いますが、保育園や子育て支援センターと、この子育てサポート事業におきましては、サービスの内容や子供の対象年齢に違いがあることなど、それから小さい子供がいる保育園やセンターにおいて、小

学生が走り回ることなどがあると危ないというような声もございまして、現状の福祉センターにおいて実施してまいりたいというふうに考えております。

子育てサポート事業につきましては、小学生も対象としておりまして、利用内容の一番は学校への送迎でこの事業を活用しているのが一番多いことにもなっておりますので、そういうような点からも現状福祉センターにおいて実施したいというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 現状、小学生も対象としているということは私も存じ上げておりますが、子供が走り回るという今の話はちょっと合点がいきませんで、ほとんどサポートする協力会員の方が送り迎えをしたり、託児をしなければいけないときは自宅に連れていくことが、自宅で見ることが多くて、そのお子さんたちを預かって走り回っている姿というのは、私はこれまで見た記憶がありません。

ただ、そこはこれ以上申し上げませんが、やはりそういう意味でも、保育所等に併設してあったからといって、そのような弊害があるとはちょっと考えにくいですし、先進地はほとんどが保育所、そういうようなところに併設されているのを見てきて、勉強をして、子育てサポート事業を私が提案をしまして立ち上がったと記憶をしているので、これ以上議論はしませんが、ぜひその辺のところをもう少し利用者の方とか協力会員の方とか、さまざまな方の御意見を伺って、少しまたこれからよりいい子育てサポートができる事業が実施できるように、研究をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 利用している会員等の意見やニーズ、また協力している会員の意見やニーズがさまざまあろうかと思っておりますので、そこら辺の意見や声を把握しながら、研究してまいりたいというふうに思います。

○佐々木玲子委員 ぜひ本当にいろいろな事業も見直しをかけたり、現況を調べながらいい形で進めていくことは大事だと思いますので、しっかりとニーズ把握、またお声を聞きながら、特に協力会員がなかなかふえないという部分で、その辺のお声を聞きながら、どうするとしっかりと協力会員もふやすことができている事業が運営できるか、研究をお願いしたいと思います。

次に、病後児保育事業についてお伺いいたします。これは新規ですので、まず事業概要をお知らせいただきたいと思っております。

○清杉利明子育て支援課長 病後児保育事業でございますが、この事業の目的につきましては、児童が病気の回復期にあつて、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、当該児童を適切な処遇が確保される専門施設、専門の保育室等におきまして、一時的に保育する病後児保育事業を実施することによりまして、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成と資質の向上に寄与することを目的として行う事業でございます。

事業の内容の概要でございますが、この事業の実施する保育園でございますが、私立のいせの里保育園で、市からの委託事業として実施をすることになっております。

また対象者につきましては、市内に在住している1歳半から就学前の児童で、保育認定を受けている園児でございます。

利用定員につきましては1日3名。また開設日につきましては、通常保育と同様に月曜日から土曜日。利用の条件としましては、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないけれども、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難である児童としております。

考えられる対象となる疾病につきましては、風邪や下痢等の日常罹患する疾病。それから感染力がなくなつたと判断される風疹等の伝染性疾患。それから骨折等の外傷性の疾患が考えられます。

また、この事業の利用を予定している方につきましては事前の登録と、利用前にはかかりつけの医療機関にかかっていたら、医師からの連絡票を添付していただく予定となっております。

また利用料につきましては無料でございますが、先ほどの医師からの連絡票につきましては、医療機関におきまして有料となります。ただし、診療の内容にもよりますが、月1回に限り診療情報提供料として保険適用となる場合もございます。

概要につきましては、以上でございます。

○佐々木玲子委員 ありがとうございます。

いろいろと本当に今まで長い間待ち続けられた病後児保育ですので、本当に皆さん喜ばれております。

この中で今1点気になったのが、開設が月曜から土曜まで。確か委託先はいせの里保育園になると思うのですが、いせの里保育園は日曜日もしか保育を実施するというような要綱があつたような気がしたのですが、これ私の見間違いだったでしょうか。だとすれば、日曜日もできるのかなと思つていたのですが、それはどうだったでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 いせの里保育園におきましては、新年度から休日保育も実施いたしますが、この休日保育と、この病後児保育では保育する部屋も専用の部屋で行いますし、職員配置の関係もございますので、日曜日につきましては休日保育だけという形になります。

○佐々木玲子委員 それは確認できました。いたし方がないかなと、人員の配置のこともあるので。それとあと1点気になるところは、やはり定員が1日3名というのが、どうしてもいろいろなやりものというのは、風疹にしても何にしても、保育園などは特に一人がなると、次々罹患してしまうのですよね。そういうところで多分配慮はしたとは思つていますが、オーバーした場合は、これはもう利用者さんに遠慮していただくしかないのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 定員を上回る場合については、お断りする場合はあろうかとは思いますが、特に感染力はなくなつたとはいえ、そういう伝染性の疾患で来る場合のお子さんについては、特に広いところではなくて、部屋を仕切つた中でいていただくような形になりますので、そういう上からも定員をオーバーしてという対応はできないかもしれませんが、もし例えばインフルエンザで同じ型であれば、例えば同じ部屋で同じ型の方で過ごしてもらえる場合があるとすれば、もしかしたら1名ふやせるとかという、そういうような対応はできるかもしれませんが、通常としては3名でというふうに聞いております。

○佐々木玲子委員 本当にあたたかい答弁で、何とか本当に働くお母さんたちというのは、今まで本当に病後児、本当にもう元気で飛んで跳ねてという子供でも登園できないということで、本当に心配しながら就労しているという話も多いです。いろいろな形で対応をしっかりやっていただいて、この病後児保育が皆さんの働くお母さんたち、父子家庭もありますから働くお父さん、また

ひとり親家庭の支援になると思いますので、初めての事業ですからいろいろと配慮をしながら、進捗状況を見守りながら支援していただければと思います。

次に、71ページの健康管理支援事業という項目がありました。これは保護費の中での事業ですから、本当に重要なことだなど。どうしても病院にかかる、当然疾病のために働けないゆえに保護を受給しているという方も多いわけですから、でもそういう方たちの中には、やはり回復をされて早く就労につながるということも大事ですので、これの事業として今どのようなになっているのか状況を伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 健康管理支援事業の事業概要についてであります。全国的に見ますと、生活保護受給世帯は約8割が何らかの疾病により医療機関を受診しておりまして、被保護者の多くは健康上の課題を抱えているにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調であると考えられるために、被保護者の健康管理に対する支援を医療や健康増進の面からだけではなく、社会参加も含めた生活全般について改善するという視点に立って行われる事業でありまして、2021年1月から義務化されるものであります。

この健康支援事業の全体の流れといたしましては、①としてレセプト分析、②個別計画策定対象者の抽出、③個別計画の策定、④保健師等による指導を含めた健康管理支援の実施、⑤保健師等による指導結果の検証に分かれておりまして、2019年度は翌年の義務化への準備を進めるため、①のレセプト分析と、それから②の個別計画策定対象者の抽出までを行うこととしております。

レセプト分析は、医療レセプトが約1万2,000件ありますけれども、この分析を行いまして、病状等の把握を行うことといたしまして、その結果に基づきまして個別計画策定対象者を抽出してまいります。

○佐々木玲子委員 本当にこれはもっと早くから実行されていればよかったのではないかと思います。非常に重要な事業だと思いますので、特に相当しそうな方たちの抽出をしっかりやっただけならばと思います。ぜひこれも、しっかりやっていただきたいと思う事業でした。

次に、同じ71ページに不育症治療助成事業が新規で上がってまいりました。これは不妊治療費の

助成事業とも関連性もあるので、まず不妊治療費の助成事業について伺いたいと思いますが、始まった当初からいいますと、予算も増額しております。多分治療、助成内容も変わってきたかと思いますが、今現在のいろいろな事業内容をお伺いしたいと思います。

○武田浩一健康推進課長 不妊治療助成事業についてでございますけれども、特定不妊治療や保険が適用されない不妊治療を受けている方に対して、その治療費の一部を助成して経済的負担の軽減を図る事業でございます。

この事業につきましては、平成17年度から実施されている事業でございます。ここ直近の5カ年の実績で申しますと、平成25年が21件、平成26年が17件、平成27年が15件、平成28年が30件、平成29年が27件の利用となっております。

平成27年から28年度に向けて、増加している部分がございますが、これにつきましては、制度の改正によるものでございまして、1年度当たり5万円を限度ということで助成していたものを、回数は制限がないのですけれども、1回当たり5万円ということで負担軽減の充実を図ったということで、件数がふえているものでございます。

また、この不妊治療助成事業につきましては、平成31年度より特定不妊治療に要した費用に対しまして、1回につき今お話ししたように5万円を限度に助成してございましたけれども、10万円を限度として助成の拡大を図りまして、さらなる経済負担と診療に取り組みやすい環境というのを図っていきたく考えております。

○佐々木玲子委員 本当に今課長から答弁があったように、15件から30件に、倍にふえたときというのが助成額がアップしたということで、本当に喜ばれているのだろうなと思っております。

そこで、この不妊治療を受けてもなかなか出産に至らない方というのが問題になっておりまして、それがどうしてなのかというのが、この不育症という、そういうものがわかったということで、今回当市としても不育症の治療助成事業が新規で上げられたということが本当に喜ばしいことだと思います。

それで、この不育症の治療助成事業の概要を、まず新規ですのお伺いしたいと思います。

○武田浩一健康推進課長 不育症治療助成事業についてでございますけれども、新規事業となりま

す。

不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減ということで、不育症治療助成事業を実施するものでございます。

不育症の因子を特定するための検査と、検査結果に基づく治療が対象となるものでございます。

対象となる方につきましては、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方で、北海道の不育症治療費助成事業により助成の決定を受けた方ということになります。これについては、北海道の助成事業と連動した形ということで考えております。

検査治療に要した費用につきましては、1回検査治療につき10万円までの助成ということで考えている事業でございます。

○佐々木玲子委員 そうしましたら、例えば今ちょっと聞いていて一つ思ったところは、本市としては北海道で実施している不妊治療の事業以外に独自で助成している部分もあると思うのですが、それについてはこの不育症の治療との関係性とかは調べてみているのでしょうか、必要があるかどうかという点で。

○武田浩一健康推進課長 今の質問は不妊治療の単独事業ということで、それは一般の不妊治療という助成は市で単独でやっているのですけれども、北海道はやっていない事業でございます。

あくまで不育症治療ということなので、それに関しましては北海道の助成を受けた方が対象ということで考えております。

○佐々木玲子委員 それで今私お聞きしたかったのは、うちが単独でやっている不妊治療をされている方というのが、不育症との関連性があるとしたら、北海道の指定を受けてない方はそこで浮いてしまうことになるなど。せっかくの不育症治療の助成事業なのですが、その方たちが取り残されてしまうなと思ったので、その辺の関連性はどうかかなというところをお伺いしたかったのですが、どうでしょうか。

○武田浩一健康推進課長 その辺の関連性につきましては、今ちょっと手元に資料がありませんけれども、現在今回の助成事業につきましては、あくまでもまずは北海道の対象の事業ということで考えさせていただいております。

○佐々木玲子委員 承知いたしました。そこで今私申し上げたところはちょっと研究をしていただ

ければなと思ったものですから、調査だけでもしていただければと思います。

もしそれが該当しないとか、今うちが単独でやっている不妊治療に関しては、不育症との関連性がないというのであれば安心なのですけども、あるとしたらちょっと取り残される方が出てしまうなというので心配したものですから、調査をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、73ページの30代ファスト健康診査事業、これもまた新規事業ですので、まず概要を伺いたいと思います。

○永森浩子健康推進課参事 30代ファスト健康診査事業です。新規の事業となります。この事業は30代の若い世代に手軽に健診を受けてもらうことで、自分の健康状態を知り、早目の生活習慣改善に取り組むことで、壮年期の病気の予防を目的といたします。

また、早い段階から健診に関心を持っていただくことで、40歳からの特定健診の受診にもつなげていこうとするものです。

検査項目等は特定健診に似たものなのですが、問診、身長、体重、血圧測定、尿検査、血液検査で、診察ですとか腹位測定を実施しないので、ちょっと安く手軽に短時間で終了するところも一工夫したところであります。

○佐々木玲子委員 まずは気軽に健診に参加していただくための年代を引き下げて、少しでも健診を受ける方をふやしたいというのが目的ということで、非常にいいことだなと思います。やはり皆さん忙しい中で、行きたくても行けない方もいらっしゃるでしょうから、今言ったように少し内容を少なくして短時間で終わるというのであれば、気楽に来てもらえる可能性もありますから、ぜひこの事業も、がん検診がなかなかふえていない中で、少しでも生活習慣病等そういうものが抑制できれば、皆さんの健康が維持できていけると思うので、頑張っていたきたいなと思います。

周知のほう、ぜひこれもファストというと、言葉がちょっとびんと来ないので、これ周知の仕方にちょっと工夫がいるのかなとか、いろいろな形で周知というのはされていくだろうと思うのですけれども、特にファストという言葉はどうするかとか、何か考えていることはありますか。

○永森浩子健康推進課参事 ファストという意味なのですけれども、手軽にという意味です。早く終わる健診とかではなく、また30代で早く受けるという意味ではなく、手軽に受けられるという意味のファストでつけたものです。その辺ちょっとわかりにくい部分もありますので、ぜひ周知するときに何か工夫をして周知してまいりたいと思います。

○佐々木玲子委員 本当に割と皆さん言葉がわからなくて戸惑ったりとか、せつかくこちらがいろいろな思いでやっても伝わらないと、結果としてはつながらないので、ぜひこのファストというのが手軽なのだということを強調して、ぜひ周知して、一人でも多く健診に参加していただけるように頑張っていたきたいと思います。

最後になります。

これも新規事業ですので、75ページの5歳児健康相談事業、まず事業の概要をお伺いしたいと思います。

○永森浩子健康推進課参事 5歳児健康相談事業です。新規事業となります。

この事業については、大きな集団となる学校生活に向け、子供が現在保育園、幼稚園等で集団生活を十分に楽しめているか、困っていることはないかなど、日々の様子を振りかえる機会とするものです。

親が子供の得意なところや苦手なところに気づいてかかわり方を考えたり、子供が安心して生活を送り、就学に備えるということを目的としております。

対象は平成31年度の年中児約230名、現時点で230名で、まずアンケートを実施をして、5歳児健康相談日に必要時来所していただき、相談を実施する予定となっております。年4回の実施を考えております。

本事業の関係スタッフとして、保健センターの保健師及び子ども発達支援センターの保育士、ほか日ごろから病院で子供の発達支援に携わっていらっしゃいます美幌療育病院の専門職の先生に御依頼をして、相談に加わっていただくという予定となっております。

○佐々木玲子委員 よくわかりました。

本当に対象者の方にまずアンケートからというのがやはりいいのだろうなど。いろいろな子供さんの様子に親として不安を抱えていたり、今情報

が非常にたくさん得られますので、我が子がもしかしたらそうかもしれない、だけれども受け入れたくない、だけれどもでもやっぱりどうしたらいいのだろうと。専門の先生も近くにいないし、人には話にくいし、そうなる、このアンケートにしっかりとそういう思いが反映ができれば、一つ前進するなど、お母さんたちの思いというのが。

それで、アンケート調査も年4回やるということなのだろうと思うのですが、4回あれば結構いろいろな形で、1回、2回漏れていても、どこかで拾われていくだろうなど。そして初めてアンケートを出された方とかの感想などもきっと広がっていくでしょうから、そういう点でこのやり方というのが本当にいいことだなど。

それと、この5歳児健康相談というのは、いわゆる発達障がい等のお子さんを発見するための一つの手法だということで、以前から私は何とか5歳児健診ということ言ってまいりましたけれども、専門のお医者さんが道内には一人しかいらっしゃらないと私は認識しておりました。なので医師の確保が難しいということで、健康相談事業という形で今取り組むことになったことは、本当にそういう問題を抱えているお母さんたちとしては朗報だと思いますので、これのまずはアンケートをやるにしても、例えば保育園とか幼稚園の対応とか、さまざま出てくると思うのですけれども、その辺はどのように流れていくようになるのでしょうか。

○永森浩子健康推進課参事 保育園と幼稚園等の連携なのですけれども、集団の様子などふだんの様子を記入していただいたり、時には出向いて見に行かせていただいたり、そんなことも今考えております。

あと今議員がおっしゃったように、発達障がいの早期発見、早期支援というのももちろんなのですが、これは切れ目のない子育ての支援の一環として、この相談を実施するというのもつけ加えたいと思います。

○佐々木玲子委員 本当に5歳児健康相談がそのような形で、大事な幼児期の子供さんの不安を抱えている方、そのまた問題を把握するための大事な事業となると思いますので、しっかりと皆さんに周知図りながら、活用していただけるようにいつていただきたいと思いますので、よろしくお

願いたします。

私のほうから、以上で終わらせていただきます。

○井戸達也委員長 ここで、暫時休憩いたします。

午後4時13分 休憩

午後4時23分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

金兵委員。

○金兵智則委員 それでは、質問をさせていただきます。

まずは65ページです。高齢者生活総合支援事業です。

端的に聞いていきたいと思えます。

この事業、この体制になって、この形になって3年目だというふうに思っていたのですが、まずそれで間違いがなかったか、確認したいと思えます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 委員お見込みのとおり、3年が経過した事業でございます。

○金兵智則委員 この事業ですね、対象の方の基準がいろいろ変わって、たしか最初のここ2年間は予算額が減っていた中で、3年目にして増加してきたというところは、人数の増加なのかなと思うのですが、この予算の増加の理由について、まずお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 予算の増額につきましては、対象者がふえたことによるものでございます。

○金兵智則委員 高齢者の方がふえてきているというところなのかなというふうに思いますが、これがいろいろと使えるところが広がってというところがあります。

ちょっとどれぐらいを見込んでの予算立てなのかというところもあると思うので、どれぐらい使われているのか、どれぐらい発行、配布をして、どれぐらい使われているのか、大まかで構いませんので御説明をお願いします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 平成30年度の実績でございますけれども、対象者が8,554人いて、そのうち該当になった方が3,667名、そのうち交付している方が3,290名、交付率は89.72%といった状

況でございます。

○金兵智則委員 89.72%、約90%近くの方に配布はされているという御答弁でありましたけれども、その中でどういったことに使われているのか、それについてまた御質問したいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 2月末現在の状況でございますけれども、社会参加、これはバス、タクシーの乗車料でありますけれども、使用された金額のうちの92.43%がバス、タクシー、そして学習機会の確保といったことで施設への入館料が0.04%、健康増進といったことでコミセンなどの体育施設ですとか、そういった部分の施設使用料が2.84%、入浴が4.23%、そして生活支援といったことで買い物が0.19%、除雪が0.27%といったことございまして、使用分の92.43%がバスやタクシー、そして7.57%が制度改正により利用範囲を拡大した体育館施設の入館料、体育施設やコミュニティセンターの施設利用料、入浴介護や除雪に使用されているという状況でございます。

○金兵智則委員 それでも若干新たな展開のほうにふえてきているのではないかなと。バス、タクシーたしか95%とかあったところが、それでもふえてきているのかなというふうに思いますが、担当課の考え、今後どうしていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 2月末現在の数値でございますので、最終的にどの程度の使用状況になるのか、現段階ではちょっとわからないのですが、3年が経過して少しずつ乗車料以外の部分で利用がふえてきている、徐々に利用範囲の拡大が浸透してきたなという考えを持っております。

事業の見直しから3年が経過といったことで、今後31年度以降の利用状況を注視しながら、なるべく利用しやすいような形の中で、そういった部分も視野に入れながら、今後も利用状況を注視していきたいというふうに考えてございます。

○金兵智則委員 3年一区切りではないと思えますけれども、3年続けてみてどうしていくのかというのを、来年度のこの予算はしっかりと見ていかなければいけないのかなというふうに思えますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、健康診査事業関係についてお伺いをさせていただきます。

まず、健康診査事業各種もろもろありますけれども、大きく予算額がふえているところで胃がん

リスク検診事業、これが対象者がふえたからだというふうに思いますけれども、どの程度を見込まれての予算編成なのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

○永森浩子健康推進課参事 胃がんリスク検診なのですが、こちらは今まで中学生を対象に行っていた事業に、新たに30歳以上の市民で偶数年齢になる方で検査を受けたことがない人ということで、ミニドック検診に合わせて検査を実施するものです。

見込みとしては、平成29年度の胃がん検診受診数が約1,400名であることから、偶数年齢が対象となり、そのうち3割の200名程度を見込んでおります。

○金兵智則委員 30代以上で約200名、中学生の部分に関しては多分大きく変わってはいないのだろうなというふうに思います。

これのお知らせ方法などはどのように考えているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○永森浩子健康推進課参事 ミニドック検診と同じ日に行う予定ですので、いつも広報ですとか、ホームページですとか、みんなの健康という全戸配布のカレンダーですとか、あらゆるところでミニドック検診やがん検診などとも一緒にPRをして、がん検診の受診率も一緒に上がるといいなというふうに思っております。

○金兵智則委員 わかりました。

ちなみに、先ほど30代ファスト健康診査の件の質問がされてましたけれども、これの周知方法もそれと同様というふうに考えてよろしかったでしょうか。

○永森浩子健康推進課参事 こちらもミニドック検診と同じ日に設定して行いますので、先ほど言った周知方法で周知してまいりたいと思います。

○金兵智則委員 30代ファスト健康診査ということで、よくファストフードを食べる私どもの年齢的にはよく耳慣れた言葉ですので、このままの名前で私はいいかなというふうに思いますので、このままの形で積極的な周知をしていただけたらなというふうに思います。

それと健康診査でもう1点なのですが、昨年まであったレディース健診というのがなくなって、骨粗しょう症検診というふうに名前が変わったというふうな形になるのかなというのは、

主要事業調書のところに骨粗しょう症検診が継続という形になっていたので、そういう理解なのかなというふうに思ったのですが、それでよかったですでしょうか。

○永森浩子健康推進課参事 こちらはレディース健診、長年平成7年より実施していたのですが、年々受診者が低迷しているということで、今年度でこの事業を廃止し、若年層向けの健診を取り入れるということで、先ほど言いました30代ファスト健診、胃がんリスク検診、それと骨粗しょう症検診、こちらはレディース健診の中に今まで入っていた項目なので、こちらを残すということで継続というふうになっているかと思えます。こちらは婦人科検診とドッキングして行う予定になっております。

○金兵智則委員 レディース健診のほうに骨粗しょう症であったりとか、それも含まれていたのに継続という形になっているのだなというふうに思いましたけれども、この辺も多分全て周知方法は多分一緒になってくるというふうに思います。

若い世代、僕が若いとは言いませんけれども、なかなか健診に関心が持てない世代であります。40を超えてくると、急にちょっとずつ持ってくるのですけれども、20代、30代というのは、ちょっとまだ大丈夫だよというふうに思ってしまう世代なので、その辺の周知方法、いろいろと考えているとは思いますが、少しでも関心が持ってもらえるような形をとっていただけたらなというふうに思います。

続きまして、感染症予防についてお伺いをいたします。

感染症予防対策事業、こちらも大きくまずこの事業で予算が変動しているところが、麻しん・風しんが増加、成人用肺炎球菌が減額、日本脳炎が増加という形になっているのですが、ほかには余り大きく変わってないのですが、この3点大きく変わっているところがございますので、御説明をお願いいたします。

○永森浩子健康推進課参事 まず日本脳炎の予防接種ですが、こちら拡充になっております。こちらは平成28年から北海道における予防接種の勧奨スケジュールに基づいて、今行われているところなのですが、来年度新たに11歳と12歳が優先接種対象者になるということで、920名を見込んで拡充で、その分の予算が増額になっておりま

す。

次に麻しん・風しん予防接種の拡充なのですが、こちらはこれまで定期予防接種として1期1歳から2歳、2期年長児を現在やっているところなのですが、今国で平成30年7月以降に関東地方のほうで、30代から50代の男性を中心に風しん患者数が増加しているということで、緊急対策ということで予防接種法の改正などにより、抗体検査と予防接種、30代から50代の方の抗体検査と予防接種が第5期の定期予防接種として行われることになりました。

対象は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性が対象となります。これは3年間の限りのもので、こちら順次準備ができ次第、個別案内等で御案内していく予定となっております。こちらの分が拡充となっております。

成人用肺炎球菌予防接種、こちらは減額となっております。こちらは、肺炎球菌感染症の定期予防接種なのですが、平成26年10月より原則65歳の方を対象として実施されていまして、その後平成26年時点で既に65歳を超えていた方も予防接種を受けることができるように、平成30年度まで5年間を経過措置として、65歳から5歳刻みで100歳までとなる日の属する年度の初日から当該年度の末日までに当たる方を対象に、今年度まで定期接種を今実施しているところです。

来年度からまた5年間、引き続き65歳から5歳刻みで100歳までとプラス100歳以上となる方を対象にもう1クール接種対象として上げられてくるということで、今まで受けた人がもう1クール受けられるということですから、対象人数の半分ぐらいになるという予想で減額となっております。

○金兵智則委員 詳しい御説明でした。

まず、日本脳炎につきましては、11歳、12歳が新たに対象に加わる、その分の増加だということです。成人用肺炎球菌に関しては、2クール目なので対象の半分ぐらいが受けていないので、その半分ぐらいの方が受けるのではないかとということだと理解をします。

麻しん・風しんに関しては、先ほどの期間の男性の方の分が約800万円ですかね、の増加分ということで理解をさせていただいて、その方々には個別に配付をされるということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

感染症予防ですが、もう1点、インフル

エンザの予防接種です。まず子どもインフルエンザは対象が拡大をされたということですので、予算額が増額になったのかなというふうに思いますけれども、その確認が1点と、高齢者はふえていくはずなので、高齢者のほうの予算額が減るのはちょっとおかしいかなというふうに思うのですが、その減額の理由についてお伺いしたいと思います。

○永森浩子健康推進課参事 まず子どもインフルエンザのほうなのですが、こちらは拡充になっております。現在1歳以上から15歳まで、中学3年生までを対象にインフルエンザの無料接種を行っています。

この無料予防接種の対象者を平成31年度より大学受験を控えた18歳、高校生までを拡大するというものとなっております。その高校生の分が増額というふうになっております。パーセントで言うと対象者の75%で算出しております。

次に、高齢者インフルエンザ予防接種ですが、こちらは予算の減額につきまして、例年6,000人程度接種者を見込んでいましたが、実績では5,500人弱を現在推移しております。今年度は実績に基づいた人数で積算したため、200万円ほど減っております。見込みとしては5,700人ぐらいを見込んでおります。

以上です。

○金兵智則委員 子供のほうは対象がふえたのでということで、やっぱり間違いがなかったのかなと。高齢者のほうは、であるならば今まで6,000人を見込んでいたけれども300人分ですかね、5,700人というふうに言っていたかなと思うので、300人分減らしたので予算が減ったということなのだと思います。

今年度30年度の接種率、子供、高齢者はわかるかどうかかわからないですが、接種率、もしわかればそれぞれお伺いしたいというふうに思います。

○永森浩子健康推進課参事 まず子供のインフルエンザのほうなのですが、こちらは12月までですので接種率が固まっております。平成30年度、今年度は68.9%でした。幼児が77%、小学生が70.4%、中学生が52.7%という結果でした。ただ昨年度と比べると、昨年度は68.1%でしたので、ちょっと上昇したというところです。

高齢者インフルエンザのほうは、まだ3月いっ

ばいの期間やっていますので、1月末までですが、49.3%になっております。昨年は46%、一昨年は48.8%で、横ばいな感じで推移しております。

○金兵智則委員 高齢者が今のところ49.3%、子供さんが68.9%ということでありました。

子供のインフルエンザの予防接種については、7割を超えるのがいいというふうに言われてますけれども、それにしても、ことし網走市のインフルエンザのはやり加減といえいいのでしょうか、余りはやらなかったなど。

ほか全国的に北海道がどんどん、どんどん警報が出てくる中、注意報でとどまっている期間は網走は長かったなどというふうに思いますけれども、高齢者の方々は大体例年5,500人程度の接種の数、ちょっと率的にはまずこの辺なのだと、40、50%切るぐらいなのだというふうに思います。

子供たちが7割は行ってないのですけれども、ちょっとはやらなかったなど。いいことですがけれども、はやらなかったなどというふうな印象があるのですけれども、担当課としてはどのように感じているのか、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

○永森浩子健康推進課参事 ことしのインフルエンザの罹患率、網走保健所管内の罹患率が全国、全道と比べてもやや低かったように統計上見ても思いました。注意報レベルは超えていて、1月末には警報レベルもあったのですが、去年から比べると、網走保健所管内は全体的に少なかったというふうなところかなというふうに思います。

学年、学級閉鎖も昨年に比べて少ない状況でした。

○金兵智則委員 全体で子供に関しては68.9%、小学校で7割を超えているというところが、少ない要因だったのかなというふうに思いますけれども、高齢者についてはこれぐらいの、予算額を減らして妥当なところに落ちつかせても、罹患が余りはやらなかったという実績もあるので、下げたということで理解をさせていただきたいと思いません。ただ、やはりこれに、せっかくい流れで来てますので、接種率を上げていただく努力をさらにしていただきたい。

また、高校生が新たに加わりますので、その辺の接種率を上げるための方法、高校生も含めた感じでどのように考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

○永森浩子健康推進課参事 先ほども申しましたが、高校生に関しては大学受験を控えた大事な時期でもありますし、接種率はどのぐらい行くか、初年度ですのわかりませんが、できるだけ周知のほうは工夫して行っていきたいなというふうに思っております。

○金兵智則委員 ぜひともやっていただきたい。

中学生が実は52.7%ということで、低いなというふうに思います。もし学年別で押さえていけば、3年生が高かったりということもするのかなと思いますけれども、学年別で押さえていたり、今のところしてないと思いますので、今後そこも押さえた上でやっていっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

続きまして、指定ごみ袋管理事業についてお伺いします。

この指定ごみ袋管理事業、ごみ袋をつくって管理するための予算なのかなというふうに思いますけれども、この予算の中身、どのような内容なのか、お伺いしたいというふうに思います。

○近藤賢生活環境課長 指定ごみ袋管理事業の中身でございますが、事業の内容としましては、皆さんが家庭ごみを出すときに使う有料袋の作成費用、そして有料袋をつくって保管しておく倉庫がございますが、そちらの倉庫での預かりの保管改装費用、そして各店舗、市内のお店で販売をしていただきますが、そちらに対しましては取り扱い手数料を予算計上しております。

○金兵智則委員 作成をして、保管をして、売ってくれているところに手数料を払うと。なので、手数料的には多分大きく年度で変わったりはしないのではないかなというふうに思うのですけれども、実はこれ、指定袋管理事業が昨年と全く同額な予算なのです。まず、概算で構わないのですけれども、どれぐらいの量の袋をつくる予定に31年度はなっているのか、30年度はどれぐらいつくったのかというのもわかれば、お示しいただければと思います。

○近藤賢生活環境課長 袋の作成、枚数の関係でございますが、30年度に関しましては、作成枚数としまして、袋の種類はたくさんあるのですが合計で枚数としましては347万枚程度を作成しております。

そして31年度の予算の積算内容としましては、

264万枚程度の枚数の袋をつくる予定としております。

なお、予算額同額としておりますのは、袋の作成費用に関しましては、年々入札では行っているのですが、労務単価の上昇や原材料費の高騰などで年々値上がりになっている状況がございます。

また袋の作成枚数を減らすとなれば、交付する枚数も下がる。そして、交付する枚数が下がるということで販売の委託料が下がる。そして、作成枚数が下がることと保管配送、倉庫での保管配送費用も若干下がるということで、合わせて前年と同額の予算額とはしておりますが、内容としましては袋の作成枚数は下がって、枚数は少なくなっている中身となっております。

○金兵智則委員 わかりました。

30年度と31年、予算額は一緒ですけども、1枚ずつ、全部合算ですので大体での話になりますけれども、1枚単価が上がるということなのだというふうに思います。

実はこれをお伺いしたのは、指定ごみ袋収集手数料が30年度の予算と31年度、来年度の予算を比べると2,300万円ぐらい収入が減っていたのですよね。なので、多分売れた金額が収入になってくると思うので、同じだけつくって売れなかったら、いっぱい在庫になってしまうのではないかなという心配があったものですから聞きました。

先ほども答弁ちょっとあったのかもしれないですけども、売れる枚数が減るということでもあっても、つくる枚数も減るので在庫の量はふえないという理解でよかったですでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 袋の在庫の関係でございますが、原則として3カ月分の市民が使う量を常に保管するという形で作成しております。

また、年度末の残りの状況を見ながら、新たな予算での作成枚数を決めておりますので、枚数に関しては適正に管理していると考えております。

○金兵智則委員 であればよかったです。わかりました。

せっかく今指定ごみ袋の収集手数料の話をしてもらったので、その下、し尿処理手数料についてお伺いをさせていただきます。21ページの話を見せていただいております。

このし尿処理手数料なのですけれども、若干ふえているのです、昨年度の予算額と比べると。何でふえていくのかなという、ちょっと疑問があっ

たものですから、お伺いしたいというふうに思います。

○近藤賢生活環境課長 し尿処理手数料、若干ふえている点でございますが、一応前年度のし尿処理件数から歳入を算出しているのです、若干ふえた形で計上しております。

○金兵智則委員 であれば件数がふえたとか、そういうわけではなくて、決算からではなかったもので、30年度の予算と31年度の予算を比べさせてもらったので、何かふえたものがあったのかなというふうに思ったのですが、そういうわけではないということではよかったですか。

○近藤賢生活環境課長 30年度の状況なので、し尿処理の件数といいますか、し尿処理量に応じて変わってきますので、年々微妙には変化するものがございますが、30年度の状況を見て31年度の予算を計上しているところです。

○金兵智則委員 では、し尿処理を行っている件数は何件あるのですか。処理というか収集、水洗になってなくて集めなければいけない件数というのは何件ございますか。

○近藤賢生活環境課長 し尿処理をしている世帯でございますが、水洗化区域の中でのし尿処理世帯が271世帯、水洗化区域外の世帯では170世帯のし尿処理があります。そのほか、これは世帯については家庭とあと事業所の固定されたトイレのことになりますが、そのほかにもイベントで使う仮設トイレのし尿処理もございますので、イベントで使う仮設トイレの件数がふえたりすると、件数も上がることもございます。

○金兵智則委員 では、その辺が全てし尿処理手数料という形で、ここに計上されるということでよかったですでしょうか。

もう一つ、し尿処理施設負担金収入というのも収入のほうにはあったものですから、その辺がどういうことになっているのか、そこもお伺いしたいなというふうに思います。

○近藤賢生活環境課長 し尿処理手数料につきましては、全てのくみ取りの手数料になります。

そしてもう一つの大空町施設利用負担金でございますが、こちらにつきましては二見ヶ岡のクリーンセンターというし尿処理施設がございます。こちらの施設に関しましては、大空町との共同利用となっております、し尿を搬入した割合で網走市の負担分、大空町の負担分という形で、

利用負担金を大空町さんからいただいているところとなっております。

○**金兵智則委員** そうしたら、このし尿処理施設負担金の収入のほうは、その割合が変われば金額も毎年変わるといような理解でよかったですか。

○**近藤賢生活環境課長** こちらにつきましては、大空町と網走市のし尿が入るわけですが、その30年度の実績を見まして、大空町が何割、網走市が何割という形で計算をしまして、大空町に対して負担金の通知をしているところでございます。

○**金兵智則委員** わかりました。理解をさせていただきます。

あと、水洗化区域内で271世帯のし尿の処理を行っている。案外多いなというふうな印象を持っているのですけれども、この辺は今後処理をしなくてもいいというか、水洗化にしていくというような、お考え的にはどういう考えを持っているのでしょうか。

○**近藤賢生活環境課長** 水洗化区域、下水道処理がされている区域には、現在戸数1万7,273世帯が、こちらの数字が29年度末でございますが、そのうちの271世帯として、約1.5%が下水道の区域の中でし尿処理を行っている状況となっております。

なお、下水道に切りかえる普及事業につきましては、下水道課のほうで所管をしていることとなりますので、そちらの下水道課のほうと協議をしたいと考えております。

○**金兵智則委員** そうしたら担当課、生活環境課のほうではし尿の処理をやっていて、その辺をどうこうしていくのは水道、下水道課のほうの考え方というような答弁だったのかなというふうに思いますので、そこについては、ではそのときにまた伺ってみたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○**佐々木浩司水道部長** ただいまの下水道区域内の未水洗化の部分ですが、下水道課のほうとしても定期的に未水洗化の家庭には、家庭訪問等行って下水道のほうに接続するよう形で依頼をしている状況ですが、なかなか家屋が老朽化しているとか、住まわれている方がもう高齢の方で資金的な問題ですとか、その辺ございまして、なかなか水洗化されていないような状況ですけれども、今後ともそういう活動のほうをさせていただ

て、1軒でも多く水洗化のほうお願いしたい形で、これからも行動をとっていきたいと思っております。

○**金兵智則委員** 済みません、ありがとうございます。

せっかくですので、最後に1個だけ聞かせていただいても。

まず、し尿処理をすると収入とかがあるのですけれども、それを全てひっくるめてもやはり水洗化にさせていただいたほうがいいので、そういう活動をされているという理解でよかったですか。水洗化のほうに行きませんかということを進めているという理解でよかったですか。

○**佐々木浩司水道部長** 下水道の衛生的な面ですとか、そういう環境面ですとか、そういうのも考えて水洗化のほうをお願いしているような状況でございます。

資金的には個人の水洗化ですので、個人に御負担がかかるということですが、そういう衛生面ですとか、そういう生活の向上面ですとか、そういうのを勘案をお願いしているという状況でございます。

○**金兵智則委員** 終わります。

○**井戸達也委員長** 次、栗田委員。

○**栗田政男委員** 時間も押してますので、端的に質問したいと思います。

医療、開業医の支援事業が新設されたということは、非常に質疑の中にもたくさん出てましたが、少し光が見えたのかなという気がします。何分にもこれから新規に始まる事業ですから、これからの成果に期待するところなのですが、ひとつこの当市において、私も病院にしょっちゅう行っているのですが、最近やはり大きな病院、特に手術を必要とするような病院のドクター不足というのが非常に感じるのですね。

例えば、当市に脳神経外科ができて大分年数もたつのですが、もちろんいろいろな補助もしながら、当市の基幹病院としての大切な位置づけがあるのですが、最近は手術がなかなかできない状況にあるようなお話も聞いたりします。

厚生病院のほうも整形外科のほうでは、出張医による対応を余儀なくされているというような状況も踏まえた中で、まず原課として、緊急で受け入れもしている病院も含めたそういう施設の今のドクターの現況というのを、まず教えていただ

ればと思います。

○武田浩一健康推進課長 医師の現況ということでございますけれども、状況的には少子高齢化ですとか、人口、都市部への集中など、地域医療を取り巻く環境が今まで以上に大きく変化しているという中で、医師を初めとしまして医療従事者の地域偏在ですとか、専門医の不足が著しくて、医療体制の維持につきましては厳しい状況にあるという現実があるかと思えます。

特にこの原因につきましては、平成16年の医師インターン制度の改正以降、大学病院から医師派遣が困難な状況となって、地域医療体制の存続に大きく影響をしているという事実がございます。

そんな中で、北海道等も国もそうなのですから、地域医療を担う医師の養成ですとか、地域への定着を促進するため国の緊急医師確保対策等によりまして、道内の医育大学の定員増ですとか、北海道医師養成確保就学資金による地域枠制度の医師対策の推進に、一体となって取り組んでいく必要があるのではないかというふうには考えております。

また、地域の自治体病院への医師の確保、派遣につきましては、やっぱり大学病院の医局の考え方が大きいということがございます。市長みずから大学医局を訪問して、地域の実情を訴え理解をいただくように取り組みを進めているような状況でございます。

○栗田政男委員 環境を整えていくというのはよくわかるのですが、現状として、では道内に限定する必要もないのでしょうかけれども、日本全体でドクターというのは完全に不足して、地方まで回ってこれないような、今現状なのではないか。

○武田浩一健康推進課長 都市部には医師はいるという状況、やっぱり地方にはなかなか来たがらない状況があるというふうには伺っております。

○栗田政男委員 手術等を専門にするドクターというのは、やはり大きな病院というか大学系の病院だったり、手術の症例数の多いところですよ。北海道の場合だとやっぱり当然のごとく札幌に集中していますね。それぞれの専門の得意とする分野で、そこに行くとするばやい手術だとか。ただ、その手術の状態もなかなか今過密状態ですから、順番待ちをしているというのが、手術の予約がとれないというのが今現状だと思うのです

が、開業医さんというのは、ある程度のキャリアを積んだ方が町医者さんというか、言い方がちょっと悪くてごめんなさい。町場の赤ひげ医者みたいな感じで、地域に根差した治療をしてもらうのが目的だと思うのですね。

ドクターというのはやっぱり症例数で、職人さんですから、数ということであつたら、そういう環境の整ったところで修行を積んで、場合によっては、だから行ったり来たりをしながらということになるかと思うのです、当然。

当市においても、そういう環境でしばらく対応していかなくてはいけないでしょうし、ではどういことが起きるかという、やはり来てもらう先生方に当市の来やすい環境を整えなくてはいけないというふうに思うのです。ただ単純に来てください、大学にお願いして、網走に2カ月交代ぐらいで回ってほしいという、ただの要請をただけではなかなか先生もこちらに来るモチベーションが上がらないだろうということが、当然考えられるのですよね。

だから、その中ではどうするかというと、やはりある程度の財政出動をしてしっかりとした環境を整えてあげないと、もうだめな時期に来ているのではないかなという気がしてならないのですね。ただ来てください、お願いしますだけで、この地方都市に来て、ドクターの先生たちがここで暮らしてくれるというのはなかなか難しいのではないかと思うのですが、その辺の原課の考え方というのは、どういうふうに考えていますか。

○武田浩一健康推進課長 医師の確保につきましては、かなりシビアな問題ということの認識はしております。

そんな中で、今おっしゃったように、地域の持続可能な医療体制を確保していくということは、いわゆるクリニックですね、クリニックと病院というのが、それぞれの役割を担いながらバランスよくあるというようなことが必要であるという認識は持っております。

ただし、医師の確保というのは、一朝一夕、一旦ではできるようなものではなくて、難しいという認識は持っております。

○栗田政男委員 近藤委員のほうからあつたように、各地域が専門病院をそれぞれ持ちながら、担当し合いながら回すのも一つのやっぱり方法になるのかもかもしれません。

当市においては、隣の北見市のほうに日赤の大きな病院がございます。ただ今、日赤というのは地域の基幹病院ですから、紹介状がないと行けないというそういう環境にありますね。だから非常にハードルが高いというか、一度網走の病院に診てもらって紹介状をもらってという形になるかと思うのですが。

そういう中でも、もうそろそろ、当市においては市立病院ではないので、直接的に給料を出してあげるとかというのはなかなか難しいのかもしれませんが、財政出動というのを、僕は金銭的なやっぱり負担をしてあげてきっちり確保するという何らかの行動に出ないと、もうだめな時期に来ているのではないかなという気がします。

もちろん住環境も含めた、そういうドクターたちの生活環境、そういう人たちが交代で来れるのであれば、交代で来れるような住環境も整えながら、しっかりと医療体制の構築というのが必要ですし、最初に言った脳外科というのはやっぱり時間が勝負です。残念ながら、網走で最近初期治療をして北見に走る1時間の間に亡くなる方が大変多うございます。後遺症がたくさん残ると、やっぱりこれは皆さん御存じのように、時間が勝負という部分では、非常に緊急性が高いものがありますし、逆に言うと、がん治療は比較的時間の余裕があります。お金さえ出せば東京の大きな病院で重量子線の治療を受けたり、陽子線の治療を受けたりすることも可能なのです。

だからそういうようにすみ分けが当然そこに必要になるのではないかなというふうに思うので、開業医の部分でいろいろなPRをするわけですから、中には変わったお医者さんもいて網走に来てもいいよという方もいますし、開業でなくて勤めてもいいよという方がいれば、ハンティングしてくるような方法も当然必要ですし、先ほど来いろいろな網走の魅力発信と言いましたけれども、果たしてドクターがその網走の魅力を発信したから来てくれるかというのも、僕もちょっと疑問なのですが、それも一つの手法なのかもしれません。

しっかりと取り組んでいただきたいなと思いますし、これは逆に言うと、網走の存続にかかわる非常に大切な問題ではないかなと。市長がおっしゃっている健康都市宣言の中には、必ずこの部分が一番大きなウエートとして入ってくるはずなので、しっかりと取り組んでいただきたいですし、

私たちもいろいろな情報を、いろいろと皆さんで議論しながら進めていければなというふうに思います。

もう1点だけ質問します。

松浦議員から僻地保育所の件について出ているのですが、私も所管委員会なので詳細については所管委員会のほうでさせていただきますが、その事件が発生する前から、発生といたしますか、明るみになる前からちょっと聞きたかったことがあって、きょうはそこを聞かさせていただきます。

今、新しくさんが合併して四つになるのですが、例で上げますと、藻琴保育園と呼人保育園、この二つがあるかと思うのですが、かなりそこに通っている子供たちの数に差があるように、僕は認識をしているのですが、その辺の数字がわかれば教えていただきたいのですが。

○清杉利明子育て支援課長 藻琴保育園と呼人のいずみ保育園の状況でございますが、本年の2月末現在の園児数につきましては、藻琴保育園が32名、それからいずみ保育園が6名となっております。

また、それに伴います保育士の人数でございますが、藻琴保育園につきましては2名、プラス支援が必要なお子さんが入っておりますので、加配職員として1名プラスを認めているところです。

またいずみ保育園のほうにつきましても、保育士については2名の体制となっております。

○栗田政男委員 僕、内情ちょっと中見ているわけでないのだからわからないのですが、6名を2名で見ると、支援が必要な子が入っているので、30名を2名で見ているのかなというような感じなのだと思うのだけれども、それでほとんど同じようなシステムで、今保育所といえどもやっぱり教育機能的な要素もあるので、そういう部分の教育も多少は入ると思うのですけれども、この量、この差を原課としてはどういうふうに捉えて是正してきたのかという、そのやり方の内容についてお伺いしたいのですが。

○清杉利明子育て支援課長 保育士の人数につきましては、国のほうでの保育士の配置基準というのがございまして、認可外のへき地保育所につきましても、特例保育という形になっておりまして、そこには保育士を2人以上置くこと、ただし事情によりそのうちの1名については、保育士の資格がなくてもよいという形になっておりまし

て、これにつきましては認可保育所も同様なのですが、園児数が少なくても最低2名以上の職員は配置しなければいけないというふうになっておりますので、基本的には2名体制となっております。

○栗田政男委員 2名というのは聞いていたような気がしますのでわかるのですが、では6名のところに2名で対応して、32名のところに、普通で考えると2名以上ですから、4名、5名という人員を配置するのが本来ではないかなと思うのですが、その辺についての見解をお聞かせください。

○清杉利明子育て支援課長 保育士の配置基準におきまして、3歳以上5歳児までにつきましては30名に1人の保育士を配置するという基準になっております。それに基づきまして、2名の保育士で充足するという考えでございます。

○栗田政男委員 では、僕の認識があれだったので、少ないほうが異常な状態が多いほうは基準に合っているというようなものの考え方かなと思いますが、現状はどうかなということを見ると、30名を超えているところはということが起きるかという、5時まで預かってくれるはずのものが早目に迎えに来てくださいという先生方の要望が出るらしいです。

とつても残業もしなくてははいけないし、ほかの縫い物もしなくては、子供たちのいろいろなものをつくらなくてははいけない、大変だからできるならば早く迎えに、できるならば来てほしいという要請で、お母さんたちは泣く泣くいろいろな用事もキャンセルしながら早目に迎えに行っているという現状があります。

私たち議員ですから、そういう相談を受けます。何で5時までなのにそんな早く迎えに来てくれと言うのでしょうか。忙しいのも大変だし、いろいろな事情もわかるので、私たちも手伝えることは手伝いたいだけでも、いろいろな規制もあるし、食事に関してもいろいろなやっぱり法的な規制がありますよね。簡単には手伝えない状況があるので、大変苦慮しているということが言われてます。

そこで、原課としてその差を見ながら、多分何らかの対策は今までも打ってきているでしょうし、まさか何もそれをほったらかしにしてきたわけではないと思うのですね。先ほど出てきたように運営委員会に任せているから、俺たちのせいでは

はないみたいな話にはならないと思うので、その辺の見解をお聞かせしていただければと思います。

○清杉利明子育て支援課長 毎年運営委員長の会議等も開催しておりますけれども、そういう中から意見等もいただいております。

その中で対応できるものについては、保育士等の数に限らず、あらゆるいろいろな意見等が出される場合がございますが、対応できるものについては対応してきているというふうに考えております。

またその中の一つとしましては、イベント等で時間外をどうしてもしなければいけないというような御意見をいただいた中では、委託料の積算基準の中に時間外手当の分も算定するなどの改正等も行ってきているところでございます。

○栗田政男委員 当然時間外の差は出てるでしょうし、調べるところによりますと賃金の差も出ているようです。

ただし、今この労働条件が厳しく言われている時代に、残業ばかりして、特にこの仕事をなさるのは女性の方が多いのじゃないでしょうか。帰れば家庭の食事もつくらなくてはならない、いろいろな環境がある中で、残業だけして全部対応してくれというのは、これはもうとんでもない話なので、やっぱり労働条件というのはしっかり今の時代に合ったものに直さなくてははいけない。そのためには増員等も当然必要ですし、基準がこうだからという画一的な話にはならないのではないかなと思います。

そこで、質疑でちょっと気になったのは、運営委員会がその保育士さんたちを雇用しているのですね。そうすると、保険とか失業保険だとか、いろいろな公的なことに厚生年金も含めて、どういう対応をせっせとらっしゃるのですか。

○清杉利明子育て支援課長 雇用につきましては、運営委員会が保育士の先生方を雇用しております。ですので、社会保険の加入手続きですとか、退職に伴う失業保険の手続きですとか、そこら辺につきましても運営委員会が行っております。

○栗田政男委員 当然、ではそういうことで、源泉徴収も含めた中できっちりとした法的な、そういう手続はその運営委員会が全部担っているということに理解していいのですか。

○清杉利明子育て支援課長 はい、そのとおりで

ございます。

○栗田政男委員 この先は委員会の中で質疑しますけれども、ちょっと理解しがたいというのは本当にその組織体で、正直言ってブラックボックスではないのだけれども、運営委員会自体が今回の事案ですよ、事案に関して言うと、非常に組織として成り立っていないような気がしているのですよね。

その組織が源泉をしたりいろいろなことをやるというのは、誰が担当してどういうふうに行っているというのは甚だ疑問なのです。これはちょっと見えないし、どういうふうに行っているのかなというのを不思議に思っていたのですけれども、運営委員会のメンバーの名簿とか出てくればまたわかるのですけれども、その人たちが源泉徴収をしながら各保険の手続等を、誰が行っているのかな。外注していれば別ですよ。そういうこともしっかりと報告をいただければというふうに思います。

いずれにしても、ひとつ昔からの流れで今こういう環境があるのですが、ここは一度リセットをしていただいて、雇用も含めてやっぱり市がきちんと対応してあげる。同じような待遇できちんとやる、それによってコストが多少上昇してもきちんと面倒見るといえるのは、やっぱり市がかかわる公の施設という見方をしたときに、今のやり方は僕はいかかなものかなという気がしてなりません。

本来であれば、この予算六千何百万というのも本来はやっぱり通せないような案件ではないかと思えます。ただ、いろいろな事情で4月からのこと、いろいろな運営委員会が困って子供たちが困るという現状ですから、暫定的には通すことになると思えますが、非常に疑問に思う部分が多過ぎて、それは今後の委員会の質疑の中できっちりやらせていただきたいと思えます。

以上です。

○井戸達也委員長 ここで暫時休憩いたします。
午後5時20分 休憩

午後5時30分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

立崎委員。

○立崎聡一委員 それでは、1点だけお聞きします。

予算説明書75ページの墓地改修事業なのですが、まず内容を確認したいと思います。

○近藤賢生活環境課長 墓地改修事業の内容でございますが、平成31年度の事業としまして、桂町墓地駐車場のゲートから参道が未舗装の状態でございますが、参拝のお客様、利用される方がぬかるんでいたりして、危険な状況にあるということから舗装整備を実施する予定としております。

○立崎聡一委員 時期によってはやっぱりぬかるんだりもするので、あとは御高齢の方も多いかないと思えますので、その辺はしっかり対応していただきたいなと思えます。

墓地の改修ということで、昨年合葬墓に増設されたのですけれども、その状況をお聞きしたいと思います。

○近藤賢生活環境課長 合葬墓の拡張でございますが、こちらは平成29年度の事業として実施しました。

当初合葬墓につきましては、骨箱の状態です300体入るという容積でつくってございましたが、拡張工事を実施し、さらにお骨については焼骨だけを埋蔵する形としておりますので、現在は1,000体以上埋蔵できると考えており、あと10年分は容積があるものと考えております。

○立崎聡一委員 ただ1,000体入るということで10年分というお話でしたけれども、今後の方向というのはちょっとわからないと思うのです。というのは、やはりひとり暮らしの世帯の方ですか、それから身寄りの少ない方がだんだんふえていくのではないかなというふうに思います。そのときの対応については、どのようにお考えでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 平成25年度から合葬墓の供用を開始しまして、7年間たつところになります。

委員おっしゃられたとおり、今後申し込みをされた方が高齢の方が多いので、申し込みをされた後独居となってしまう。また合葬墓を申し込む際には、お骨を納骨、埋蔵する方を主宰者として選定するということがあるのですが、主宰者として選定された方が選定されていることがわからなくなってしまうという状況も、私どもも喫緊の課題として危惧をしているところです。

今後につきましては、高齢の方も多ということから、福祉関係などの機関からも意見をお聞きしまして、全ての方が利用しやすい合葬墓の制度づくりについて、研究を進めてまいりたいと考えております。

○立崎聡一委員 終わります。

○井戸達也委員長 次、平賀委員。

○平賀貴幸委員 それでは質問させていただきます。

最初に、手話言語条例について伺いたいというふうに思います。

先ほども一部質疑がございましたので、重ならない部分だけ伺おうと思っておりますけれども、パンフレットを作成されるということではありますが、先ほど来の質疑の中でもいろいろあったのですけれども、やはりこの手話を取り巻く歴史的な背景も含めて周知していく必要があると思うのですけれども、その辺もパンフレットには記載されることになるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 この手話の歴史的な背景についてですけれども、パンフレットの具体的な内容というところまではまだ具体的に決定していないので、これから検討ということになりますけれども、今回手話言語条例を制定していった経過の中では、過去にろう教育の現場において、手話が日本語の取得を妨げるものと誤解されているというような経過もあるということは条例の中に入っております。

今の段階で、そこに触れるかどうかというのは断言はできませんけれども、前文などの内容をそこに記載していくということになると、その歴史的経過も触れることができるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 恐らく手話の関係者以外はあんまり知らないことだと思うので、そこはぜひ記載が必要なのだろうかと、一番最初のパンフレットですから、思いますので、意を用いていただきたいというふうに思います。

それから、いろいろなことが変わっていく、先ほどの中にも催事に手話通訳者をということですが、全ての催事にということには、イベントにはということにはならないと思うのですけれども、初年度はどの程度の通訳者の配置を考えていらっしゃるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 催事に手話通訳者を派

遣することにつきましては、初年度で6回程度考えておまして、例えば社会を明るくする運動の市民大会とか、敬老会とか、それから障がい者のスポーツ大会など考えておりますけれども、そのような福祉的なイベントを中心に考えております。

○平賀貴幸委員 そこで伺いたいのですけれども、これまではイベントがあって手話通訳が必要になったときには、主催者が手話通訳をお願いをするということをする、あるいは聾啞者の方々が個人的に手話通訳の方をお願いして来てもらうという対応だったのですけれども、今後はその6回のものについては市がやるのでしょうか、徐々にそこを市が積極的に配置する方向に変えていくという方向感なのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 現時点で考えているのは、市が主催する事業ですので、まずそこにつきましては市のほうで配置するというを考えております。

手話通訳者の数が限られておりますので、当面市が関係する事業について、市のほうから配置を行っていくことで考えたいと思います。

○平賀貴幸委員 全てのものにとということにはなかなかまだいかないと思っておりますけれども、少しずつ市が実施する事業については、市が手話通訳を配置するという形が進んでいけば、より聾啞者の方々が参加しやすくなるというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますのですが、そのためには手話通訳の養成というのが大切だということに思います。私自身も過去には登録の手話通訳者だったのですけれども、さすがに今は勉強が足りないので、すぐ登録にはいかないと思っておりますが、5人というところで、やはり養成必要だというふうに思います。養成の中には資格の取得も含めてやらなければいけないとか、いろいろ課題はあると思っておりますし、網走市の場合は専従通訳者がおりません。さまざまな形で養成考えていくのだと思っておりますけれども、現時点での考え方、まずお示しいただきたいと思っております。

○酒井博明社会福祉課長 手話通訳者の養成ということですが、裾野を広げるために、市民手話講習会などを広げて行って、サークル活動を経て行って、さらに手話の専門的な技術を身につけるということで、札幌市等で行われる手話通訳者の養成講座の参加の助成や、それから手話通訳

者の養成講師育成研修の参加助成、それから北手協や北通研の合同研修の参加助成など、各種研修参加に対する助成や毎月1回の登録手話通訳者学習会や年1回の登録手話通訳者研修会などを開催して、そこには登録手話通訳者のみならず、市内のサークル会員の参加を募る等の取り組みを行ってまいりました。このような取り組みを今後も続けていながら、専門的な手話通訳者の養成も図っていききたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、今振興局にたしか一人専従手話通訳者はいらっしゃるというふうに思いますけれども、網走市にはいないですね。なかなかすぐにといいわけにはいかないのですけれども、手話言語条例を持ったということで、将来的には専従通訳者の配置を目指してやっぱりいただきたいなと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 先ほど申しましたように、手話通訳者の数が限られているということもあるということと、今振興局で働いている方は59歳ぐらいの方が勤務されているのですけれども、そのような方で実際に従事できるような方が、また現在の登録されている方が、その方の中からいるかどうかとか、そういうのも含めながら検討したいと思います。今のところは毎週木曜日には聾啞者の補佐ということで、手話の通訳の方に来ていただいております。

○平賀貴幸委員 今いる専従通訳者さんはもともと北見に住んでいらっしゃって、北見の手話の会に入っていらっしゃってということなのですよ。これからその辺も含めて、いろいろな形で検討していただきたいと思いますが、やはり専従通訳者の配置をできるだけ早いうちにといいても、なかなかそんな簡単ではないのですけれども、方向感としては目指していただきたいというふうに思います。

一方で、網走の市の中で、職員の皆さんの手話の使用というのは、今特別職に1名というふうに認識しております。なかなかふえてこないのですけれども、そこもぜひ使える方がふえていただきたいなど、筆談等で対応しているのは承知しておりますが、ぜひふえていただきたいと思うのですが、担当課を中心にぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 実際に専門の手話通訳者までたどり着くというのも非常にハードルが高いことですが、職員の手話通訳の研修なども、今度条例制定を機に考えておりますので、そういうところから徐々に、市民手話講習会の初級、中級と、そういうような形を経ながら、少しでも手話を使える方を育成していきたいというふうに考えてます。

○平賀貴幸委員 今後の取り組みに期待をさせていただきながら、成立を、私も手話言語条例の成立を喜びたい者の一人として見ていきたいというふうに思います。

続いて、介護人材の確保について伺いたいと思います。

代表質問でも議論をさせていただきましたし、これまでも介護人材の不足とそれに対する対応については、たびたび議論をしております。

その経過もあつたりだと思っておりますけれども、介護保険計画にもそのことが、網走の場合は盛り込まれるということになっておりますし、介護人材確保事業、あるいは介護福祉士確保対策事業等の取り組みに至ったというふうに思っております。

しかし、それでもやはり人材不足の課題というのは大きいということで、代表質問にもあつたと思いますけれども、もう少し詳しい詳細、今後の見通しを明らかにしていただきたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護人材確保でありますけれども、団塊の世代が75歳に達する2025年度末で245万人の確保が必要とされておりまして、第7次介護保険事業計画に基づく推計でも、全国で34万人、北海道でも2万人が不足するというふうに見込まれております。

これまで介護従事者に対する処遇改善などが見直され、離職率も好転はしているのですが、いまだに3K労働や低賃金といったイメージが強く残っておりまして、介護人材の確保が難しい状況が続いております。

この部分は網走市でも同様で、高齢者人口の推移に伴いまして要介護認定者も増加してまいりますし、第7次計画下における介護施設の整備、増床、また第7次介護保険事業計画策定時のアンケート調査でも、23事業者のうち17事業者が職員数が不足しているというようなアンケート調査の結果もございます。こういったことを踏まえまし

て、今後事業者と連携した取り組みを進めなければならないという認識であります。

○平賀貴幸委員 恐らく増床等もこれから出てくるところもあるのだというふうに思いますので、さらに深刻化することも考えなければいけないのだらうなというふうに思うところなのですけれども。

対応策としては、もちろん現行の政策をしっかり進めていくということも大切ですし、隠れた人材、一旦離れてしまった人材やさまざまな事情で今別の仕事をしていたり、家庭に入っている方をいかに復帰してもらうか、その辺も大事なのだと思いますけれども、それでもなお足りなくなる可能性は私はある、深刻な課題だと思います。

そのための対応策はやはり大きくは二つだと思っております。一つは代表質問でもやりとりしました外国人労働者の受け入れを含めた対応、そしてもう一つはこれも同じく触れさせていただきましたが、寝たきりゼロなどを目指した介護の、実際の介護自体のやり方を変えていくことで、重労働ではないような状態に変えていくということ、その二つだというふうに思っております。

まず、外国人労働者の受け入れについては、具体的にどのような見込みを現時点ではお持ちなのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 外国人労働者の受け入れについてでございます。

現段階では、網走市内事業者におきましては、外国人の受け入れを検討しているということは聞いてはおりませんが、国内での人材確保が難しい状況が続けば、外国人の受け入れを検討しなければならないというふうに考えてございます。

受け入れ方法でございますけれども、経済連携協定、技能実習制度、そして入管法による在留資格による介護の拡充や、特定技能の創設といったことで4種類の方法があるというふうに認識しておりますけれども、受け入れ側の費用負担、それから住まいの確保、介護のスキルやコミュニケーション、日本語能力になりますけれども、そして安定的な雇用、どうしても介護福祉士を取得できなければ帰国してしまうというような問題もありますので、そういった課題がございますので、事業者と連携した意見交換を進めなければならない

というふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 いざ必要になったときに慌てても、なかなか後手に回るものだと思いますので、密にコミュニケーションとりながら必要な対応を進めていただいくことが、ここは肝要だというふうに思うところです。

もう一つは、介護そのもののあり方を見直すことであります。このことについても、たびたび一般質問等でも議論をしてみましたし、代表質問でも触れていたところです。

やはり、こんなに寝たきりが多い国はやはり日本ぐらいでして、そもそも寝たきりでない状態が、ごく普通の状態がつかることができれば、それほど重労働ではないはずなのです。ただ、今すぐ寝たきりになっている方々がしゃきっとして起きるということは難しいので、これは今後高齢化される方々が寝たきりにならないまちづくりをしていくという意味だというふうに思っていたければと思うのですけれども、この辺について原課のほうでどのように取り組みされているでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 重度化防止、まずお元気な方、また虚弱な方につきましては、現行の介護予防事業を継続して支援していくということが一つです。

もう1点は、介護保険サービスを利用する方々の重度化につきましては、やはり介護労働者の負担軽減ですとか、将来的な費用負担の抑制につながるため重要であるというふうに認識をしております。

介護保険サービスは多岐にわたりまして、一概に重度化防止、寝たきりゼロといっても、事業所ごとの方針や考え方により、取り組みがさまざまであり、また利用者の心身の状況、さらにサービスや施設の種別によって取り組む内容も違いが生じてきますので、この部分につきましては事業所それぞれが実践する取り組みを把握いたしまして、そういった情報を事業所、市と共有をいたしまして取り組んでいければというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 そうですね。まずは情報や考え方の共有から始めるということが第一歩になると思いますので、少しでも前に進んでいただきたいと思っておりますし、もう先進的に道内でも取り組んでいる団体もございまして、全国ではそういったこ

とに取り組んでいる地域もございますので、そういった情報含めて入れていきながら、少しでも前に進むことを、ここは期待しながら見守りたいというふうに思うところであります。

次の質問に移ります。

続いて、ジョブコーチの関係ですけれども、もちろん障がい者の福祉の中でも、実は介護人材の確保というのがあって、同じような形でやっていたらダメなわけじゃないんですけども、ここは違いは寝たきりゼロのような形で、労働を軽減するというわけには、なかなかいかないというところが介護保険との最大の違いだというふうに、障がいのある方々の場合は思うところです。

それはさておきですけれども、やはり課題としては企業に配置する形のジョブコーチがなかなか出ていっていかないことだというふうに思います。ここはさまざまな理由があって難しいのだというふうに思っておりますけれども、何とかしていきたいなと思っておりますけれども、原課としての考え方はいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 ジョブコーチの養成につきましては、今まで養成研修受講に対する補助を行ってまいりました。その補助の対象経費は、宿泊費、交通費、受講料などと、ほぼ実費全額の補助を行っているところであります。

企業在籍型のジョブコーチは我々も何とかふやしたいということで、幾つかの企業にも研修参加の働きを行ってまいりましたが、研修がどうしても1週間に及ぶということで、仕事に影響が出るということなどが理由となって参加には至っていないという状況でございます。

ただ、主催団体も参加しやすい研修とするために、平成31年度は研修日程を土曜日から月曜日として、2週に分けた開催とするということなどで、企業が参加しやすい日程に工夫しております。こうしたこともしっかりと企業の方に周知していったら、いろいろな知恵もあると思うんですけども、このような情報もしっかり提供しながら、企業の方々と情報交換しながら、この養成研修を受けていただくような形をとっていきたく思っております。

○平賀貴幸委員 どこか1カ所でもジョブコーチを企業に配置していただくと、そこからどんなものかを知っていただいて広がっていくという、乾坤一擲のような突破の仕方もあるのだと思いま

すので、場合によってはモデル事業的に補助を上乗せするようなことも検討されてはいかかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 先ほど申しましたように、今補助につきましては実費全額を補助しておりますので、これ以上の補助ということになると、給与保障とか、そういうようなところにもなってしまうのかなというところもありまして、なかなかさらに上乗せするというのも難しいのかなというふうに思っております。

先ほども申しましたように、企業のほうと情報交換しながら、どのような支援があるとさらに受けやすくなるかということについて、情報交換も行いながら対応したいと思っております。

○平賀貴幸委員 このジョブコーチの養成研修は、昔はつくばまで行かないとできなかったのですよね。今は名寄でもできるということで、そこを考えると相当よくなったのですけれども、裏を返すと、ジョブコーチの研修を受ける場所をさらにふやすことも本当はできるのではないかなと思うのです。

なかなか網走で開催するというのは単独では、私は難しいだろうなと現状では思っているのですが、例えば同種の制度を北見市でも検討しているような話もちょっと聞いているのです。実際やることになるかどうかまでは聞いてないのですけれども、そういったことができたときに、複数の自治体やさまざまな事業所で連携をして、オホーツク圏でジョブコーチの研修を行うようにするというのも、これもジョブコーチの研修を受ける企業をふやすことに直結すると思うのですけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 ジョブコーチの養成研修を行うには、国が定める一定の要件に合致しなければなりません。この国が定める要件というのが、ジョブコーチとしてのその団体の活動実績が3年以上あること、あるいは実施法人において就労支援を行い、一般就労につながる支援を行った実績が10名以上あることなどのさまざまなハードルがあるということがわかっております。これらの要件に合致する法人というのは、当然網走市内にはなくて、管内にもごく限られているのではないかと考えております。

ですので、今すぐに養成研修、または基礎研修

をオホーツク管内で公費で行うということはまだ難しいのかなと思いますけれども、近隣の団体の動向なども把握するとともに、そういう可能な状況が確認されれば、管内の他の自治体や北海道が事務局になってますオホーツク地域づくり委員会などにおいて、協議検討したいというふうに考えてます。

○平賀貴幸委員 ぜひ少しでも多くの方がジョブコーチの資格を取って、障がいのある方が働きやすい場所を少しでもふやしていただければと思います。

一方で職親会の取り組みを網走でも何とかということを取り組まれていたと思いますけれども、なかなか実現はしない状況があるのだというふうに思っておりますが、その辺についての考え方はいかがでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 職親会につきましては、今回の第5次の網走市障がい者福祉計画におきましても、障がい者就労の受け入れ拡大を推進するため、職親会について関係機関と情報交換し、この設置を目指すということで計画の中に盛り込んでおります。

現状において、なかなか具体的な検討までは行っておりませんが、今後障がい者就労先の拡大を図る中で、北見にあります職親会の取り組みなどを参考に、計画期間内で具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 そこは今後の取り組みを期待したいというふうに思います。

続いて、僻地保育所の関係に移りたいというふうに思います。

先ほど来、いろいろ議論がございましたし、残念なこともあったところでありましてけれども、基本的なところを伺います。

まず、平成27年から新たな制度に移行して、5園が運営されていると思います。その間、29年まで3年間が確定している予算、決算だというふうに思いますけれども、その5園の委託料の推移、それから内部留保を含めて経営全体の状況をまず明らかに、それぞれしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 僻地保育所の委託料の3カ年の推移でございますが、まず北浜のはまなす保育園におきましては、27、28年度は約800万円、それから29年度は1,200万円。それから続

きまして、浦士別におきましては、27、28年度は約800万円、29年度は約1,050万円。それから藻琴保育園につきましては、27、28年度は約1,400万円、29年度も約1,400万円となっております。さんごそう保育園につきましては、27年度が約1,300万円、28年度が1,200万円、29年度が1,060万円となっております。呼人のいずみのほうにつきましては、27年度が約1,000万円、28年度が約900万円、29年度も約900万円となっております。5園の合計でいきますと、27年度が約5,300万円、28年度が約5,200万円、29年度が約5,600万円となっております。

また、29年度で増額となっている理由としましては、平成29年度からはまなす保育園と浦士別保育園が季節保育から通年保育へとなっていることが主な要因となっております。

また、内部留保というお話でございますが、決算書におきます次年度への繰越金という形で御説明させていただきますが、北浜のはまなす保育園におきましては、27、28年度が約60万円から70万円程度、29年度につきましてはまだ調査中の中身でございますので、正しくない繰越金額という形になりますので、ちょっとこの部分はちょっと保留とさせていただきます。浦士別につきましては、27、28年度が約180万円、29年度が約200万円となっております。藻琴につきましては、27年度が約16万円、28年度が1万5,000円、29年度が約26万円となっております。さんごそう保育園につきましては、3年間ともゼロ円となっております。また、呼人のいずみ保育園につきましては、27、28年度は210万円から240万円程度、29年度が約180万円となっております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

委託料そのものは、特別な理由がなければそれほど変動しないのだなということは理解はできました。

内部留保自体は大変多い園と全然ない園とあるのでございますけれども、これはどんな理由でどうなっているというふうに捉えてらっしゃるのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 委託料の交付におきましては、先ほどの松浦委員のときの答弁でも一部お話をさせていただきましたが、年度末におきまして特に光熱水費などにつきましては、単価それから温度の、気象の変更等におきまして、使用

する量も変わってきますので、その中で運営費の中で不足が生じる場合につきましては、委託料の追加の交付を認めております。

中身の審査をして適正な運営をした上での決定をしておりますが、そのようなこともありまして、特にそういう部分で燃料費の使用が多い園ですとか、さまざま各園におきましても状況が違いますので、そういう差が出ているのが一つと、あと委託料におきましては、園児数による人数に応じた積算もございますので、そこら辺で増減があるのと、定額の部分もありますので、逆に人数に応じる部分は園児数が少ないところは下がりますし、逆に定額の部分が多い部分は園児数が少ないところでも一定額の委託料が交付されるという形になっておりますので、そこら辺の差におきまして、各園におきましての次年度繰越金に差があるものというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 任意団体とはいえ、運営委員会が一定の内部留保を持つこと自体、私は別に否定することはないのですけれども、その内部留保の金額については一定の何か物差しなり、ルールなりが多分あったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺原課では今のところは特に持ってないという、考え方としては持ってなかったというふうに考えていいのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 基準というものは特に定めてはおりませんけれども、委託料の10%以内というのに収めていただくのが好ましいというふうには考えております。ただし、大きな備品を購入しようというふうに、将来的に考えている場合ですとか、あとは施設を修繕といいますか、快適な環境にするための中規模な修繕等を将来的に考えているとかという場合もございますので、そういう意見も聞きながら、繰越金については一定額については認めてきているところでございます。

○平賀貴幸委員 ケース・バイ・ケースにそこはよるのだというふうに思います。施設の修繕はやっぱり市でやるべきだろうなというふうに、基本的に私は思いますけれども、その辺はいろいろな調整をしながら内部留保については、こういう金額を何に使うのかということを含めて、明確になっていることが大切だと思います。

そこはさておき、あと人数によって委託額がという話もございました。私も実際に働いていた経

験があるので、ある程度そこは理解できるのですけれども、ところでなのですが、障がいのあるお子さんがいて、加配になった場合の人件費というのは幾らなのですかね。

○清杉利明子育て支援課長 加配の職員につきましては、市のパート職員の基準に準じて、雇用の状況の実績に応じて交付をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 パート職員の実績に応じてということなのですね。ちょっと藻琴の保育園を例にさせていただくと、たしか2人ぐらい障がいのいる方がいらっしゃるのだと思うのですね。加配の方が1人いるという形で見ていくと、随分安いのではないかなと思うのですけれども、そんなに雇用条件ってよくない、よくないと言いたらいいかどうかあれですけれども、そんなに高くないのですかね。ちょっとよくわからないのですけれども。

○清杉利明子育て支援課長 市のパート職員の1時間当たりの単価が1,090円で、時間数としては1日5時間分として計算しております。

実際に運営委員会のほうで雇用した分については、実績報告を出していただきまして、それに準じて委託料の積算に加算をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 なるほど、フルタイムでないのこのぐらいの金額になると、そこはわかりましたが、それで十分かどうかということも、ぜひ検討していただきたいと思うのですけれども。

先ほど栗田委員の質問の中にも、できるだけ早く迎えに来てほしいという問題、これ前からあったというふうに思います。逆にどうしても15分から30分くらいおくれるから何とかしてほしいというニーズもあるのですよね、園によっては。その部分、内部留保があるところは、自分のところで残業手当で出しているでも何とかしようとしてやっているところもあるというふうに、私も理解しているのですけれども、なかなか難しいところもあるのだというふうに思います。

本来であれば、その部分、別の人を手配して正規の職員には帰宅いただけるような形をとることが、本当は望ましいと思うのですよね。そういう考え方で委託料だとか、運営の積算だとかを考えていただくことを、市と運営委員会で話してほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 各運営委員会のほうにも、年1回ではございますが、委員長会議等も開いておりますので、その中で意見等も頂戴しながら、どういう形であれば対応できるかということもございますので、意見の把握には努めてまいりたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員 ぜひそこは進めていただきたいと思いますが、この委託料の中には給食を調理する方の委託料も含まれているというふうに理解をしております。ところがその委託料が十分ではないので、保育士が調理しなければならない園というのが、過去あったのですよね。週に何回か。今もそれはあるのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 今もあるかということと、最近についてそういう話は当課のほうには来ていないので、実態としてどうなっているかということの把握もできていない状況ですので、今後どういう状況にあるのかという点も含めて、把握に努めていきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員 残念なことなのではけれども、その運営の実態の把握も、実は現時点で市では余りできてない部分もあったということが、今わかったのだと思うのです。

わかりません。私が働いていた当時のことから、そういう園があったのは間違いないのですね。どうしても調理員の方は働いていただく予算が足りないので、保育士の方に調理をしてくださいという日が週に何回かあるというところがあったのは間違いありません。

今もそれがあれば、やはり改善しなければいけないので、まずはその現状の運営の実態を、これいい意味で把握してほしいのですよね。改善するための把握です。決して悪いところを見つけるために把握してくださいと言っているわけではないのです。少しでも働きやすい環境で、そして運営委員の皆さんが安心して運営に当たれる環境をつくるための実態把握をしていただきたいということを、この場では申し上げたいのですけれども、そういう形での実態把握、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 今現在は、はまなす保育園におきます調査を実施しているところがございますが、そのほかの園につきましても、運営組織のあり方をどう見直していくべきかという点

も踏まえまして、実態の把握を含めて調査等を行っていきまして、再発の防止策及び運営組織のあり方について、さまざまな見直し点等を含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 一言でいうと、適切な把握を進めていただくしか、そこはないのだと思います。

再発防止等については、また改めて所管委員会での議論をさせていただきたいと思いますが、ぜひそこは前に進むような形をしていただきたいというふうに思いますし、先ほども市長からいろいろな形で答弁がございました。改めてそこについて、これ以上言及しませんが、しっかりとした市の対応をとるという意味でも、私は被害届の提出など一定程度の対応はすべきだというふうに思うところです。

最後の質問に移ります。

ごみ収集事業についてであります。

分別について難しい、それを何とかならないかという議論も種々あったところですが、私からは1点だけ伺います。

なかなか難しいということで、いろいろな工夫をされると思うのですけれども、今年度新たに取り組まれる点があれば、明らかにしていただきたいと思います。

○近藤賢生活環境課長 分別が難しいという声がございます。処理施設の状況、現状を見ますと、ごみが容器に包まれたままの食品や賞味期限が切れてしまった食品がそのまま生ごみとして出されているケースが散見されてます。

そうやって出される市民の方は、今までの一般ごみが全部生ごみというふうに認識されている方もいらっしゃると思いますので、今年度、来年度につきましては、市民の方にもわかりやすいような資料、例えば手つかず食品や食べ残しは容器包装と食品は分けて誘導できるような、わかりやすい資料の提供も進めてまいりたいと考えております。

また、環境展などのイベントがございますので、そこでは間違った出され方のパネルなども展示をして、正しく出していただくようなわかりやすい映像、画像を含めたものを提供して説明してまいりたいと考えております。

また、本当にわからないというお問い合わせがあった場合には、その方の自宅に出向くなど個別

の対応についても引き続き行ってまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 ぜひ必要な対応を進めていただきたいというふうに思いますが、間違った捨て方というの、実はなかなか大事なことだというふうに思います。

ごみ辞典をインターネットで公開されているようですね。よくある間違いだとか、よくある勘違いとかというの、インターネットで公開を、辞典の中に入れるのがいいかどうか、ちょっとあるのですけれども、していただくとか、そういった工夫をパネル展はもちろんなのですけれども、インターネットでも見れるようにして、こういうよくある間違いというのを事例として出していくのもわかりやすいと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 委員おっしゃるとおりインターネットのホームページの中でもよくある間違いなども、すぐ資料は集められますので、そういったことも検討して、実施していきたいと思えます。

○平賀貴幸委員 ぜひそういった形で工夫を重ねていただければ、ここはないと思えますので、取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、食品のロスについて伺います。

先ほども質疑の中でもありました。もちろん家庭からでもまだ食べられる、手つかずの食品が捨てられているということも答弁の中でわかりましたけれども、実際に代表質問の答弁の中だと、年間の総排出量の3%、343トンが手つかずの食品だということがわかりました。またその中で、やはり事業系の生ごみというのが一番多くて、事業系生ごみの18.31%、年間で219トンがこういったごみになるのだということもわかったところで

す。

何とかこれをゼロに近づけるということが、私は大切だと思います。条例については、今のところ検討しないということでしたけれども、ぜひ前に進めていただきたいと思えますが、原課のほうで何か考え方あればお示しいただきたいと思えます。

○近藤賢生活環境課長 当市ではスーパーなどの事業者の意見を聞く場としまして、これまで市と消費者協会、事業者で話し合いの場を持つ、網走市レジ袋等削減推進連絡会を設置しています。

目的としましては、ごみを減らす、レジ袋を減らすということが最初の課題だったのですが、現在開催については不定期ではございますが、これまでのレジ袋の削減は一定の方向性が見出せてきてますので、今後は食品ロスについても意見交換をし、よりよい施策に結びつけていくことにつなげるため、スーパーなどの事業者からも意見を聞いた上で、研究してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 ぜひここは、コミュニケーションしていただくほかないのだというふうに思います。

実際に大手の小売店については、この食品ロスというのは企業的には課題になっていて、どうしても発生するやむを得ないコストなのだけれども、何とか削減したいと思ってらっしゃるのですよね。ここを、網走市との話し合いの中で、実際にやり方が見つかっていけば大きな前進になりますし、全国的にも注目される事例に間違いなく思えます。フードバンク事業等と組み合わせながら、ぜひ検討していただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入並びに関連議案6件の細部質疑を終了しました。

本日は、これで散会とします。

再開はあす10時としますから、御参集願います。

大変お疲れさまでした。

午後6時17分 散会